

第六期帯広市総合計画



帯 広 市



はじめに

我が国は、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、地球環境問題の顕在化、さらには分権型社会の構築などの課題に直面しており、持続的な発展に向けて様々な改革がすすめられています。

帯広・十勝においては、農業の振興はもとより、地域経済の活性化や雇用の確保、環境問題への対応、人口対策などの様々な課題に対処し、安心して暮らすことができ、活力ある、豊かな地域社会づくりに取り組む必要があります。

帯広市は、明治期の民間開拓団・晩成社の開拓以来、市民に脈々と受け継がれてきたフロンティア精神を発揮し、十勝圏の中核都市として発展してきました。

今後とも、都市と農村が調和した個性と魅力あふれる都市としてさらに発展していくため、地域の特性や資源、文化を活かし、地域の意思と責任に基づく、自主・自立のまちづくりをすすめていく必要があります。

第六期帯広市総合計画は、総合計画策定審議会をはじめ、多くの市民の参加をいただくとともに、策定過程を議会と共有しながらつくり上げた、市民協働によるまちづくりの指針となる計画です。

今後、この計画に基づきながら、地域の知恵と力を結集して、都市像に掲げた「人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ」の創造をめざして取り組んでまいります。

計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、引き続き、まちづくりへの一層の参画とご協力をお願いいたします。

平成22年3月

帯広市長 砂川敏文

第六期
帯広市総合計画

目 次

序 論

- 1 計画の考え方 1
- 2 時代の潮流とまちづくりの課題 4

基本構想

- 1 基本構想の期間 11
- 2 将来人口 11
- 3 都市形成 11
- 4 基本構想策定の基本的視点
 - (1) 市民主体のまちづくり 12
 - (2) 田園都市のまちづくり 12
 - (3) 中核都市のまちづくり 12
 - (4) グローバルなまちづくり 12
- 5 まちづくりの基本方向
 - (1) 都市像 13
 - (2) まちづくりの目標 14

基本計画

総 論 編

- 1 基本計画の期間 19
- 2 将来人口の考え方 19
- 3 都市形成の基本方向 21
- 4 政策・施策評価 22
- 5 構想推進プロジェクト 23
- 6 地区・住区の考え方 24

各 論 編

- 政策・施策の体系 27

1 安全に暮らせるまち 30

災害に強い安全なまちづくり

- 地域防災の推進 31
- 消防・救急の充実 33

安心して生活できるまちづくり

- 防犯の推進 35
- 交通安全の推進 37
- 消費生活の向上 39

2 健康でやすらぐまち 42

健康に暮らせるまちづくり

- 保健予防の推進 43
- 医療体制の充実 45

やすらぎのあるまちづくり

- 地域福祉の推進 47
- 高齢者福祉の推進 49
- 障害者福祉の推進 51
- 社会保障の推進 53

子どもたちが健やかに育つまちづくり

- 子育て支援の充実 56
- 青少年の健全育成 58

3 活力あふれるまち 60

力強い産業が育つまちづくり

- 農林業の振興 61
- 工業の振興 64
- 商業の振興 66

中小企業の基盤強化	68
産業間連携の促進	70
雇用環境の充実	72

にぎわいのあるまちづくり

中心市街地の活性化	74
観光の振興	76

4 自然と共生するまち

地球環境を守るまちづくり

地球環境の保全	79
廃棄物の資源化と適正処理	81

うるおいのあるまちづくり

公園・緑地の整備	83
水道水の安定供給	85
下水道の整備	87

5 快適で住みよいまち

快適で住みごこちのよいまちづくり

住環境の充実	91
魅力ある景観の形成	93
墓地・火葬場の整備	95

交流を支えるまちづくり

道路網の整備	97
総合的な交通体系の充実	99
地域情報化の推進	101

6 生涯にわたる学びのまち

次代を担う人を育むまちづくり

学校教育の推進	105
教育環境の充実	108
高等学校教育の推進	110
高等教育の充実	112

ともに学び地域のきずなを育むまちづくり

学習活動の推進	114
---------------	-----

芸術・文化の振興	116
スポーツの振興	118

7 思いやりとふれあいのまち

互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

人権尊重と平和な社会の形成	121
男女共同参画社会の推進	123
ユニバーサルデザインの推進	125
アイヌの人たちの誇りの尊重	127

ふれあいのあるまちづくり

地域コミュニティの形成	129
国内・国際交流の推進	131

8 自立と協働のまち

市民とともにすすめる自治体経営

市民協働のまちづくりの推進	135
自治体経営の推進	137
広域行政の推進	139

質の高い行政の推進

行政サービスの充実	141
行政事務の適正な執行	143

【参考資料】

1 これまでの総合計画の概要	147
2 総合計画策定の経過	148
3 成果指標	183
4 分野計画	205

帯広市民憲章

(昭和57年6月17日制定)

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗り越えて、その中心に平原のまち、帯広^{ひら}を拓きました。

わたくしたちは、豊かな自然と、この地によって培^{つちか}われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。

- 1 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
- 1 あたたかい心をもち、うるおいのあるまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、やすらぎのあるまちにしましょう。
- 1 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。

交通安全都市宣言

(昭和37年5月17日議決)

最近、わが国経済の急激なる発展は、都市交通のふくそう化を招いて悲惨な交通禍の続出となつてあらわれ、今やわが帯広市においても車両の増加は交通事情の悪化と事故のひん発をもたらし、市民の日常生活にとってゆるがせにできない現状である。

これら交通禍の脅威を除いて市民生活の安全を確保するため、交通環境の改善整備を推進するとともに、市民の協力一致の下に安全交通の自覚に徹して交通道德高揚の急務を痛感するものである。

よって全市民とともに総合的連けいをはかり、強力なる活動を通じて明るく住みよい安全都市の理想を達成すべく、ここに帯広市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

健康スポーツ都市宣言

(昭和63年10月6日議決)

(昭和63年10月10日宣言)

私たち帯広市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じ、明るくたくましい心とからだをはぐくみ、躍動する豊かなまちおびひろをめざし、ここに健康スポーツ都市を宣言します。

- 1 みんなでスポーツを楽しみ、健康な生活をおくろう。
- 1 みんなでスポーツに親しみ、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- 1 みんなでスポーツをとoshi、はずむ心を世界に伸ばそう。

暴力追放・防犯宣言

(平成元年8月5日宣言)

安全で秩序ある社会の進展と平穏な生活の確保は、市民生活の願いである。

しかしながら、最近の社会情勢の変化は、市民が日常生活を営む上で、不安感を覚えるような各種犯罪が増加の傾向にある。

21世紀を間近に控えて、市民相互の連帯意識と防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全を確保するとともに、暴力を排除し犯罪のない真に明るく住みよい街づくりを決意し、ここに帯広市を「暴力追放・防犯の街」とすることを宣言する。

核兵器廃絶平和都市宣言

(平成3年7月26日議決)

(平成3年8月15日宣言)

世界の恒久平和は、豊かで安全な生活を求める全世界の人びとの共通のねがいであり、日本国憲法の理念でもあります。

しかし、この地球上には大量の核兵器が蓄積されており、その開発は宇宙空間にまで及び、あらゆる生命の存続に脅威をあたえております。

かけがえのない地球をまもり、子どもたちにひきつぐことは、今を生きるすべての人びとの果たさなければならない責務です。

世界唯一の核被爆体験国である日本に住むわたしたちは、広島・長崎の惨禍をくりかえさないよう、全世界にむけ核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えつづけなければなりません。

自然ゆたかな郷土を大切に、やすらぎのある生活をねがうわたしたち帯広市民は、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求め、核兵器廃絶平和都市となることを宣言します。

序 論

1 計画の考え方

(1) 策定の趣旨

帯広市は、西に日高山脈、北に大雪山系、東に白糠丘陵・阿寒などの豊かな自然に囲まれた、日本有数の食料基地である十勝平野の中央に位置し、農業や商工業などの地域産業に支えられながら、十勝圏の中核都市として発展してきました。

本市の開拓の歴史は、明治16年、民間の開拓団・晩成社の入植にはじまります。全国各地から入植した先人は、先住民族であるアイヌの人たちが暮らす原始の大地に豊かな耕地を拓き、平原のまち・帯広を築きました。

本市は、明治政府の北方警備と開墾を担う屯田兵による開拓が主体の北海道開発史の中にあって、高い志を持った民間開拓団が拓いた特徴的な地域であり、幾多の困難を乗り越えながら培われたフロンティア精神は、今に受け継がれています。

また、開拓の初期から、北海道拓殖計画*やワシントンD.C.*をモデルに構想された計画に基づき都市の骨格が形成され、都市を森で囲む帯広の森構想*や緑の工場公園*、都心部大改造*、ニュータウン造成*、農業生産基盤などの大事業を経て、今日、道内有数の都市として発展してきました。

現在、我が国は、経済のグローバル化*の進展、人口減少時代の到来、地球環境問題の顕在化、地方分権の進展など、新たな時代に向けて取り組まなければならない諸課題に直面しています。地域においては、経済の低迷や雇用不安、人口問題等の課題を乗り越え、成熟社会における豊かで活力のある質的に充実した地域社会を創造していかなければなりません。

分権時代において、自治の気概を持ち、市民の知恵と力を結集し、地域の主体性に基づき、自主・自立のまちづくりをすすめ、未来に向かって持続的な発展をめざすため、この計画を策定するものです。

(2) 計画の性格

本市は、昭和34年、全国の自治体に先駆けて『帯広市総合計画』を策定して以来、約半世紀にわたり、総合計画に基づき、都市基盤や産業基盤などの整備を着実にすすめ、今日の発展の礎を築いてきました。

十勝圏の中核都市として、今後、さらに発展していくためには、先人が築きあげてきた地域の歴史・文化などを踏まえながら、時代潮流や多様化する市民ニーズを的確にとらえ、快適で住みよいまちづくりをすすめる必要があります。

総合計画は、地域の創意工夫により、個性と魅力あるまちづくりをすすめる上で、重要な役割を果たすものであり、第六期帯広市総合計画は、まちづくりの主役である市民と行政が力を

合わせて、市民協働によるまちづくりをすすめる指針としての性格を有するものです。

今回の総合計画は、「帯広市まちづくり基本条例*」の制定後に策定する初めての総合計画として、幅広く市民が参画し、また、策定の過程を議会と共有しながら取り組んだ計画でもあります。

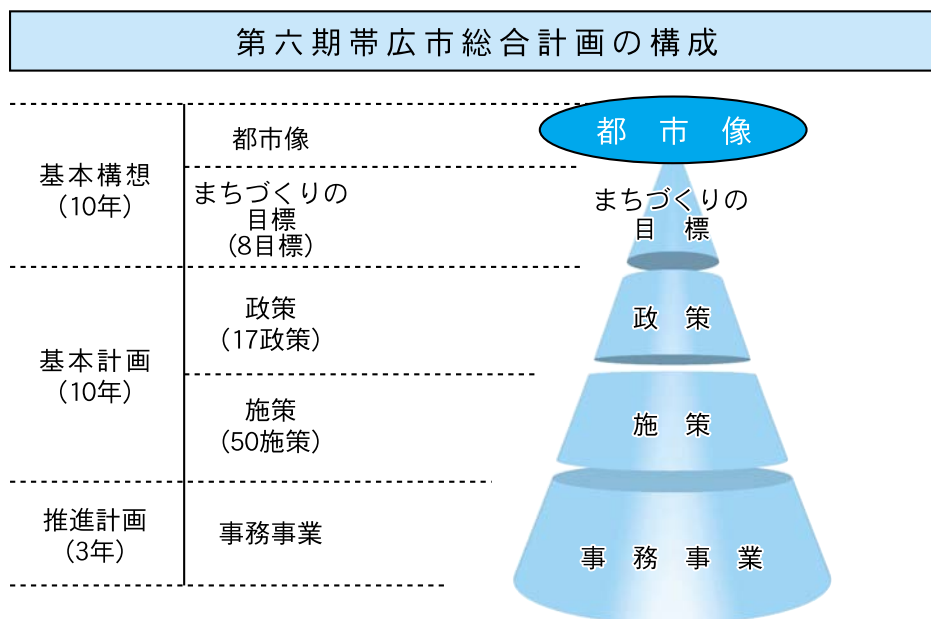
(3) 計画の概要

名 称

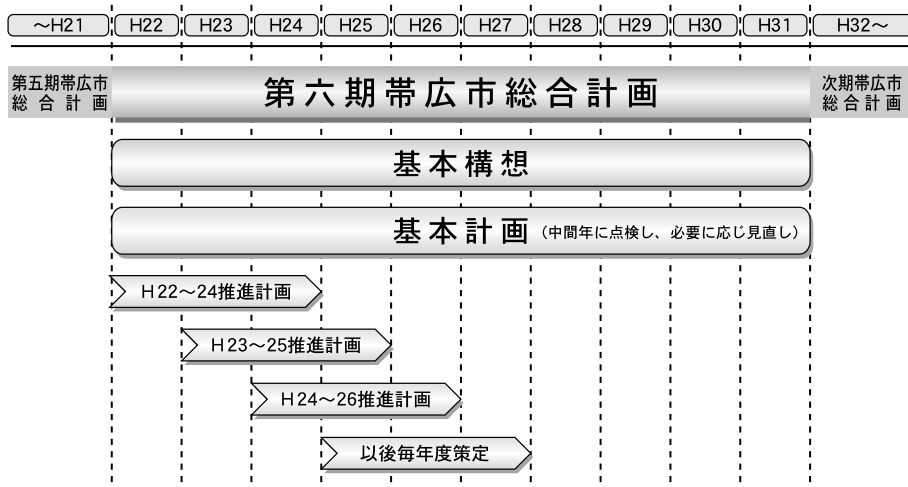
計画の名称は、『第六期帯広市総合計画』とします。

計画の構成と期間

第六期帯広市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。



- 「基本構想」は、まちづくりの基本方向などを示すもので、地方自治法に基づき議会の議決を経て策定するものです。期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。
- 「基本計画」は、基本構想を実現するために取り組む政策・施策などを示すものです。期間は、基本構想と同様に10年間としますが、社会経済状況などの変化に柔軟に対応するため、中間年において点検し、必要に応じて適切な見直しを行います。
- 「推進計画」は、基本計画の政策・施策を実現するために取り組む事務事業を示すものです。行財政状況や国等の政策動向などを踏まえ、効果的・効率的に政策・施策を推進する必要があることから、期間を3年間とし、毎年度策定することとします。



(4) 分野計画

総合計画に基づく各分野の政策・施策を効果的に推進するため、総合計画に即して、分野計画を策定します。

(5) 国や北海道などの計画

第六期帯広市総合計画は、国、北海道などの諸計画との整合に留意しながら策定するとともに、国や北海道などと連携し、関連事業等を活用しながら、効果的・効率的な推進に努めます。

国・北海道の計画

計 画 名	計画の戦略的目標・めざす姿
国土形成計画 〔平成20年度から概ね10年〕	東アジアとの円滑な交流・連携 持続可能な地域の形成 災害に強いしなやかな国土の形成 美しい国土の管理と継承 「新たな公」を基軸とする地域づくり
地球環境時代を先導する 新たな北海道総合開発計画 〔平成20年度から概ね10年〕	アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現 森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現 地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現
新・北海道総合計画 (ほっかいどう未来創造プラン) 〔平成20年度から概ね10年〕	人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道 十勝連携地域 政策展開方針〔平成20年度から5年程度〕 ～売り込む・呼び込む・生きる～ 高速交通ネットワークで結ばれる道東の拠点「十勝」

2 時代の潮流とまちづくりの課題

我が国は、高度経済成長期を経て、世界有数の経済大国として、豊かで平和な社会を実現してきました。

しかし、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、地球環境問題への対応、分権型社会の構築などの諸課題に直面しています。

さらに、新興国の台頭などによる経済の相互依存の深化、人口・産業集積などの大都市と地方との格差の拡大、成熟した社会の中で疎外感を抱く人々や貧困・格差の存在などが社会問題となっています。

今後、将来に向かって発展するために、これまで社会を支えてきた仕組みや社会経済のあり方などを、これからの社会にふさわしいものへと変革しなければならない状況にあります。

本市を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、市民が互いに尊重し合い、市民と行政が力を合わせて、総合的な視点からまちづくりをすすめる、住民福祉の向上を通して、持続性のある豊かな地域社会を創造していく必要があります。

(1) 人口減少や少子高齢化がすすむ社会

我が国は、急速に少子高齢化が進行し、平成16年をピークに、今後数十年間減少が続く、人口減少時代が到来しています。

人口減少は、都市空間や教育環境などのゆとりを創出する面があるものの、生産年齢人口*の減少、コミュニティ機能の低下、現役世代の社会保障費の負担増など、社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

国では、「少子化社会対策基本法*」等に基づき、少子化対策をすすめるとともに、高齢者等への安心施策を推進しています。

本市においては、少子高齢化の進行とともに、ベッドタウンである周辺3町や札幌市、首都圏などへの人口流出により、平成13年以降、人口減少が続いています。

本市が、今後とも十勝圏の中核都市の役割を発揮し、圏域の発展に貢献していくためには、一定規模の人口集積をすすめる必要があります。

近年の人口構造の変化を踏まえ、誰もが暮らしやすく、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどをすすめるとともに、地域経営*の視点から、都市機能の集積や地域経済の活性化、適正規模のまちづくりをすすめる必要があります。

(2) 安全・安心を求める社会

近年、国内外において、地震や洪水などの大規模な自然災害が発生しています。また、食品の偽装や消費者被害の発生、地域医療への不安など、社会の信頼性に関わる問題が生じています。

こうしたことを背景として、安全・安心に関する意識が高まり、防災や危機管理体制の整備などにより、安全で安心して暮らすことができる社会づくりが求められるようになってきました。

帯広・十勝では、十勝沖地震*、台風による風水害などが発生しており、避難所や公共施設などの耐震化、地域における自主的な備えなどをすすめる必要があります。

また、火災、交通事故、犯罪などのない安全な地域社会づくりにも取り組む必要があります。

高齢社会を迎え、国と地方が連携し、地域医療体制の充実や安定した社会保障制度などにより、安心して暮らせる環境づくりをすすめていく必要があります。

農業や食品産業を基幹的な産業とする帯広・十勝においては、食の安全・安心や地産地消*などの取り組みをすすめていくことも重要になっています。

(3) 経済のグローバル化がすすむ社会

世界経済は、地球規模のネットワーク化の進展、先進国をはじめ新興国の成長に伴い、市場の拡大、貿易・金融自由化が急速にすすみ、経済の多角的な結びつきが強まり、我が国でも、製造業を中心とする東アジアへの資本流出、国内産農産物の輸出や海外からの観光客が増加するなど、経済のグローバル化がすすんでいます。

米国に端を発した世界的な金融危機と、我が国の急激な景気の悪化を契機に、雇用不安や格差が社会問題となり、経済構造の見直しや体質改善などの課題が生じています。

また、人口や産業集積の違いによる大都市圏との経済格差の拡大に伴い、地域経済は需要と供給の両面から縮小に向かうことも懸念されています。

さらに、世界的な貿易自由化の潮流の中で、世界貿易機関(WTO)農業交渉や日豪経済連携協定(EPA)交渉などがすすめられており、十勝の基幹産業である農業が極めて厳しい環境に置かれることも懸念されています。

こうした状況にあって、地域資源などを活かした産業の振興や産学官の連携による中小企業の活性化、雇用の確保などに取り組み、足腰の強い地域経済の基礎づくりをすすめ、持続的な発展をはかることが重要になっています。

(4) 地球環境を大切にす社会

近年、経済活動の拡大などに伴い、地球温暖化*をはじめとする環境問題、食料や資源・エネルギー問題、水資源問題など、国際的に取り組まなければならない課題が顕在化しています。

石油などのエネルギーの多くを海外に依存している我が国は、低炭素社会*の実現をめざして、地球温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出量を抑制するため、太陽光やバイオマスなどの自然エネルギーの活用などに取り組んでいます。

本市は、市民協働による帯広の森づくりや環境に配慮した農業の展開、廃棄物の減量・資源化など、循環型・環境保全型のまちづくりをすすめてきています。

帯広・十勝において、環境を大切にす地域社会づくりは、快適な都市づくりはもとより、農業をはじめ地域産業の発展にも結びつく重要な課題です。

環境の有限性を認識し、水や緑を地域共有の財産として保全し、廃棄物の排出抑制、エネルギーの地産地消、雪氷の活用、環境産業の育成など、環境と都市、環境と経済が両立する低炭素社会のモデルとなる持続可能な地域づくりをすすめる必要があります。

(5) ネットワーク化がすすむ社会

高速道路、航空などの交通ネットワークや高度情報通信ネットワークの形成により、人や物、情報の流れは、急速に高速化がすすんでいます。

国では、いつでも、どこでも、超高速の情報通信ネットワークが利用できるユビキタスネット社会*の実現をめざし、基盤づくりをすすめています。

高度情報化の進展により、国内外との時間距離の大幅な短縮や、地域間の情報格差の解消など、経済や暮らしの利便性の飛躍的な向上が期待されています。

北海道では、新幹線や高速道路網の整備がすすめられており、平成23年度には道央圏と十勝圏が北海道横断自動車道*で結ばれ、オホーツク圏、釧路・根室圏などとも連絡する、高速交通の新しい時代を迎えようとしています。

高速道路網と鉄道や空港・港湾機能との有機的なネットワークの形成により、都市間や地域間の結びつきが強まり、産業立地の促進や交流人口の拡大など、地域の活性化の進展が期待されます。

ネットワーク化の進展により、産業、金融、交流など様々な分野での結びつきが強まることから、高速交通ネットワークや高度情報通信ネットワークをまちづくりに幅広く活用し、地域の発展につなげていく必要があります。

(6) 価値観が多様化する社会

生活水準の向上や余暇時間の増加、経済活動のグローバル化などを背景として、家族のあり方や労働のあり方が変化するなど、私たちを取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつあります。

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は多様化し、物質的な豊かさより、心の豊かさや個人の生き方をより重視する傾向が強まっています。価値観やライフスタイルの変化の中で、社会貢献への意識が高まり、多様な結びつきによるボランティア活動などへの参加が増加しています。一方で、地域の人口構造の変化などにより、居住地を基盤とした地域コミュニティの活力の低下が危惧されています。

これからのまちづくりにおいては、町内会等の身近な地域コミュニティの活性化などにより、多様な市民の活力を地域づくりにつなげていくことが必要になっています。

また、市民が生涯を通して学び、知識や経験をまちづくりに活かすことができる環境づくりが大切になっています。さらに、子どもたちの個性を尊重しながら、将来の地域社会の発展を支えるまちづくりの担い手として健やかに育む必要があります。

市民が健康で充実した生活を送ることができるよう、市民の主体的な活動を通して、多様な文化やスポーツに親しむことができる環境づくりが必要になっています。

(7) 地方分権や市民協働がすすむ社会

我が国では、個性と活力に満ちた地域社会の実現をめざし、中央集権型社会から地方分権型社会*への転換に向けて、地方分権改革がすすめられています。

地方分権一括法による第一期分権改革*では、国と地方は、従来の上下・主従から対等・協力関係に改革されました。また、地方交付税*改革、国庫補助負担金改革、国から地方への税源移譲を一体的に行う三位一体改革*や市町村合併もすすめられてきました。

現在の第二期分権改革*では、事務権限の移譲や自治体の政策展開の自由度の拡大などが検討されています。さらに、道州制*の検討、北海道における支庁制度改革*などもすすめられ、自治体の行財政環境は大きく変化してきています。

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政機関として市町村の役割が増大し、今後、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが一層求められてきます。

ますます多様化する市民ニーズに応えながら、地域が主体的にまちづくりをすすめていくためには、住民自治の考え方に基づき、地域の力を合わせて、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが重要になっています。

用語解説

北海道拓殖計画

資源開発、未開地の処分、農耕適地の開墾を目的に北海道庁が策定した北海道の開発計画。明治43年度から昭和21年度を計画期間とした。

ワシントンD.C.

アメリカ合衆国の首都。正式名称はワシントン・コロンビア特別区。格子状の道路区画に斜行道路を放射状に組み込んだ都市設計を採用しており、帯広市はこれをモデルとしたとされている。

帯広の森構想

市街化区域を森で包む帯広の森の整備構想。昭和45年の第二期帯広市総合計画策定審議会において発表された。

緑の工場公園

西帯広地区に昭和37年から造成をはじめた工業団地。十勝の水と空気を守る公害のない工業団地をめざした。

都心部大改造

連続立体交差や駅周辺区画整理、西二条街路整備、帯広駅北地下駐車場など帯広駅周辺における都市機能の整備事業。

ニュータウン造成

昭和58年から西帯広地区ですすめられた区画整理事業。

グローバル化

経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。

帯広市まちづくり基本条例

分権時代にふさわしいまちづくりを市民と行政が互いに力を合わせてすすめるため、それぞれの役割や市民参加、行政運営の基本的な事項等について定めた条例。

生産年齢人口

15歳から64歳までの人口。

少子化社会対策基本法

少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、基本理念や基本的施策等について定めた法律。

地域経営

市民、事業者、行政など、地域で暮らし、活動している多様な主体が、合意形成をはかりながら、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを実践していくこと。

十勝沖地震

十勝沖を震源に、昭和27年、43年、平成15年に発生した大規模地震。

地産地消

地域の消費者ニーズに応じた農業生産と生産された農産物を地域で消費する活動を通して、農業者と消費者を結びつける取り組み。

世界貿易機関（WTO）

GATT（関税と貿易の一般協定）体制に代わり平成7年に発足した、貿易に関する協定の管理運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。

経済連携協定（EPA）

2つ以上の国が、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など経済関係を強化し、貿易・投資の自由化・円滑化を促進することを目的に結ぶ協定。

地球温暖化

二酸化炭素など赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温度が上昇する現象。

低炭素社会

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取りながら、便利で豊かな暮らしができる社会。

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタンなど6つの気体を温室効果ガスとしている。

ユビキタスネットワーク社会

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながる社会。

北海道横断自動車道

黒松内町を起点とし根室市及び網走市を終点とする高速自動車国道。平成22年2月現在、小樽 - 夕張、占冠 - 浦幌・足寄間が開通、平成23年度には夕張 - 占冠間が開通する予定となっている。

地方分権型社会

国と地方の役割分担のもと、地方自治体の自主的・自立的な行政運営や住民の主体的な参加により、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する社会。

第一期分権改革

平成12年の地方分権推進一括法に基づく一連の地方分権改革。国と地方の関係を「上下」の関係から「対等・協力」の関係とし、機関委任事務制度を廃止、地方自治体の事務を自治事務と法定受託事務に整理した。

地方交付税

地方公共団体間の財政力の不均衡を調整し、すべての地方公共団体において標準的な行政サービスを提供することができるよう、国から交付される財源。

三位一体改革

地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権の拡大をはかるため、平成16年度から18年度に国が行った改革。国庫補助負担金の削減、地方交付税の縮小、税源の移譲の3つの改革が同時にすすめられた。

第二期分権改革

平成18年の地方分権改革推進法に基づきすすめられている一連の地方分権改革。国と地方の役割分担の徹底した見直し、地方行財政制度の整備などをすすめるものであり、国では、平成21年12月「地方分権改革推進計画」を定め、地域主権戦略会議を中心

に改革を推進している。

道州制

国内をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、市町村へ大幅な権限の移譲を行う地方自治の仕組み。

支庁制度改革

14支庁を9の総合振興局、5の振興局とし、広域的な地域政策の展開や横断的な組織体制を構築しようとする北海道の組織改革。

基本構想

(平成21年12月25日議決)

1 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

2 将来人口

我が国は少子高齢化が進行し、今後、数十年にわたり総人口の減少が予測される人口減少時代を迎えています。地方では、大都市への人口流出などにより、人口の減少がすすんでいます。

本市の人口は、減少傾向にありますが、今後とも、地域の可能性を活かし、魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより、東北北海道の広域的な中核都市としての役割を担っていくため、総合的な観点から定住等を促進し、平成31年の人口を概ね17万人と想定します。

3 都市形成

本市は、市域の北から南に都市地域、農村地域、森林地域、自然公園地域に区分され、秩序ある土地利用がはかられています。

今日、人口構造の変化や循環型・低炭素社会*への対応、社会基盤の安定的な維持などの諸課題に対応しながら、十勝圏の中核都市としての都市形成をすすめていくことが必要です。

都市地域は、都市機能の集積や快適な都市空間の創出をはかり、コンパクトな市街地形成をすすめます。

農村地域は、豊かで美しい田園空間などの地域特性を活かし、食料生産と生活の場として、調和の取れた地域づくりをすすめます。

森林地域、自然公園地域は、豊かな自然環境を保全するとともに、森林の管理・保全をすすめます。

今後とも、社会経済動向を踏まえ、広域的な交通ネットワークなどの基盤を有効に活用しながら、十勝圏や東北北海道における拠点性を高め、将来に向けて都市と農村が調和する持続可能な都市形成をすすめます。

4 基本構想策定の基本的視点

(1) 市民主体のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地域の意思と責任に基づき、主体的にまちづくりをすすめる自治の理念がより重要になってきています。中でも住民自治は、地方自治の基本的な要素として、極めて大切な考え方となるものです。

自らのまちを自らの力で創造する気概を持ち、住民福祉の向上をめざし、市民主体のまちづくりをすすめます。

(2) 田園都市のまちづくり

地球環境問題や食料問題などが世界的な課題となっている中で、豊かな自然に囲まれ、食料生産機能を有し、ゆとりとやすらぎのある、田園空間の価値はますます高まっています。

未来に向かって持続的に発展していくため、人間尊重を基本に、都市と農村が調和する田園都市の創造に向けてまちづくりをすすめます。

(3) 中核都市のまちづくり

本市は、十勝圏との深い結びつきのもと、圏域全体に都市的サービスを提供する中核都市としての役割を担いながら、発展してきています。

これまでのまちづくりの歴史と蓄積の上に立って、十勝圏との一体性を保ちながら、十勝圏の発展への貢献はもとより、東北道の広域的な中核都市としての役割を担うまちづくりをすすめます。

(4) グローバルなまちづくり

グローバル化*の進展に伴い、市民の暮らしや地域経済は世界の動きと深く関わるようになっていきます。農業や観光、環境問題、ユニバーサルデザイン*の取り組み、平和や人権など、国際的な視野でとらえ、地域の課題に対応していくことが必要になってきています。

地域の特性を踏まえ、グローバルな視点で考え、地域において政策を展開しながら、世界にも貢献しうる、個性と魅力あるまちづくりをすすめます。

5 まちづくりの基本方向

(1) 都市像

帯広市民は、豊かな自然に囲まれた、十勝の風土と歴史の中で、おおらかな気風と独自の文化を育み、きれいな空気、おいしい水、美しい景観を有する、都市と農村が調和したまち「帯広」を築いてきました。

広々とした田園空間の中で展開される大規模農業は、豊かな農産物を育み、関連産業の集積を促す、地域発展の原動力となっています。

厳しい自然に耐え、力を合わせて未開の大地を切り拓き、幾多の困難に立ち向かいながら、多様な人々や異なる文化を受け入れる寛容さを醸成してきました。これらの特性は、地域に個性と魅力を生み、活力を創出する源泉として、今後とも大切にしていかなければならないものです。

今日、少子高齢化問題、地球環境問題、地域経済の活性化問題、教育問題、地域コミュニティの問題、大都市との格差の拡大など、将来に向けて解決すべき諸課題に直面しています。

人口減少や経済縮小など、これまで経験したことのない地域活力の低下への懸念を乗り越え、潜在的な可能性を活かしながら発展力を創出し、十勝圏や東北北海道における拠点性を高め、住みよいまちづくりをすすめ、次代に継承していかなければなりません。

命を守り、安全で安心して暮らせるまち
子どもが健やかに育ち、誰もが健康に暮らせるまち
環境と産業が両立し、新たな産業が育つ活力のあるまち
都市と農村が調和し、自然と共生するまち
豊かで美しい自然につつまれ、快適に暮らせるまち
生涯を通して学び、地域文化が育つまち
人間尊重を基本とした、思いやりにあふれるまち
分権時代を自らの力で切り拓く、自主・自立のまち

をめざし、地域の力を合わせ、未来に向かって夢と希望にあふれるまち「帯広」の創造に向け、都市像を次のとおりとします。

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

(2) まちづくりの目標

安全に暮らせるまち

安全・安心に関する人々の意識が高まる中で、安心して日常生活を送ることができる地域社会づくりが求められています。災害や事故などから市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる必要があります。

建物等の耐震化や防災体制の整備、消防・救急体制の充実などに取り組み、災害に強いまちをつくりまします。

防犯体制の整備、交通事故の防止、消費生活の向上などに取り組み、安全に暮らせるまちをつくりまします。

健康でやすらぐまち

少子高齢化の進行に伴い、誰もが安心して子どもを産み育て、生涯を通して健やかに、やすらぎのある生活を送ることができる社会づくりをすすめる必要があります。

市民が健康で生き生きと暮らすことができるよう、健康維持や疾病予防の推進、地域医療体制の充実に取り組みまします。

高齢者や障害のある人が、必要とする介護や支援を受けながら、住みなれた家庭や地域で生き生きと暮らすことができるよう、地域で支える環境づくりをすすめます。

多様なニーズに対応した子育て支援の充実や青少年の健全育成に取り組み、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをすすめます。

活力あふれるまち

地域が発展し、豊かな暮らしを支えるためには、経済基盤が安定している必要があります。

安全で良質な食料の生産のため、基幹産業である農業を振興するほか、地域の特性や資源を活かし、農商工や産学官の連携により新たな産業を育成するとともに、商工業の振興や中小企業の経営基盤の強化などにより、地域産業を振興し、雇用の確保をすすめます。

都市機能の集積を促進し、帯広・十勝の顔として魅力ある中心市街地*の形成をすすめます。

雄大な自然景観や食などの地域資源を活用した観光を振興し、国内外から人々が集う魅力あるまちづくりをすすめます。

自然と共生するまち

地域の持続的な発展のためには、生活や産業活動を支える環境を保全し、良好な状態で次代に引き継いでいくことが大切です。豊かな自然を守り、自然と共生し、温室効果ガス*の排出を抑制する低炭素社会の形成をめざすことが必要です。

環境モデル都市*として、地球環境を守るため、帯広の森づくりをはじめとする緑化の推進はもとより、環境負荷の低減や自然環境の保全などをすすめます。

また、循環型の地域社会の形成をめざし、ごみの減量化・資源化や廃棄物の適正処理などに取り組みます。

快適でうるおいのある生活環境づくりのため、公園・緑地の整備や安全な水道水の供給、下水道の整備をすすめます。

快適で住みよいまち

本市が、広域的な中核都市として、さらに発展していくためには、市民の暮らしや経済活動を支える、交通ネットワークや住環境などの都市基盤の充実が必要です。

市民の多様なニーズを踏まえた住宅・住宅地の提供や既存宅地の有効活用をはかるとともに、魅力ある景観づくりなどをすすめ、快適で住みよい住環境を創出します。

幹線道路や生活道路をはじめ、高速道路や空港、情報通信基盤の整備などにより、人・物・情報の活発な交流を支える環境づくりをすすめます。

生涯にわたる学びのまち

市民が生涯を通して学び、知識や経験を人生やまちづくりに活かすことができる地域づくりが必要です。

将来を担う子どもたちが、社会の中でたくましく生きていく力を身につける学校教育の推進や、高等教育の充実に向けた取り組みをすすめます。

市民が、生涯にわたる学習活動、文化・スポーツ活動などを通して、自らの可能性を広げるとともに、交流を深め、地域社会の中で経験や能力を発揮できる環境づくりをすすめます。

思いやりとふれあいのまち

平和を尊ぶ意識が共有され、ぬくもりがあり、人権が尊重される社会づくりが必要です。

ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりやアイヌの人たちの誇りの尊重、男女共同参画社会*の推進など、思いやりのある地域社会づくりをすすめます。

また、自主的な地域活動を促進し、地域コミュニティの活性化をはかるとともに、国内外の都市との多様な交流を通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

自立と協働のまち

我が国では、中央集権型から地方分権型の社会づくりに向けて様々な改革がすすめられています。地方分権の進展により、自治体が自主性・自立性を高め、地域の特性を活かしながら、市民とともに個性豊かで活力のある地域社会を形成することが必要です。

市民と行政が、情報を共有し、互いに役割を分担しながら、協働のまちづくりをすすめます。

行財政改革や広域連携の推進などにより、効率的な行政運営をすすめ、分権時代にふさわしい自治体経営の確立に取り組みます。

また、多様化する市民ニーズに応え、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、行政事務を適正にすすめます。

用語解説

低炭素社会

P 8を参照。

グローバル化

P 8を参照。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。

中心市街地

帯広市中心市街地活性化基本計画で示している、大通東仲通と西5条西仲通（JR根室線以北は、ウツベツ川まで）までを東西の境界に、南5丁目から南16丁目までを南北の境界とする140haの区域。

温室効果ガス

P 8を参照。

環境モデル都市

低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な排出削減など、高い目標を掲げて先駆的な取り組みを行う都市として内閣府が選定した都市。平成22年2月現在、帯広市を含め13都市が選定されている。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会。

基本計画

(総論編)

1 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

2 将来人口の考え方

(1) 人口の動向

我が国の総人口は、平成16年の1億2,779万人をピークに減少局面に移行しています。国立社会保障・人口問題研究所*の「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」では、今後、少子高齢化が一層すすみ、21世紀半ばには1億人を割り込むと推計されています。

北海道の人口は、平成10年以降減少が続き、平成17年には5,627,737人と、平成12年から55,325人減少(1.0%)しています。国の推計では、平成42年の北海道の人口は約468万人となっています。

十勝圏の人口は、平成17年には354,146人となっており、平成12年から3,712人減少(2.1%)していますが、道央圏を除く他圏域との比較では、より緩やかな減少が予測されていません。

本市の人口は、出生数の減少と死亡数の増加、市外への転出超過などにより、減少傾向にあり、平成17年の人口は、170,580人となっており、平成12年から2,450人減少(1.4%)しています。

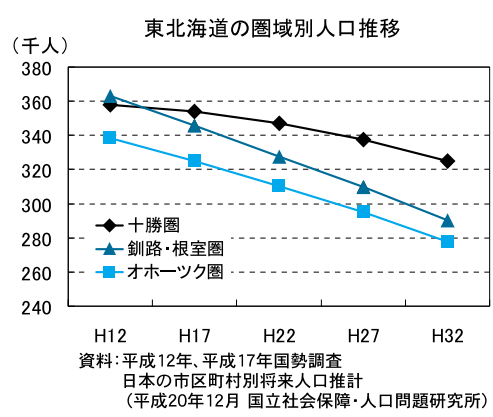
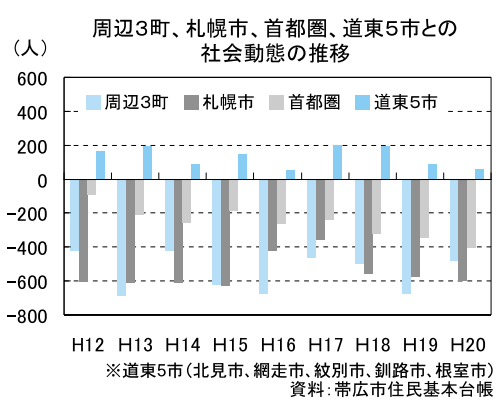
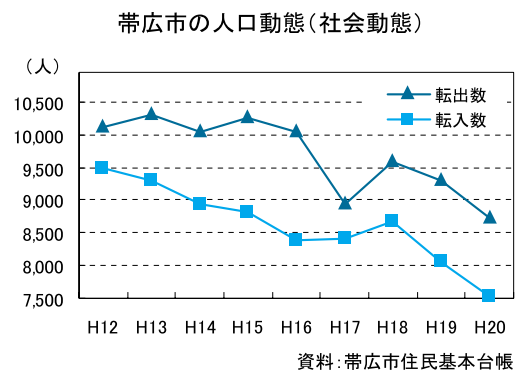
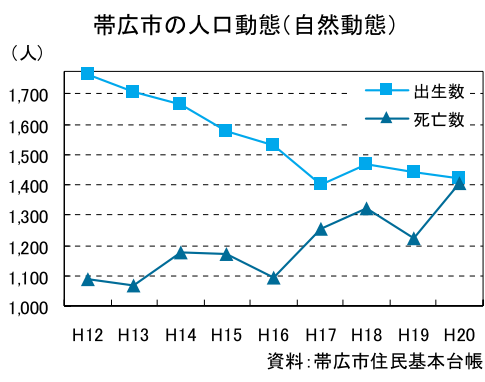
年齢別人口では、年少人口が3,209人減少(11.9%)、生産年齢人口*も5,000人減少(4.2%)する一方、老年人口は、5,914人増加(22.4%)しています。

自然動態*は、出生数が減少する一方で死亡数は増加傾向にあり、自然増の増加幅は縮小してきています。

社会動態*は、転入、転出ともに減少傾向にあります。東北海道の各都市などからは転入超過の傾向にありますが、周辺3町や札幌市、首都圏などへは転出超過にあり、社会減が続いています。年代別では、20歳代を中心に転出超過が続いている一方で、60歳以上では、転入・転出超過の幅は、小さくなっています。

また、交通網などの整備により、平成17年における本市への5%通勤・通学圏*は、8町村に及び、昼夜間人口比率*は104.0となっています。

市民意向調査では、約7割が「住み続けたい」と、高い定住意識を示している一方で、約1割の市民が、札幌市や周辺3町、首都圏などへ転出の意向を示しています。



(2) 将来人口

本市が十勝圏はもとより東北道の中核都市として発展していくためには、まちの魅力などを高め、定住を促進し、都市として一定の人口を確保することが重要です。そのためには、人口動態などの要因を踏まえ、関連する施策を実施していくことが必要です。

恵まれた自然や高次都市機能*の集積、交通ネットワークなどの優位性を活かしながら、地場産業の振興や企業誘致などにより、雇用の創出をはかるとともに、安心して子どもを育てることのできる環境づくりや居住環境の整備、都市の魅力づくり、移住の促進などの施策を総合的にすすめ、定住の促進や交流人口の拡大に取り組みます。

こうした取り組みをすすめ、平成31年の人口を概ね17万人と想定します。

なお、国や北海道の諸計画との整合を考慮し、人口動態を踏まえた計画的な行政運営をはかため、国の将来推計人口などを参考に、各施策を展開する上で用いる人口を検討することとします。

区 分	平成17年国勢調査	将来人口（平成31年）
総人口	170,580人 （ 100.0%）	170,000 人 （ 100.0%）
年少人口 （0～14歳）	23,868人 （ 14.0%）	17,300 人 （ 10.2%）
生産年齢人口 （15～64歳）	114,343人 （ 67.0%）	101,100 人 （ 59.5%）
老年人口 （65歳以上）	32,364人 （ 19.0%）	51,600 人 （ 30.3%）

（注）平成17年の総人口には、年齢不詳の人口を含むため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と一致しない。

3 都市形成の基本方向

本市は、十勝圏の中央に位置し、東西・南北方向に国道が整備され、北海道横断自動車道*が道央圏とオホーツク圏、釧路・根室圏に通じ、帯広・広尾自動車道*が、とかち帯広空港、十勝港に連絡する、広域的な交通ネットワークの要衝に位置しています。

本市を中心とする帯広都市圏*は、産業・経済、教育・文化、医療・福祉、行政などの都市機能が集積し、東北海道で最大の人口を有する都市圏を形成しており、広域的なサービス機能を担っています。今後とも、圏内の交通ネットワークの結びつきを強め、都市圏における都市機能を高めつつ、一層広域的な役割を果たしていく必要があります。

魅力ある都市を形成する上では、社会基盤の整備とともに、都市経営の視点から、社会基盤のストック活用や長寿命化などの取り組みが必要です。また、地域の経済や雇用を支える商業地、工業団地をはじめ、環境と調和した市街地整備など、計画的な土地利用をはかる必要があります。

本市の土地利用は、都市地域、農村地域、森林地域、自然公園地域の区分に基づき、今後も適切にすすめていきます。

（1）都市地域

都市地域は、市街地の拡大の抑制を基調に、市街地内の未利用地の利用を促進し、良好な住環境の整備をはかり、公共交通などで結ばれる、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめます。

中心市街地*は、商業・業務、公共公益施設の集積により拠点性を高めるとともに、居住環境の整備を促進し、帯広・十勝の顔として、利便性の向上とにぎわいの創出をはかります。

産業系用地は、既存の工業団地への企業立地を促進するとともに、今後の企業立地の動向や高速道路へのアクセス性、立地特性などを踏まえ、新たな産業立地基盤の整備を検討します。

中島地区*は、リサイクル施設など環境関連施設等の集積を促進するとともに、引き続き、墓園などの整備をすすめます。

(2) 農村地域

農村地域は、広大な農地で大規模農業が展開されており、川西、大正などの各集落が形成されています。

農業基盤整備や農地の集団化、流動化をすすめるとともに、優良な農地を維持・保全し、安全で良質な農畜産物の生産をすすめます。

また、農村地域の活性化をはかるため、生活環境の整備や優良な田園住宅地の供給などにより、農村地域の魅力を活かした定住の促進や都市と農村の交流をすすめます。

(3) 森林地域、自然公園地域

森林地域は、木材の生産をはじめ、地球環境保全、水源かん養、保養・レクリエーションなど、様々な機能を有しています。

林業の振興をはかりながら関係団体と連携して森林の適切な管理・保全をすすめるとともに、自然とのふれあいの場として利活用をはかります。

自然公園地域は、豊かな自然環境や美しい景観の保全に努めます。

4 政策・施策評価

効果的で効率的な行政運営をすすめるためには、計画を立て（Plan）事業を実施（Do）し、その成果を評価（Check）し、評価の結果を次の計画や事業に反映させる（Action）仕組みであるPDCAサイクルを継続的に循環させることが必要です。

第六期帯広市総合計画では、毎年度、政策・施策評価を行い、評価結果を推進計画の策定や事業の実施に反映し、総合計画の効果的・効率的な推進をはかります。

政策・施策評価においては、施策ごとに設定した成果指標*による評価に加え、行政活動の成果を客観的に表すデータや市民実感度調査*結果の活用をはかるなど、総合的な観点から評価を行います。

評価結果は、市民に分かりやすく公表し、市民等の意見をもとに評価手法の改善を通して、客観性の向上に努めるとともに、推進計画や予算等に反映し、効果的・効率的な政策・施策の推進に活用します。

5 構想推進プロジェクト

社会経済環境の変化とともに、多様化、複雑化する地域の課題に適切に対応し、効果的にまちづくりをすすめるためには、各部門が横断的に連携した取り組みをすすめることが重要です。

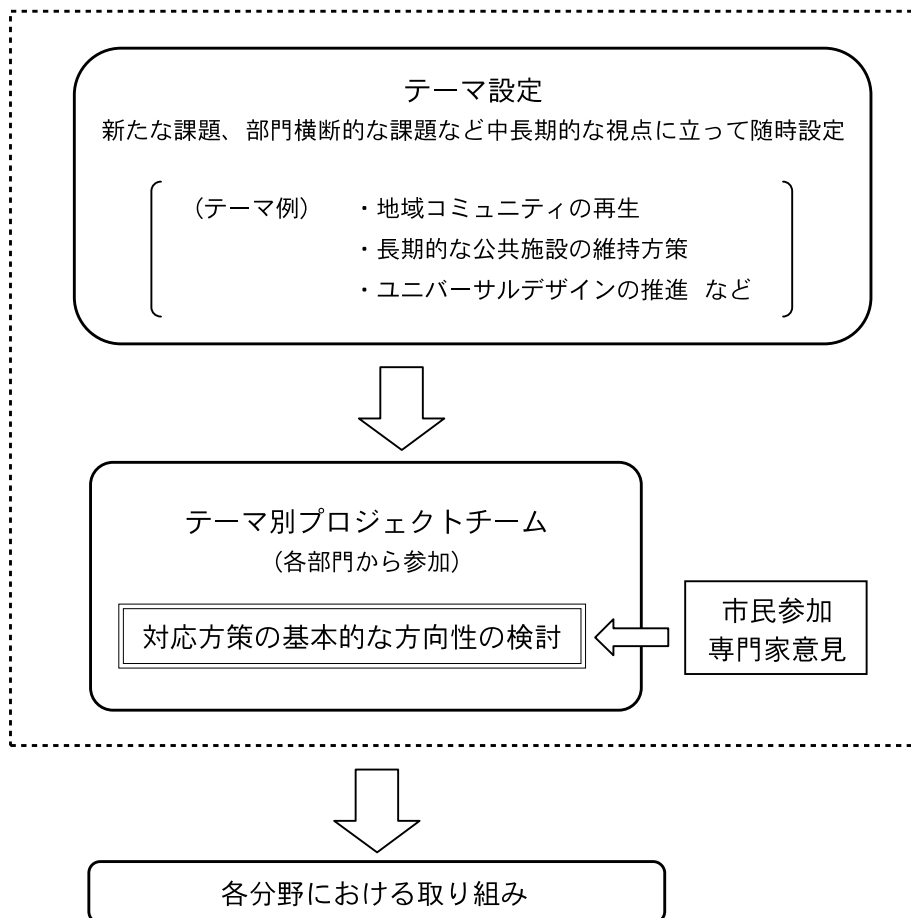
このため、「構想推進プロジェクト」を設け、まちづくりの課題を的確にとらえ、市民と協働しながら、各部門が連携して、対応方を総合的に検討します。

構想推進プロジェクトのテーマは、各部門の連携が必要な横断的な課題について、中長期的な視点を持って設定します。

テーマごとに関係各部門からなるプロジェクトチームを設置し、市民参加を得ながら、課題への対応方の基本的な方向性を検討します。

構想推進プロジェクトの検討結果に基づき、各分野において具体的な取り組みを展開します。

構想推進プロジェクト



6 地区・住区の考え方

本市は、地理的及び社会的な特性を踏まえて、行政区域を市街地6地区、農村部1地区の7地区に区分し、さらに各地区を日常的な生活圏として24住区に区分しています。

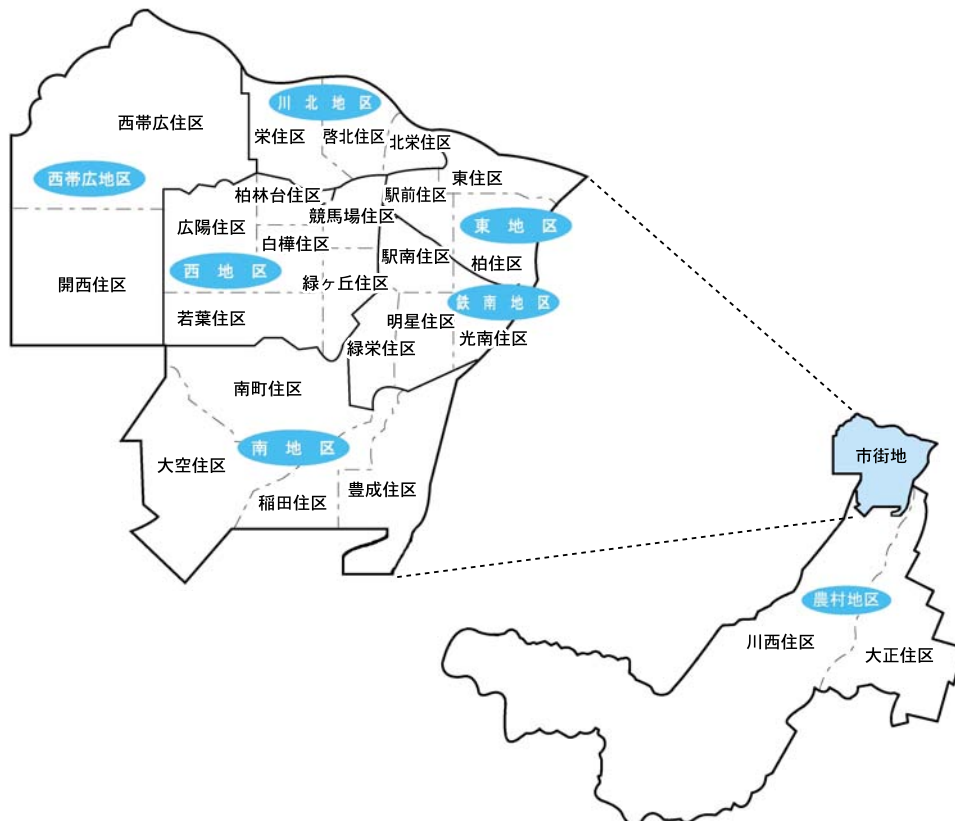
これまで、市民生活の利便性の向上や地域コミュニティの形成を促進するため、地区・住区を基本としながら、小・中学校、保育所、児童保育センター*、コミュニティセンター、地域福祉センター、都市公園などの計画的な配置をすすめています。

今後も、各施策の展開にあたっては、地区・住区の状況などに配慮しつつ取り組みをすすめる必要があります。

また、地域のコミュニティ力の低下が懸念されていることから、町内会をはじめ地域活動団体などによる体制づくりをすすめ、コミュニティを再生し地域課題に取り組んでいきます。

地区・住区の区分

- ・東地区（東住区、柏住区、駅前住区）
- ・鉄南地区（駅南住区、光南住区、明星住区、緑栄住区）
- ・西地区（競馬場住区、緑ヶ丘住区、若葉住区、白樺住区、広陽住区、柏林台住区）
- ・川北地区（北栄住区、啓北住区、栄住区）
- ・西帯広地区（西帯広住区、開西住区）
- ・南地区（南町住区、大空住区、豊成住区、稲田住区）
- ・農村地区（川西住区、大正住区）



用語解説

国立社会保障・人口問題研究所

将来人口の推計や年金・医療・介護・保育など社会保障の各分野について社会科学的な分析を行う、厚生労働省設置の政策研究機関。

生産年齢人口

P 8を参照。

自然動態

出生数と死亡数の動向。出生数と死亡数の差を自然増・自然減という。

社会動態

転入数と転出数の動向。転入数と転出数の差を社会増・社会減という。

5%通勤・通学圏

就業・通学者の5%以上の人帯帯広市に通勤・通学している町村。

昼夜間人口比率

$(\text{昼間人口} \div \text{常住人口}) \times 100$ 。100を超えているときは、昼間人口が常住人口を上回ることを表す。

高次都市機能

高等教育機関、大規模商業施設、コンベンションホール、美術館、博物館、マーケティングや法務・経理コンサルティングサービスなど、都市圏を越えた広域的なニーズに対応する都市機能。

北海道横断自動車道

P 8を参照。

帯広・広尾自動車道

芽室町の北海道横断自動車道から分岐し、帯広市や十勝南部を経由して広尾町に至る自動車専用道路。

帯広都市圏

帯広市を中心に、音更町、芽室町、幕別町の1市3町で構成される圏域。この圏域で地方拠点法や都市計画法に基づく地域指定が行われている。

中心市街地

P 17を参照。

中島地区

十勝川北側に位置する総面積176haの地区。

成果指標

施策の成果を把握するために設定する指標。

市民実感度調査

施策の目標の達成度を市民の実感から測るために行うアンケート調査。

児童保育センター

小学校1年生から3年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。

基本計画

(各論編)

都市像

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

政策・施策の体系は、都市像やまちづくりの目標を実現するために取り組む政策・施策の全体像を示すものです。

第六期帯広市総合計画では、8つのまちづくりの目標に17の政策と50の施策を体系化しています。

計画の推進にあたっては、政策・施策の相互の関連性に配慮しながら、総合的な観点から取り組みます。

まちづくりの目標

1 安全に暮らせるまち

2 健康でやすらぐまち

3 活力あふれるまち

4 自然と共生するまち

5 快適で住みよいまち

6 生涯にわたる学びのまち

7 思いやりとふれあいのまち

8 自立と協働のまち



政策 (17項目)

施策 (50項目)

政策1-1 災害に強い安全なまちづくり

施策1-1-1 地域防災の推進
 施策1-1-2 消防・救急の充実

政策1-2 安心して生活できるまちづくり

施策1-2-1 防犯の推進
 施策1-2-2 交通安全の推進
 施策1-2-3 消費生活の向上

政策2-1 健康に暮らせるまちづくり

施策2-1-1 保健予防の推進
 施策2-1-2 医療体制の充実

政策2-2 やすらぎのあるまちづくり

施策2-2-1 地域福祉の推進
 施策2-2-2 高齢者福祉の推進
 施策2-2-3 障害者福祉の推進
 施策2-2-4 社会保障の推進

政策2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり

施策2-3-1 子育て支援の充実
 施策2-3-2 青少年の健全育成

政策3-1 力強い産業が育つまちづくり

施策3-1-1 農林業の振興
 施策3-1-2 工業の振興
 施策3-1-3 商業の振興
 施策3-1-4 中小企業の基盤強化
 施策3-1-5 産業間連携の促進
 施策3-1-6 雇用環境の充実

政策3-2 にぎわいのあるまちづくり

施策3-2-1 中心市街地の活性化
 施策3-2-2 観光の振興

政策4-1 地球環境を守るまちづくり

施策4-1-1 地球環境の保全
 施策4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理

政策4-2 うるおいのあるまちづくり

施策4-2-1 公園・緑地の整備
 施策4-2-2 水道水の安定供給
 施策4-2-3 下水道の整備

政策5-1 快適で住みごこちのよいまちづくり

施策5-1-1 住環境の充実
 施策5-1-2 魅力ある景観の形成
 施策5-1-3 墓地・火葬場の整備

政策5-2 交流を支えるまちづくり

施策5-2-1 道路網の整備
 施策5-2-2 総合的な交通体系の充実
 施策5-2-3 地域情報化の推進

政策6-1 次代を担う人を育むまちづくり

施策6-1-1 学校教育の推進
 施策6-1-2 教育環境の充実
 施策6-1-3 高等学校教育の推進
 施策6-1-4 高等教育の充実

政策6-2 ともに学び地域のきずなを育むまちづくり

施策6-2-1 学習活動の推進
 施策6-2-2 芸術・文化の振興
 施策6-2-3 スポーツの振興

政策7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

施策7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成
 施策7-1-2 男女共同参画社会の推進
 施策7-1-3 ユニバーサルデザインの推進
 施策7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重

政策7-2 ふれあいのあるまちづくり

施策7-2-1 地域コミュニティの形成
 施策7-2-2 国内・国際交流の推進

政策8-1 市民とともにすすめる自治体経営

施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進
 施策8-1-2 自治体経営の推進
 施策8-1-3 広域行政の推進

政策8-2 質の高い行政の推進

施策8-2-1 行政サービスの充実
 施策8-2-2 行政事務の適正な執行

1 安全に暮らせるまち

政策・施策の体系

政策1-1

災害に強い安全なまちづくり

【政策の目標】

防災対策をすすめるとともに、消防・救急体制が充実した災害に強いまちをつくります。

施策1-1-1

地域防災の推進

施策1-1-2

消防・救急の充実

政策1-2

安心して生活できるまちづくり

【政策の目標】

犯罪や交通事故を防止するとともに、消費生活の安定・向上をはかり、安心して暮らせるまちをつくります。

施策1-2-1

防犯の推進

施策1-2-2

交通安全の推進

施策1-2-3

消費生活の向上

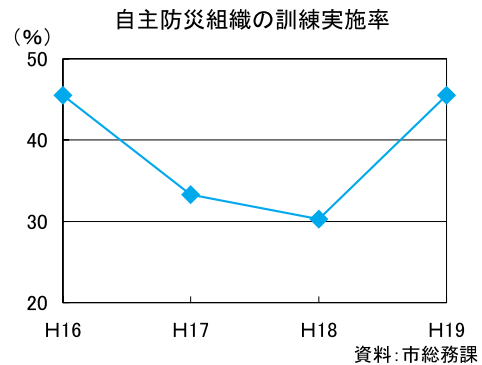
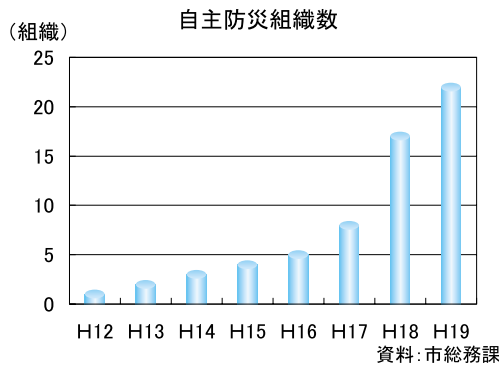
施策 1-1-1 地域防災の推進

現状と課題

全国各地で地震や台風などの自然災害や事故災害などが発生しており、帯広・十勝においても、これまで、十勝沖地震*などによる大きな被害が発生しています。

本市は、市民の生命や財産を守るため、地域防災計画*や耐震改修促進計画*に基づき、自主防災組織*づくりや建築物の耐震化など、災害への備えをすすめています。また、災害時における関係機関との連携や他自治体との応援体制の構築、企業・業界団体との協定の締結など、災害に備える体制づくりをすすめています。

今後も、積雪寒冷などの地域特性を踏まえ、避難所の整備や公共施設等の耐震化はもとより、市民の防災意識の向上、市民と行政の連携による地域防災活動の促進など、地域防災体制を整備する必要があります。



施策の目標

行政と市民、事業者、関係機関の連携による防災体制の整備や建物等の耐震化の推進などにより、地域防災力の向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 防災意識の向上

- 地域防災訓練の実施や防災に関する情報提供、子どもたちへの防災教育などにより、市民の防災意識の向上をはかります。

(2) 防災体制の充実

- 市民と行政が連携し、自主防災組織の

育成をはじめ、地域防災の指導的役割を担う人材育成などをすすめ、災害初期における防災体制を充実します。

- 高齢者や障害のある人など、地域における要援護者の把握に努め、避難支援体制を充実します。
- 事業者や関係機関との連携をはかりな

から、災害時における生活物資の供給体制や情報提供、通信体制の整備など、地域特性を踏まえた防災体制づくりをすすめます。

- 関係機関と連携し、緊急事態等に対応できる体制を整えます。

(3) 災害に強い都市づくり

- 地震による建築物の倒壊を防止するため、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅の耐震化に関する意識啓発や支援制度の周知などにより、建築物等の耐震化を促進します。

- 公共建築物や上下水道施設などの都市基盤の耐震化をすすめます。

(4) 治水対策の促進

- 十勝川、札内川、戸蔦別川等の治水対策を促進します。
- 洪水による被害を防止するため、河川を適切に管理します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自主防災組織数	22組織(H19)	33組織
自主防災組織の訓練実施率	45.5%(H19)	100.0%
住宅の耐震化率	83.0%(H19)	90.0%以上
特定建築物の耐震化率	73.7%(H19)	90.0%以上

(市民実感度調査項目)

「地震や水害など、災害への備えが整っている」と思う市民の割合

用語解説

十勝沖地震

P 8を参照。

地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、防災関係機関の機能を整理し、取るべき措置について定めた計画。

耐震改修促進計画

地震による建築物の倒壊被害を未然に防止するため、市内に存在する住宅や特定建築物、公共建築物の耐震化の目標や耐震化促進に向けた施策等について示した計画。

自主防災組織

災害発生時に住民の安否確認や救助などの自主的な活動を行う組織。連合町内会と町内会で構成されている。

施策 1-1-2 消防・救急の充実

現状と課題

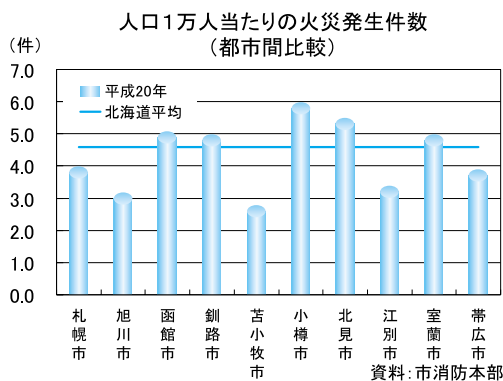
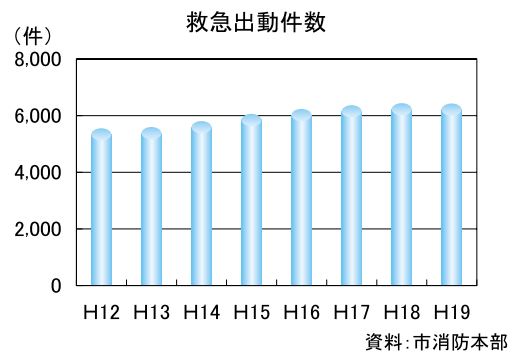
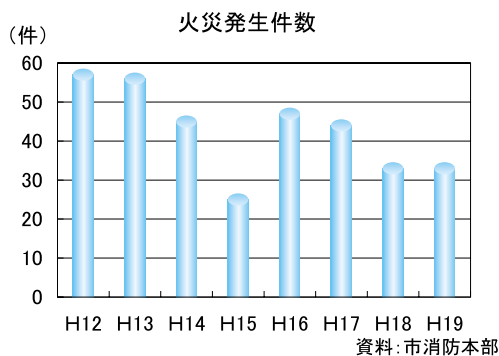
火災から生命や財産を守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制の整備など、市民が安心して暮らせる環境づくりが一層求められています。

近年、本市の火災発生件数は減少しているものの、高齢化の進行などに伴い救急出動件数は増加傾向にあります。

本市は、消防車両や高規格救急車*の整備など、消防・救急体制の充実に取り組んできています。

人口1万人当たりの火災発生件数は、道内主要都市の中でも比較的低くなっていますが、毎年、火災により尊い人命や財産が失われており、被害を最小限に抑えるため、市民の防火意識の向上や消防体制の充実など、火災への備えをさらにすすめる必要があります。

また、救急資格者の養成などによる救急体制の整備や市民協働による応急体制を充実する必要があります。



施策の目標

消防・救急体制の充実とともに、行政と市民、事業者、関係機関が連携して、防火活動や救急活動を行い、火災や事故などから市民の生命や財産を守ります。

主な施策の内容

(1) 消防体制の充実

- 消防出張所の耐震化や消防車両の更新、水利施設、装備の整備など、消防体制を充実します。
- 職員の技能向上などに取り組み、消防力の向上をはかります。
- 消防団員の確保や教育訓練の実施などにより、消防団活動を充実するとともに、自主防災組織との連携による地域防災力の強化をはかります。
- 管内自治体等と連携をはかりながら、消防の広域化を検討します。

(2) 救急体制の充実

- 救急車の更新や救急救命士*の研修を行うとともに、医療機関との連携をはかり、救急体制を充実します。
- 市民に対する応急手当の知識や技術の普及をすすめます。

(3) 自主防火の促進

- 高齢者をはじめ市民や事業者等の防火意識の向上をはかるとともに、家庭における火災への備えなど、自主防火の取り組みを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
人口1万人当たりの火災発生件数	3.7件(H20)	3.7件
防火活動の参加率	39.1%(H20)	40.0%
救命率	5.1%(H19)	5.1%
応急手当普及講習の累計受講者数	-	42,000人

(市民実感度調査項目)

「消火活動や救急活動が迅速に行われている」と思う市民の割合

用語解説

高規格救急車

救急救命士が行う高度な救急処置に必要な機器を装備した救急車。

救急救命士

医師の指導のもと、患者の搬送中に高度な救急処置を行うことができる救急隊員。

施策 1-2-1 防犯の推進

現状と課題

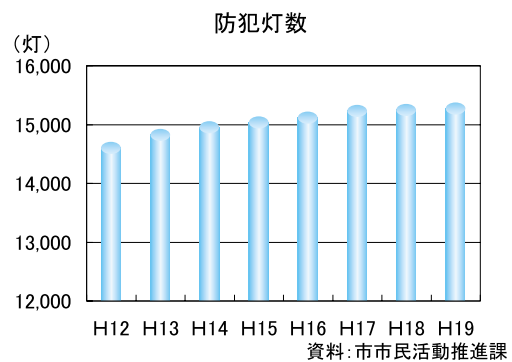
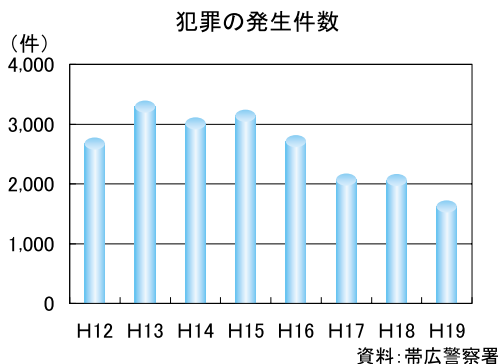
核家族化や高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、地域の犯罪抑止力の低下が指摘されています。

安全な地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力して、犯罪の起こりにくい環境をつくるのが大切です。

本市は、平成元年に「暴力追放・防犯宣言*」を行うとともに、平成19年に「帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例*」を制定し、市民や事業者が安心して暮らし、活動できる地域社会の実現をめざし、市民の自主的な防犯活動の促進や安全な生活環境の整備などをすすめています。

近年、犯罪の発生件数は減少していますが、空き巣などの窃盗犯が全道平均に比較して多くなっています。

今後も、行政と市民、事業者、関係機関が連携し、安全で安心なまちづくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

防犯意識の啓発や安全な生活環境の整備などにより、犯罪のない地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 防犯意識の啓発

- 防犯に関する学習機会や情報の提供をすすめます。
- 関係機関と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

(2) 防犯に配慮した生活環境の整備

- 防犯灯の設置など、町内会との連携により、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
犯罪の発生件数	1,922件 (H17-19平均)	1,540件
防犯灯の新設灯数	-	675灯

(市民実感度調査項目)

「日常生活において、犯罪に遭うことなく安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

暴力追放・防犯宣言

市民相互の連帯意識と防犯意識の高揚をはかり市民生活の安全を確保するとともに、暴力を排除し犯罪のない真に明るく住みよいまちづくりをすすめていく決意を表すものとして、平成元年に帯広市が行った宣言。

帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例

人々が安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現に向け、基本理念や市、市民、事業者の責務、市の施策の基本となる事項等について定めた条例。

施策 1-2-2 交通安全の推進

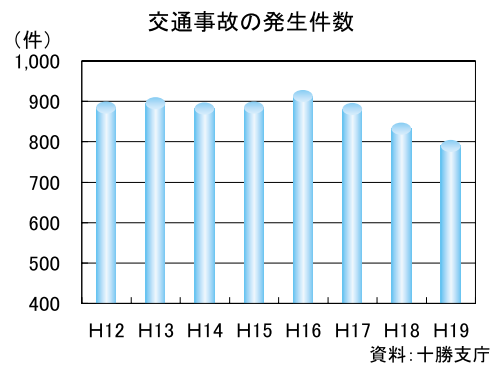
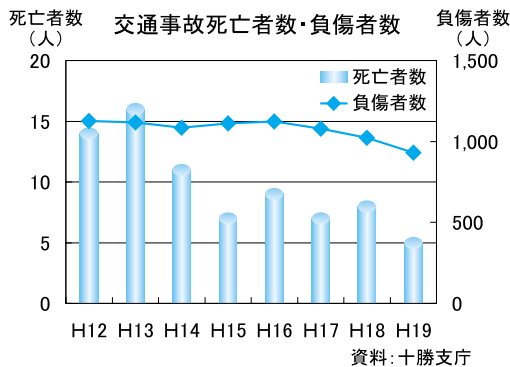
現状と課題

今日の車社会の中で、高齢者や子どもなどを事故から守り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることが大切です。

本市は、昭和37年に「交通安全都市宣言*」を行うとともに、交通安全計画に基づき、関係機関と連携しながら、交通事故のない社会をめざし、高齢者や子どもなど交通弱者の安全対策に取り組んできています。

交通事故発生件数や死亡者数、負傷者数は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念されています。

今後も、市民の交通安全意識の向上に取り組むとともに、安全な交通環境の整備をすすめていく必要があります。



施策の目標

交通安全意識の啓発や交通環境の整備により、交通事故のない安全な地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 交通安全意識の啓発

- 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全教育に取り組みます。
- 関係機関・団体と連携し、街頭における交通安全意識の啓発などに取り組みます。

(2) 交通安全環境の整備

- 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機など、交通安全施設の整備を促進します。
- 安全な歩行者空間を確保するため、歩道の整備をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
交通事故の発生件数	834件 (H17-19平均)	750件
交通安全教室の参加率	18.4%(H19)	20.0%

(市民実感度調査項目)

「日常生活において、交通事故に遭うことなく安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

交通安全都市宣言

車両の増加による交通事情の悪化や事故が頻発している状況を踏まえ、市民と連携し明るく住みよい安全な都市を実現するために、昭和37年に帯広市が行った宣言。

施策 1-2-3 消費生活の向上

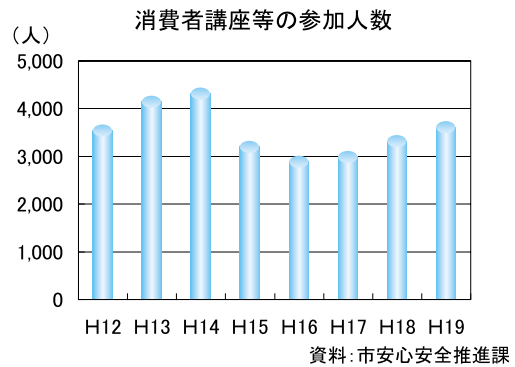
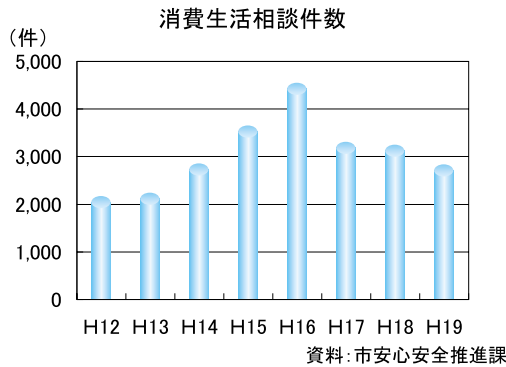
現状と課題

インターネット販売の普及など、消費生活を取り巻く環境の変化に伴い、様々なトラブルや消費者被害が発生しています。

国は、平成16年に「消費者基本法*」を制定し、消費生活における安全の確保や必要な情報の提供など、消費者の権利や事業者の責務等を定め、消費者の視点に立って総合的な施策を推進しています。

本市は、消費に関するトラブルや被害を未然に防止するため、情報提供や消費者講座の開催、高校生などを対象とした被害予防教育などを実施してきました。

今後も、消費者が自らの判断に基づき合理的に行動するための教育やトラブルなどに適切に対処するための相談機能の充実など、消費者を守る環境づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

消費者への情報提供や相談機能の充実などにより、消費生活の安定・向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 消費生活への支援

- 市民が、消費生活において自ら判断し、合理的に行動できるよう、啓発活動や教育、情報提供をすすめます。

(2) 消費生活相談機能の充実

- 消費生活に関する苦情やトラブルに適

切に対処するため、関係機関と連携をはかりながら、相談機能を充実します。

(3) 適正な取引の促進

- 計量及び商品表示の適正化を促進するため、事業所等に対する検査を実施し、適切な指導を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
消費者講座等の参加人数	3,300人 (H17-19平均)	3,700人
消費生活相談の解決率	99.4% (H17-19平均)	99.6%
不合格計量器の出現率	2.0% (H17-19平均)	1.4%

(市民実感度調査項目)

「悪質な訪問販売や契約トラブルなどに遭うことなく、安全に消費生活を送れる」と思う市民の割合

用語解説

消費者基本法

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進をはかり、国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等の基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。

2 健康でやすらぐまち

政策・施策の体系

政策2-1

健康に暮らせるまちづくり

【政策の目標】

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、安心して医療を受けることができ、健康に暮らせるまちをつくります。

施策2-1-1

保健予防の推進

施策2-1-2

医療体制の充実

政策2-2

やすらぎのあるまちづくり

【政策の目標】

保健・医療・福祉の連携により、誰もが適切な支援やサービスを受けることができ、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちをつくります。

施策2-2-1

地域福祉の推進

施策2-2-2

高齢者福祉の推進

施策2-2-3

障害者福祉の推進

施策2-2-4

社会保障の推進

政策2-3

子どもたちが健やかに育つまちづくり

【政策の目標】

子育て支援の充実や青少年の健全育成をすすめ、子どもたちが健やかに育つまちをつくります。

施策2-3-1

子育て支援の充実

施策2-3-2

青少年の健全育成

施策2-1-1 保健予防の推進

現状と課題

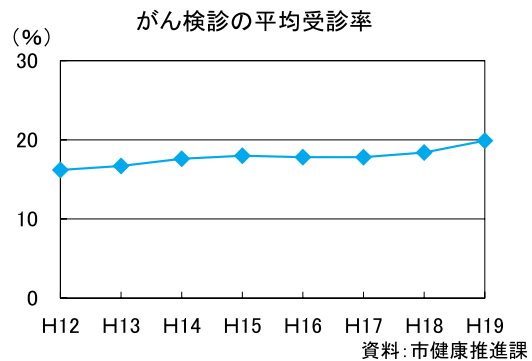
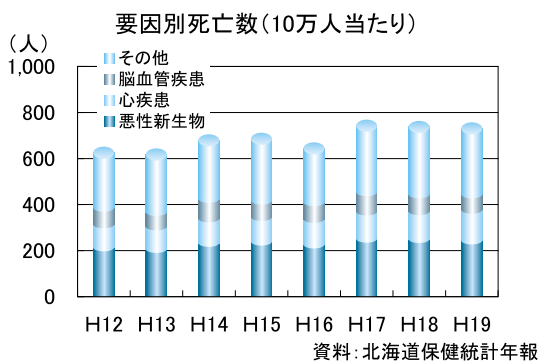
近年、食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因したがんや循環器疾患などの疾病、ストレスによるこころの病などが増加しています。本市においても、全国と同様に、がん、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位を占めています。

国は、国民の生活習慣の改善など健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しています。

本市は、「けんこう帯広21」に基づき、生活習慣の改善や疾病予防など、市民の健康づくりに取り組んでいます。また、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群に対する保健指導の充実に取り組んできています。

今後も、健康づくりの意識啓発や各種検診、健康相談などの予防活動を行うとともに、市民の主体的な健康維持・増進の取り組みを支援する必要があります。

さらに、結核や麻しんなどの感染症予防のほか、新型インフルエンザなどの新たな感染症に的確に対応していく必要があります。



施策の目標

健康づくりに関する意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりを促進します。

主な施策の内容

(1) 健康づくりの推進

- 市民の健康づくりに関する知識の普及・啓発をはかるほか、各種検診の機会の提供や受診率の向上をはかります。

- 生活習慣病*やこころの健康に関する相談活動をはじめ、生活習慣病予防のための保健指導や食生活の改善、運動習慣の普及・啓発をはかります。

- 障害のある人の心身の健康づくりのため、健康増進や機能回復訓練をすすめます。

(2) 感染症対策の推進

- 結核や麻しん、インフルエンザなどの感染症予防のため、予防接種や感染予防知識の普及、情報提供などを行います。
- 新たな感染症対策のため、関係機関との連携をはかりながら、迅速に対応できる体制づくりなどに取り組みます。

(3) 保健活動の推進

- 難病患者の社会参加の促進や交流活動などを行う団体を支援します。
- 市民による献血や献眼、臓器提供を促進するため、普及・啓発などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
がん検診の平均受診率	19.9%(H19)	29.0%
麻しんの予防接種率	89.2%(H19)	95.0%

(市民実感度調査項目)

「各種検診の受診や保健指導などにより、健康に暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現し、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、国が具体的な目標等を提示してすすめている健康づくり運動。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

内臓に脂肪が蓄積することにより生活習慣病が起きやすくなっている状態。

生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・がんなど、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

施策2-1-2 医療体制の充実

現状と課題

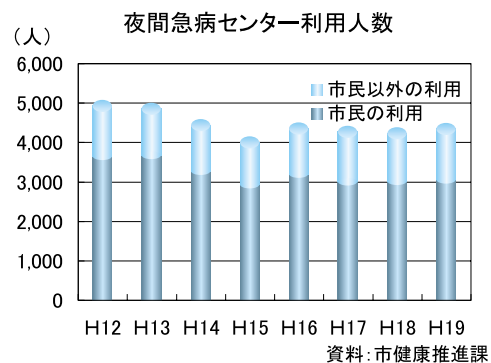
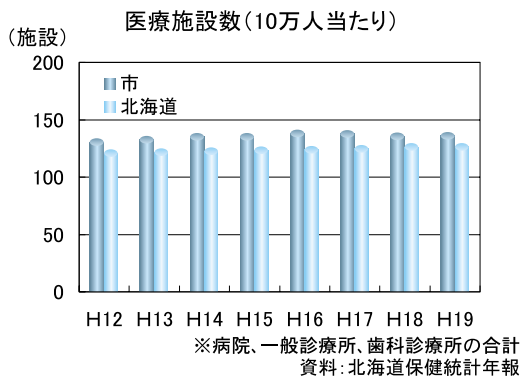
高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、医療に関する需要が増加するとともに、専門化・高度化がすすんでいます。

本市の10万人当たりの医療施設数は、病院はほぼ全道平均であり、一般診療所と歯科診療所は平均を上回っています。

また、救急医療については、在宅当番医*と夜間急病センター*による初期救急、当番病院による二次救急、救命救急センター*による三次救急の体制が整備されています。

地域医療体制を維持していく上で、医師や医療スタッフの不足、診療科目の偏在などへの対応が課題になっています。また、患者の大病院・専門医志向などの高まりにより、二次・三次救急医療機関の負担が増しており、地域医療圏における初期・二次・三次救急医療機関の適切な役割分担が必要になっています。

今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携により、地域医療体制を充実する必要があります。



施策の目標

医療機関や関係機関との連携により、救急医療など地域医療体制を充実し、安心して医療を受けられる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

- 医療機関や関係機関と連携し、周産期医療体制*の整備促進など、安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。

- 医師会をはじめ関係機関と連携し、医師や医療スタッフの不足、診療科の偏在などへの対応を国や北海道に要請します。

- 看護師等の養成機関を支援し、医療に従事する人材の養成を促進します。

(2) 救急医療体制の充実

- 医療機関や関係機関との連携により、初期救急、二次救急、三次救急の役割分担に基づき、救急医療体制を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
看護師養成学校卒業生の市内就職率	56.0%(H19)	56.7%
初期救急医療の対応可能日数	365日(H19)	365日

(市民実感度調査項目)

「ケガや病気のとくに安心して医療を受けられる」と思う市民の割合

用語解説

在宅当番医

休日、夜間の急病に対し、当番により対応する医師。

夜間急病センター

夜間において、発熱や腹痛など初期症状の急病人を受け入れる医療機関。

救命救急センター

第三次医療圏（道内6圏域）ごとに整備している、24時間体制で高度な救急医療を行う施設。

周産期医療体制

母子ともに異常が生じやすい周産期（妊娠22週から出生後7日未満）を含めた前後の期間における産科医療と新生児医療の総合的な医療体制。

施策2-2-1 地域福祉の推進

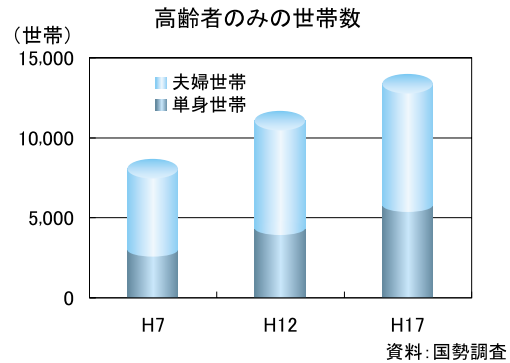
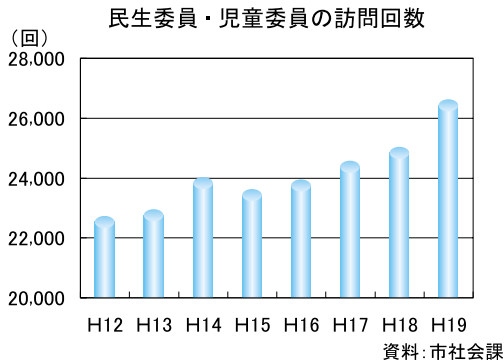
現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、相互扶助機能の低下などにより、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

本市は、民生委員*や児童委員*をはじめ町内会、社会福祉協議会等と連携しながら、地域福祉活動に対する相談や支援を行ってきています。

また、地域のボランティア活動等の支援を通して、高齢者や障害のある人、子育て中の人など、日常生活に不安や悩みを抱えている人たちの交流の促進に取り組んできています。

今後も、多様化する市民ニーズに対応し、行政と地域住民が連携しながら、高齢者世帯や障害のある人など、誰もが住みなれた地域の中で安心して生活できるよう、地域住民や世代間がともに支え合う地域社会づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

市民、福祉団体、ボランティア団体などと行政の協働により、ともに支え合う地域福祉の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域福祉活動の充実

- 地域福祉を推進する福祉団体などの活動を支援します。
- 民生委員や児童委員の適正配置をすすめ、地域における細やかな相談活動を実施します。

- 地域住民のふれあいや交流の場の提供などを通して、支え合う地域福祉活動を促進します。

(2) ボランティア活動の促進

- 市民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるとともに、ボランティア団体などの育成や活動支援を行います。

(3) 保健・福祉・医療の連携推進

- 住みなれた地域で、生涯にわたり健康で自立した生活ができるよう、保健・医療・福祉の連携により、総合的かつ効果的に施策を推進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
地域交流サロンの参加者数	9,318人(H19)	16,200人
ボランティアセンター登録者数	3,435人 (H17-19平均)	3,700人

(市民実感度調査項目)

「地域の支え合いにより、安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

民生委員

厚生労働大臣からの委嘱により、住民の相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。民生委員が兼ねている。

施策2-2-2 高齢者福祉の推進

現状と課題

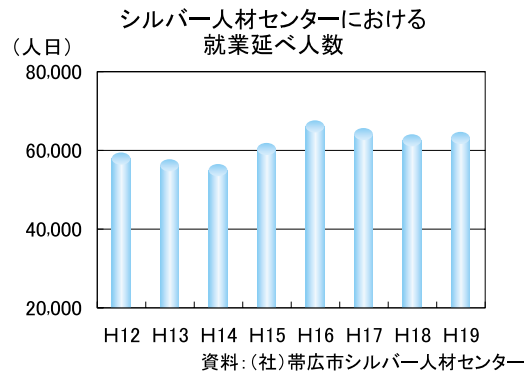
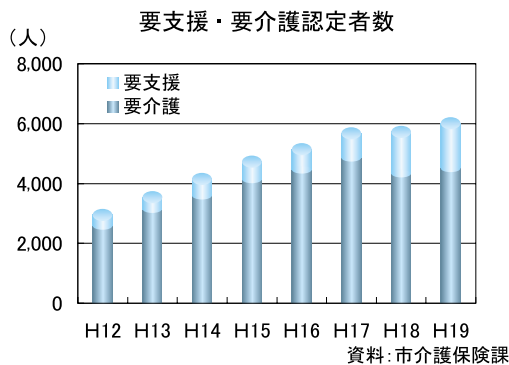
高齢化の進行に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するとともに、介護や支援を必要とする高齢者も増加しています。このため、地域社会全体で高齢者を支えることが課題となっています。

本市の高齢化率は、全国・全道に比較して低くなっていますが、年々増加傾向にあります。

本市は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画*に基づき、高齢者の生きがいづくりをはじめ、在宅サービスや施設サービスの充実に取り組んできています。

また、高齢者の単独世帯などを支援するため、相談や見守り体制を充実してきています。

今後も、高齢者が社会参加を通して、生きがいを持って生活できる環境づくりや介護予防の推進、在宅サービスの充実など、住みなれた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

高齢者を地域で支える仕組みづくりとともに、福祉サービスを充実し、健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、交流機会の提供などを通して、社会活動を促進します。
- 高齢者の就業機会の確保に努め、社会参加を促進します。

(2) 介護予防の推進

- 高齢者ができる限り介護を必要としない状態で生活できるよう、介護予防知識の普及・啓発をはかるとともに、健康づくりや介護予防事業を推進します。

(3) 在宅サービスの充実

- 介護や支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスを充実します。
- 高齢者やその家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉サービスに関する相談体制を充実し、総合的に支援します。
- 介護者の心身の負担を軽減するため、介護家族の交流機会などを提供します。

(4) 施設サービスの充実

- 在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、事業者との連携により、各種施設の整備を促進します。

(5) 地域で支える仕組みづくり

- 民生委員*やボランティアなどとの連携により、ひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を充実します。
- 高齢者の虐待防止のため、関係機関、民間団体等と連携し、虐待に関する情報の収集に努めるとともに、意識啓発をすすめます。
- 高齢者の認知症*に関する知識の普及・啓発をはかるとともに、地域で暮らす認知症の人や家族を支える環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	92.3%(H19)	95.0%
要介護認定者に対する介護サービス利用者の割合	76.24%(H19)	77.24%
地域包括支援センター等の相談件数	8,418件(H20)	13,000件
認知症サポーター数	873人(H20)	18,670人

(市民実感度調査項目)

「高齢者が地域で生き生きと暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

地域に密着した高齢者保健福祉体制の確立に向けた具体的施策や介護保険事業の見込み等について示した計画。

民生委員

P48を参照。

認知症

脳の細胞が壊れたり働きが悪くなることにより、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下などの症状が現れ、生活する上で支障が生じている状態。

施策2-2-3 障害者福祉の推進

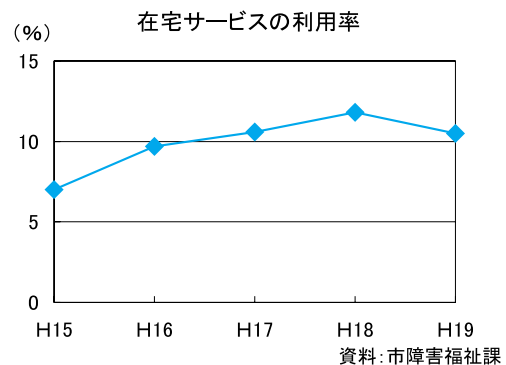
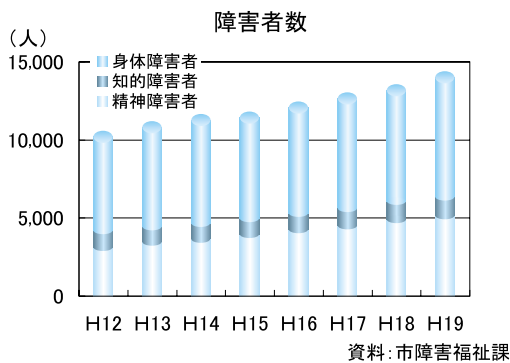
現状と課題

高齢化の進行に伴う疾病や交通事故、社会環境の複雑化に伴う精神疾患などにより、障害のある人が増加傾向にあり、障害の重度化・重複化もすすんでいます。

国は、障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、平成18年に「障害者自立支援法*」を施行し、サービスの提供や就労支援の充実、住みなれた地域での生活への移行などの取り組みをすすめています。

本市は、障害者計画*に基づき、ノーマライゼーション*理念の定着や障害福祉サービスの充実などに取り組んでいます。また、関係機関と連携しながら、障害のある人に対する情報の提供や相談などの支援を行っています。

帯広・十勝では、米国・マディソン市を参考に、精神障害のある人を地域で支える先進的な取り組みがすすめられており、様々な障害のある人を地域で支える仕組みづくりを推進し、安心して日常生活を送ることができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受け、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 障害者理解の促進

- 意識啓発や交流機会の拡大を通して、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーション理念の定着をはかります。

(2) 日常生活支援の充実

- 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者福祉サービスを充実するとともに、個々の障害に応じた福祉サービスの情報提供や相談体制を充実します。

(3) 自立した地域生活への支援の充実

- 障害のある人が自立して生活できるよう、居住環境の整備を促進します。
- 文化やスポーツ活動への支援を通して、障害のある人の社会参加を促進するほか、意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労支援を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
在宅サービスの利用率	10.5%(H19)	30.0%
総合相談窓口の相談件数	13,164件(H19)	17,500件
障害者社会参加促進事業の参加者数	398人(H19)	413人
グループホーム・ケアホームの定員数	211人(H19)	277人
障害者雇用率を達成した企業の割合	43.8%(H19)	50.0%

(市民実感度調査項目)

「障害のある人が地域で生き生きと暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

障害者自立支援法

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。なお、国は、平成21年12月「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者自立支援法に代わる新たな法の検討をすすめている。

障害者計画

障害者の自立と社会参加を推進するため、取り組むべき施策の基本方向等を示した計画。

ノーマライゼーション

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通(ノーマル)の社会であるという考え方。

施策2-2-4 社会保障の推進

現状と課題

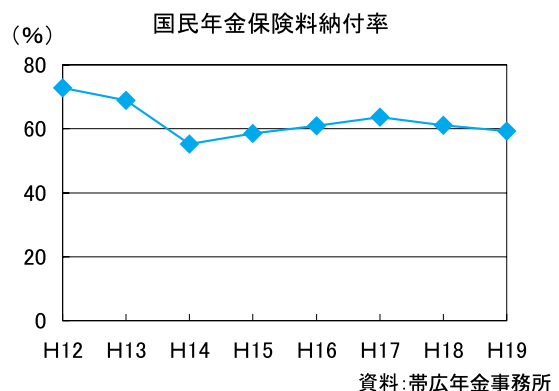
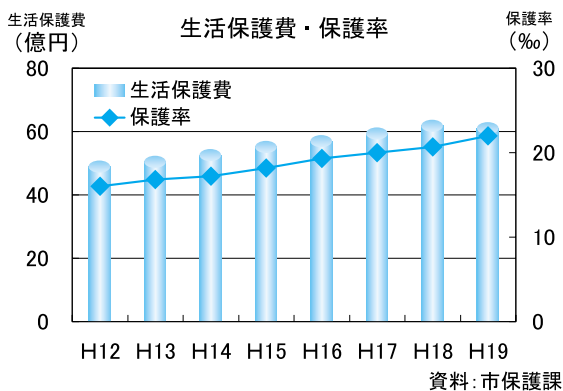
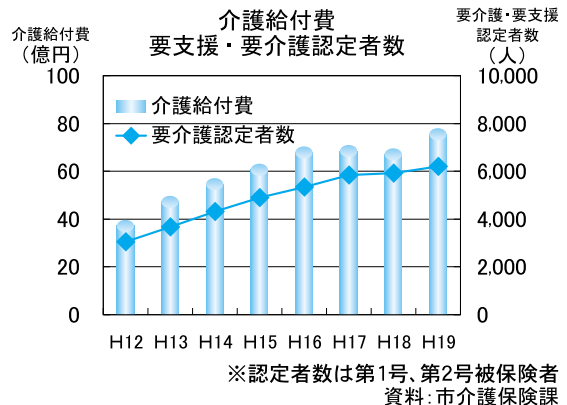
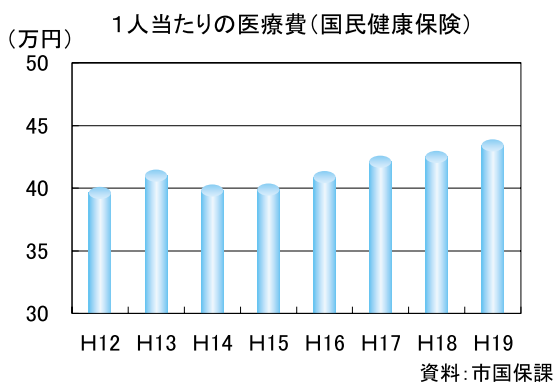
国民健康保険、介護保険制度、生活保護制度などの社会保障制度は、国民が安心して暮らしていく上で大切な役割を担っており、将来にわたり持続可能なセーフティネット*として機能することが重要です。

我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険・後期高齢者医療制度*は、高齢化の進行や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれており、保健事業の推進や医療給付の適正化などにより、誰もが安心して医療を受けることができるよう、持続的な制度運営をはかる必要があります。

介護保険制度は、高齢化の進行により要介護認定者や介護給付費等が増加傾向にあり、介護を必要とする高齢者などに適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防事業の推進などによる財政の健全化をすすめ、持続的な制度運営をはかる必要があります。

生活保護制度は、被保護世帯が増加しており、生活困窮者に対する生活保障や自立への支援など、適正な制度の運用をはかる必要があります。

国民年金は、世代間扶養を基本として、国民生活を支える大切な制度です。しかし、保険料の未納や公的年金離れが増加しており、健全かつ安定的な運営に向け、制度周知や納付意識の向上などに努める必要があります。



施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険や介護保険制度などの安定的な運営に努めます。

主な施策の内容

(1) 国民健康保険等の健全な運営

- 保険料収納率の向上や医療費適正化の取り組みにより、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。
- 特定健康診査*や特定保健指導*などの保健事業の推進により、市民の健康づくりを促進し、医療給付費の過度な増大につながらないように努めます。
- 医療保険制度の一本化による安定的で持続可能な医療保険制度の構築や現行制度の財政措置の拡充などを国に要請します。
- 北海道後期高齢者医療広域連合*との連携により、後期高齢者医療制度の周知と適切な運用に努めます。

(2) 介護保険制度の健全な運営

- 介護認定者が適切に介護サービスを受けられるよう、制度の周知・運営に努めます。

- 保険料の口座振替の勧奨、納付相談及び訪問徴収などにより、保険料収納率の向上に取り組むとともに、介護予防事業の推進により、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。

(3) 生活保護制度の適正な運用

- 民生委員*や関係機関と連携し、要保護者の早期把握に努めるとともに、生活相談などにより安定した生活の確保と自立を促進します。
- 公共職業安定所と連携した就労支援を通して、要保護者の実態に応じて経済的自立を支援します。

(4) 国民年金の啓発

- 市民が適正に年金を受給できるよう、制度の周知に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
医療費の地域差指数(全国平均 = 1.000)	1.066(H18)	1.050
第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合	12.75%(H19)	12.75%
稼働可能な被保護者に対する就労者の占める割合	47.1%(H19)	67.9%
年金相談の満足度(満点 = 5.00)	4.60 (H17-19平均)	4.70

(市民実感度調査項目)

「社会保障制度の周知や適切な運用が行われている」と思う市民の割合

用語解説

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策のことで、雇用保険、生活保護、年金などがある。

後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度で、従前の老人保健制度を廃止して平成20年にスタートした。都道府県単位で設立される広域連合が運営を行う。なお、国は、平成21年11月「高齢者医療制度改革会議」を設置し、新たな制度の検討をすすめている。

特定健康診査

国民健康保険などの医療保険者に実施が義務付けられている、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための健康診査。40歳以上の加入者を対象としている。

特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクの程度に応じて行う保健指導。

北海道後期高齢者医療広域連合

北海道において後期高齢者医療制度の運営を行う特別地方公共団体。道内の全市町村が加入している。

民生委員

P 48を参照。

施策2-3-1 子育て支援の充実

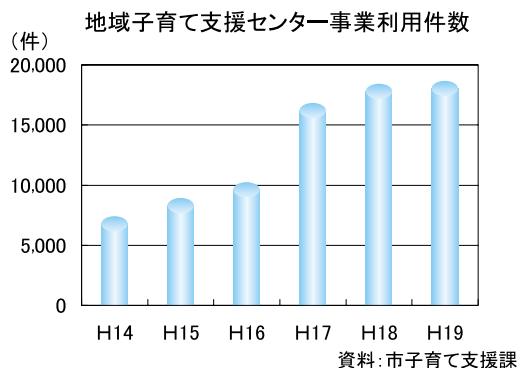
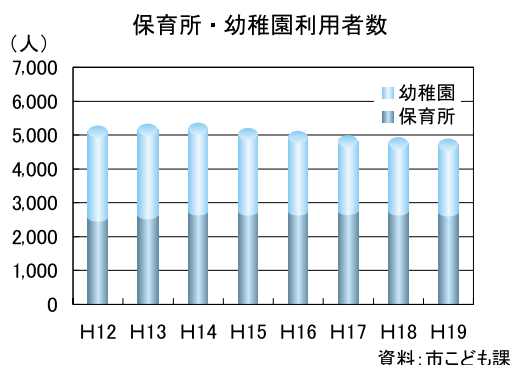
現状と課題

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や女性の社会参画などにより、大きく変化しており、地域社会全体で子育てを支える取り組みや仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。

我が国では、平成17年に合計特殊出生率*が1.26となるなど、急速な少子化が進行しており、本市においても、平成11年以降、出生数は減少傾向にあります。

本市は、子育てに関する多様なニーズに対応するため、母子保健活動を充実するとともに、保育サービスの充実や子育て家庭への支援、ひとり親家庭の相談体制の整備などをすすめてきています。

今後も、子どもたちを健やかに育むため、保育サービスの充実や幼稚園教育の促進、家庭の状況に応じた子育て支援など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

多様なニーズに応じた子育て支援を充実するとともに、地域で子育てを支える環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) およこの健康支援

- 妊産婦と乳幼児の健康診査や出産・育児に関する相談事業の実施など、母子保健活動を充実します。

(2) 保育サービスの充実

- 保育需要を踏まえながら、保育所や児童保育センター*の整備などをすすめます。

- 休日保育や一時保育、延長保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスを充実します。

(3) 幼稚園教育の促進

- 保護者の経済的負担の軽減をはかり、幼稚園への就園を奨励します。
- 幼稚園教育への支援や幼稚園と保育所等の連携をすすめます。

(4) 地域での子育て支援の充実

- 育児不安の軽減のため、子育て支援センターや保育所において、育児相談や交流機会の提供などを行います。
- ボランティアによる子育て支援や家庭教育学級*の開催などにより、地域で子育てを支える体制づくりをすすめます。
- 関係機関と連携し、育児休業制度や子育て応援事業所*の普及などに取り組み、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進します。

- 発達の遅れや障害の早期発見に努め、早期療育や発達支援を充実します。

(5) 子育て家庭への支援

- 子ども手当の支給や医療費の支援など、子育て家庭の経済的負担の軽減をはかります。
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援や相談体制を充実します。
- 関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と予防に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
3歳児のむし歯保有率	27.6%(H19)	20.0%
保育所・幼稚園の利用率	55.2%(H19)	57.5%
乳児家庭への訪問率	37.6%(H19)	85.0%
子ども1人当たりの子育て支援センター等の利用回数	10.2回(H19)	12.0回
子育てメール通信の利用率	23.8%(H20)	60.0%
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18-20平均)	72.0%

(市民実感度調査項目)

「安心して子どもを育てることができる」と思う市民の割合

用語解説

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

児童保育センター

P25を参照。

家庭教育学級

家庭の教育力を高めるため、家庭での教育や子育てのあり方について学ぶ親のための学習の場。子どもの年齢に合わせて、乳幼児学級、小学学級、中学学級、放送利用学級を開設している。

子育て応援事業所

事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取り組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。

施策 2-3-2 青少年の健全育成

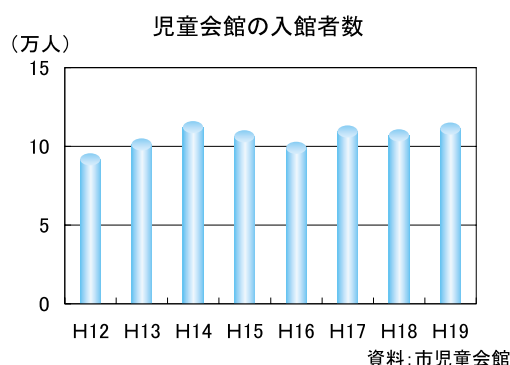
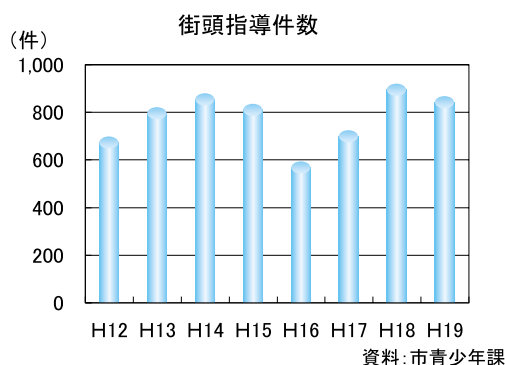
現状と課題

核家族化の進行や家庭での親子のふれあいの減少、インターネットや携帯電話の普及、地域教育力の低下など、社会の様々な環境変化は、青少年の人格形成にも影響を及ぼしています。

次代を担う青少年が、自立した社会生活を送るためには、様々な交流や体験を通して、知識や経験、社会性を育み、社会の一員としての自覚と責任感を養う必要があります。

本市は、青少年の健全な育成に向けて、家庭の教育力の向上や地域住民との交流機会の提供などに取り組んでいます。さらに、地域で青少年を育てる意識の啓発や宿泊研修などの体験活動、問題行動の未然防止などもすすめてきています。

今後も、家庭、地域、学校や関係機関などと連携し、世代間交流や体験活動を通して青少年の社会性の育成や非行の未然防止など、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。



施策の目標

家庭、地域、学校などとの連携により、青少年を健全に育む環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 青少年を育む環境の整備

- 地域で青少年を育むため、家庭、地域、学校などと連携し、意識啓発やボランティアの育成など環境整備をすすめます。
- 異なる学年や世代間の交流などを通し

て、青少年が社会性を養う機会を提供します。

- 非行を未然に防止するため、青少年の問題行動などの早期発見・指導に取り組めます。

(2) 体験活動の促進

- 青少年育成団体等と連携し、青少年の体験活動をすすめます。

- 児童会館の耐震化などの施設整備を行うとともに、改築に向けた検討をすすめます。

(3) 体験活動施設の整備・利活用

- 体験活動施設を活用し、青少年の科学教育や自然学習、体験活動機会を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
子どもの居場所づくり参加児童数	7,575人(H19)	31,100人
巡回指導による不良行為等の被指導者数	37人 (H17-19平均)	29人
青少年リーダー養成事業参加者数	208人(H19)	260人
児童会館の入館者数	10.9万人 (H17-19平均)	12.0万人

(市民実感度調査項目)

「青少年が健全に育つ環境が整っている」と思う市民の割合

3 活力あふれるまち

政策・施策の体系

政策3-1

力強い産業が育つまちづくり

【政策の目標】

農林業・商工業を振興し、中小企業が生き生きと活動する、活力のあるまちをつくりま

す。

施策3-1-1

農林業の振興

施策3-1-2

工業の振興

施策3-1-3

商業の振興

施策3-1-4

中小企業の基盤強化

施策3-1-5

産業間連携の促進

施策3-1-6

雇用環境の充実

政策3-2

にぎわいのあるまちづくり

【政策の目標】

中心市街地の活性化や地域の特色を活かした観光振興により、多くの人が訪れ、にぎわいのあるまちをつくりま

す。

施策3-2-1

中心市街地の活性化

施策3-2-2

観光の振興

施策 3-1-1 農林業の振興

現状と課題

我が国の農業を取り巻く環境は、輸入農産物との価格競争をはじめ、水田・畑作経営所得安定対策*の導入などの制度改革により、大きく変化してきています。

国は、「食料・農業・農村基本計画*」に基づき、食料自給率の向上や農村の活性化などをすすめています。

帯広・十勝は、大規模経営を主体に機械化された生産性の高い農業を展開し、我が国の食料安定供給に貢献しています。

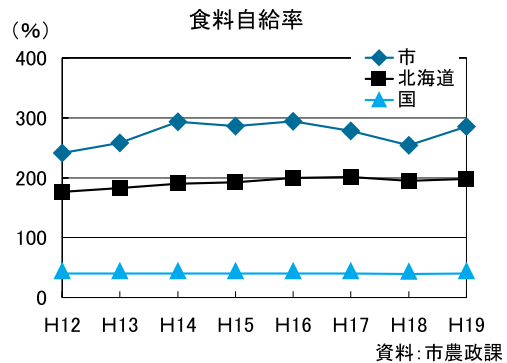
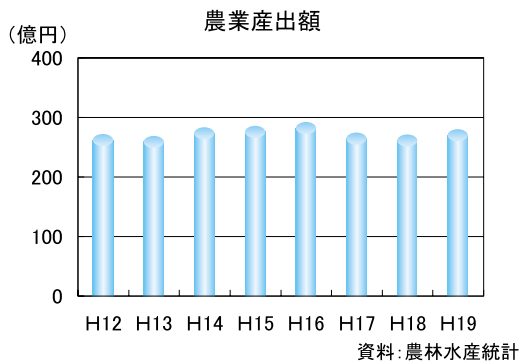
今後さらに収益性の向上、経営力の強化、担い手の育成など、経営基盤を強化していく必要があります。

また、食の安全・安心への関心が高まる中で、農薬や化学肥料を低減した環境保全型農業をはじめ、出荷・流通過程におけるトレーサビリティ*の確保などの取り組みを一層すすめていく必要があります。

さらに、農畜産物の高付加価値化や消費者との交流などを通して、地場農畜産物の消費拡大をすすめていく必要があります。

農村集落は、営農活動を支える地域コミュニティの場として、快適で魅力ある生活環境づくりをすすめる必要があります。

地球環境問題の観点から、森林の持つ二酸化炭素吸収などの多面的機能が評価されており、森林の適切な管理・保全や林業の活性化に取り組む必要があります。



施策の目標

安全で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上をはかるとともに、農業・農村の持つ多面的な機能の活用を促進するなど、環境と調和する農林業を振興します。

主な施策の内容

(1) 環境と調和した農業生産の推進

- 環境との調和に配慮して、クリーン農業*

などに取り組み、安全で良質な農畜産物の生産を推進します。

- バイオマス*資源の有効活用などにより、環境保全型農業を推進します。
- 農業の生産性・収益性向上のため、生産基盤の整備をすすめます。
- 農業技術センター*を核に、関係機関と連携し、生産技術向上などの支援体制を充実します。
- 酪農・畜産分野における経営体質の強化や環境対策を支援するとともに、飼料自給率*の向上や家畜衛生対策などを促進します。

(2) たくましい担い手の育成

- 農業者の経営能力の向上を支援するとともに、農業経営の法人化を促進するなど、地域農業を支える担い手の育成・確保をすすめます。
- 農地の保全や有効利用などを促進します。

(3) 加工・販売と地産地消の促進

- 地場農畜産物の加工・販売の促進や地域ブランドづくりをすすめます。
- 地域グループなどが行う農畜産物の加工・販売や高付加価値化の取り組みを支援します。
- 生産者と消費者の交流を通して農業・農村への理解を促進し、地場農畜産物の消費拡大など地産地消*をすすめます。

(4) 食育の推進

- 市民が健康で豊かな生活を実践するため、家庭、学校、地域などとの連携により食育*を総合的に推進します。

(5) 魅力ある農村づくり

- 農村地域におけるコミュニティの維持に取り組むとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。
- 農村地域における豊かな自然や美しい景観を活かし、優良田園住宅制度*の活用などにより、定住を促進します。

(6) 豊かな森林の育成

- 森林を適切に管理・保全するため、造林や間伐などをすすめます。
- 林業の活性化のため、関係団体と連携し、担い手の確保や木材の利活用を促進します。
- 農地の保護や農村景観の形成を促進するため、耕地防風林の保全・育成をすすめます。

(7) ばんえいの振興

- 世界で唯一の貴重な文化遺産として、ばんえい競馬を振興します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市内食料自給率	285%(H19)	335%
農業産出額	269.9億円(H19)	280.0億円
環境に配慮した農業を実践する農家数	147戸(H19)	200戸
農業体験・学習に参加した市民の数	2,893人(H19)	3,500人
耕地防風林苗木植栽数	5,660本(H19)	7,000本

(市民実感度調査項目)

「安全で良質な農畜産物が生産され、農業に活気がある」と思う市民の割合

用語解説

水田・畑作経営所得安定対策

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴しょを付し、一定の条件を満たす農業者を対象に、生産コストのうち販売収入では賄えない部分を国の交付金により補てんする制度。なお、国は、水田・畑作経営所得安定対策に代わる新たな制度として、戸別所得補償制度の導入について検討をすすめている。

食料・農業・農村基本計画

食料、農業及び農村に関する施策の総合的、計画的な推進をはかるため、施策の基本的な方針や食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策について示した計画。

トレーサビリティ

食品の生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通して、食品の移動を把握できるようにすること。

クリーン農業

堆肥などの有機物の施用や化学肥料の使用抑制などにより、環境との調和に配慮した、安全・安心で、品質の高い農産物の生産をすすめる農業。

バイオマス

エネルギーなどに利用することができる、家畜ふん尿や食品廃棄物などの生物に由来する資源。

農業技術センター

生産現場の声を迅速に取り入れ、関係機関と連携しながら施策の展開をはかるため、平成7年に開設した市の施設。認定農業者を核とした担い手の育成や営農技術情報の提供、研修会の開催、食の安全・安心対策等の施策を総合的に実施している。

飼料自給率

国内で消費される飼料(家畜のえさ)のうち、国内産が占める割合。

地産地消

P 8を参照。

食育

望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を送る能力を育むこと。

優良田園住宅制度

農山村地域等において優良な住宅の建設を促進するため、一定の基準を満たす住宅に対し、農地転用の許可や開発許可について配慮するとともに、市街化調整区域での住宅建設を認めるなど、各種の支援を行う国の制度。

施策 3-1-2 工業の振興

現状と課題

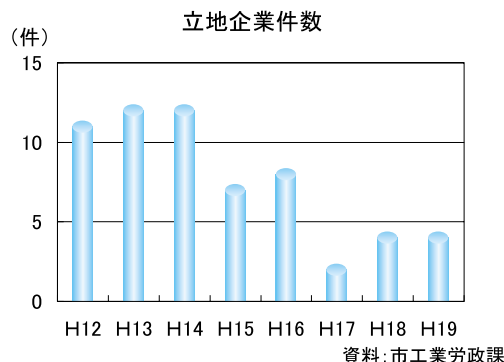
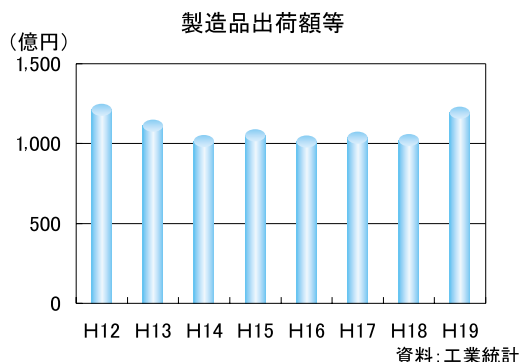
地域産業は、雇用の場の確保を通して市民生活に安定をもたらすとともに、地域資源の付加価値向上を通して地域経済に貢献し、地域社会を支える基盤として重要な役割を担っています。

本市の工業は、農畜産物を活用した食品加工や木材加工などの地域資源型のほか、農業用機械や建設資材等に関連した金属製品、機械器具などの加工組立型の業種などを中心として展開されています。

地域産業の振興や中小企業の活性化のためには、地域資源を活かした新技術・新製品の開発や販路拡大、ブランド化などにより、高付加価値化をはかる必要があります。

帯広・十勝は、豊富なバイオマス資源や国内有数の日照時間、良質な水資源などに恵まれており、これらの資源や特性を有効に活用し、環境分野などの新たな産業につなげていくことが必要です。

さらに、新たな雇用創出や地域産業の活性化をはかるため、地域特性等を活かして企業立地を促進する必要があります。



施策の目標

地域資源や地域特性を活かし、新技術・新製品の開発や企業立地を促進するなど、工業を振興します。

主な施策の内容

(1) 地場工業の振興

- (財)十勝圏振興機構*などの関係機関との連携により、地域資源や地域特性を活かした新技術・新製品の開発や技術力の向上、技術者の養成などをすすめ、も

のづくり産業を総合的に支援します。

- 地域の強みを活かしてブランド化を促進するなど、付加価値向上の取り組みをすすめ、販路開拓などによる市場拡大を促進します。

- 企業訪問や情報交換などを通して、企業の技術的課題の解決を支援するなど、企業ニーズに適切に対応します。

(2) 企業立地の促進

- 国等の支援制度の有効活用などにより、企業が立地しやすい環境づくりをすすめ、地域資源関連産業や機械・金属関連産業、環境・リサイクル関連産業などの立地を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
製造品出荷額等	1,192億円(H19)	1,304億円
新製品・新技術等の事業化・商品化率	61.5%(H19)	67.4%
技術指導相談件数	363件(H19)	503件
立地企業件数	-	32件

(市民実感度調査項目)

「ものづくり産業に活気がある」と思う市民の割合

用語解説

(財)十勝圏振興機構

新製品の研究・開発支援や産学官の連携促進、起業化支援など、農業を核とした地域産業の振興を推進する財団法人。十勝産業振興センターの設置・運営、道立十勝圏地域食品加工技術センターの運営を行っている。

施策3-1-3 商業の振興

現状と課題

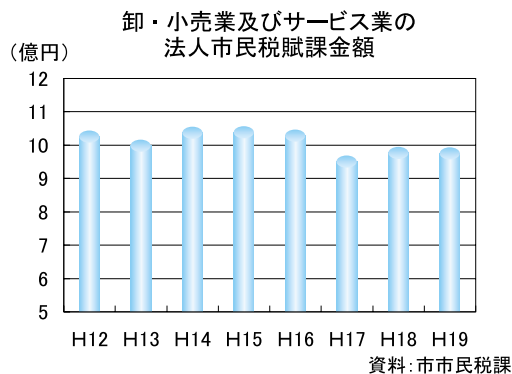
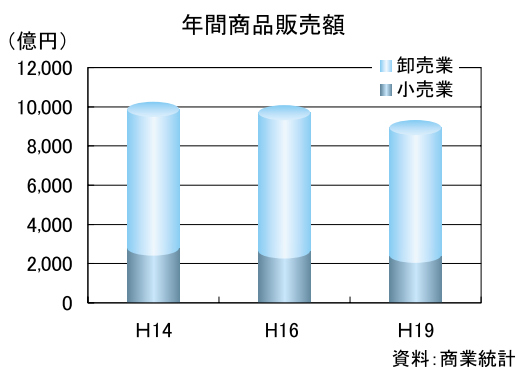
商業を取り巻く環境は、車社会の進展やライフスタイル・消費者ニーズの多様化、情報化の進展による業務の効率化や流通経路の短縮化などにより、大きく変化しています。

本市の卸・小売業の商品販売額は、景気の低迷による購買力の低下などにより減少傾向にあり、事業所数や従業者数も減少しています。

商店街は、消費者への商品やサービスの提供はもとより、身近な住民の交流の場として、にぎわいの創出や街並みの形成など、地域住民の暮らしを支える役割を担っていますが、近年、組合員の減少や高齢化などがすすみ、厳しい経営環境にあります。

本市は、これまで経済団体などと連携をはかりながら、商店の経営基盤の強化、商店街の環境整備、中心市街地*の活性化などに取り組んできています。

今後もさらに、個性を活かした商店街づくりや商店街相互の連携による催事事業の実施などに取り組み、地域住民に親しまれる商店街づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

商店街の魅力づくりや活性化への取り組みなどを支援し、商業を振興します。

主な施策の内容

(1) 商業の活性化

- 各種団体による商業の活性化の取り組みを支援するなど、商業を振興します。

(2) 商店街の活性化

- 商店街と行政が連携し、環境整備や活性化などに取り組み、地域に根ざした魅力ある商店街づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
卸・小売業及びサービス業の法人市民税賦課金額	9.8億円(H19)	9.8億円
商店街の空き店舗率	10.39%(H20)	10.39%

(市民実感度調査項目)

「商店や商店街に活気がある」と思う市民の割合

用語解説

中心市街地

P17を参照。

施策 3-1-4 中小企業の基盤強化

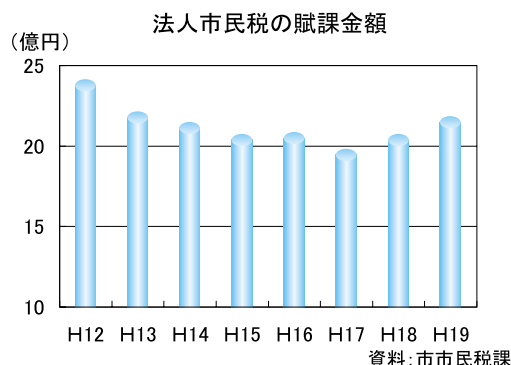
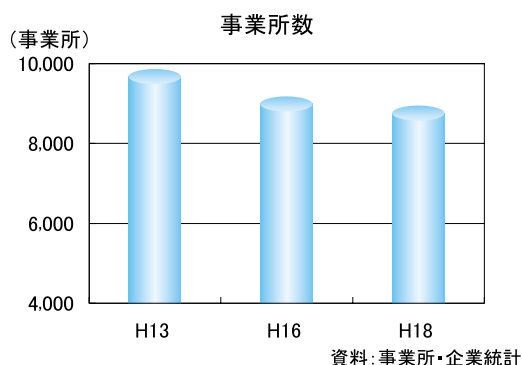
現状と課題

地域の中小企業を取り巻く経営環境は、経済のグローバル化*に伴う競争の激化や景気の低迷、消費者ニーズの多様化などにより厳しい状況にあります。特に建設業は、公共事業の減少などにより厳しい環境におかれています。

本市の企業の大部分を占める中小企業は、地域産業の振興や雇用の確保など、地域経済に重要な役割を果たしています。

本市は、平成19年に制定した「帯広市中小企業振興基本条例*」に基づき、産業振興ビジョン*を策定し、中小企業の振興に取り組んでいます。

今後も、創業・起業の支援や経営基盤の強化、新分野への進出支援、人材の育成など、中小企業の振興・活性化に総合的に取り組む必要があります。



施策の目標

経営基盤の強化や人材育成の支援などを通して、中小企業を振興します。

主な施策の内容

(1) 経営基盤の強化

- 関係団体と連携した相談体制の充実や円滑な資金供給の支援など、中小企業の経営基盤の強化を促進します。
- 中小企業者や関係団体等との協働により産業振興ビジョンを推進し、中小企業を振興します。

(2) 人材の育成

- 人材育成情報の一元化をはかるとともに、関係団体との連携により、効果的に人材の育成に取り組みます。
- 関係機関等との連携により、就学期から職業理解を促進するため、職業体験機会の充実に取り組むほか、新規学卒者等の

人材確保を支援します。

(3) 中小企業団体の育成

- 中小企業団体による経営基盤強化の取り組みを促進します。
- 中小企業の組織化などを支援します。

(4) 創業・起業の支援

- 創業・起業や新分野への進出を促進するため、相談体制の構築や資金面の支援などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
法人市民税の賦課金額	21.5億円(H19)	21.5億円
法人市民税の賦課法人数	5,067社(H19)	5,067社

(市民実感度調査項目)

「地元の企業に活気がある」と思う市民の割合

用語解説

グローバル化

P 8 を参照。

帯広市中小企業振興基本条例

中小企業の基盤強化、健全な発展に向け、基本的な方向や市長の責務、中小企業等の役割・努力など、中小企業振興に関する基本的な事項について定めた条例。

産業振興ビジョン

本市の中小企業振興のための指針として、市と中小企業者等が協働して取り組む産業振興の基本方向や推進する施策等を示した計画。

施策 3-1-5 産業間連携の促進

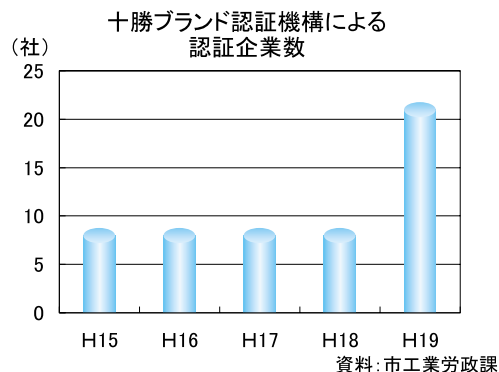
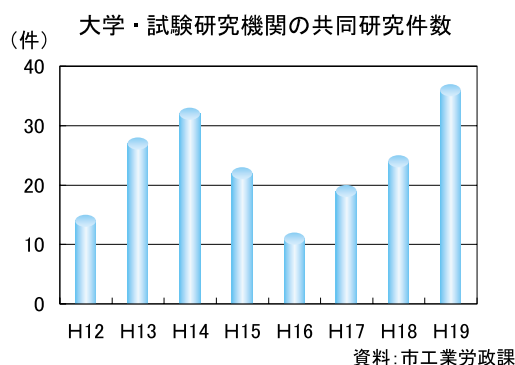
現状と課題

帯広・十勝は、農業を基幹産業として食品加工、農業機械製造などの関連産業をはじめ、商業・サービス業などが集積し、産業が互いに結びつきながら発展してきています。

地域には、帯広畜産大学をはじめ、道立十勝圏地域食品加工技術センター*や農畜産関連の公的試験研究機関、十勝産業振興センター*などが立地しています。また、(財)十勝圏振興機構*を中心に研究機関と企業等の産学官連携により、国の支援施策などを効果的に活用しながら、地域産業の活性化に取り組んでいます。

さらに、帯広リサーチ&ビジネスパーク構想*に基づき、大学等の研究成果を新たな産業や事業の創出につなげるため、地域の関係機関などが連携して取り組みをすすめています。

今後も、農商工等の産業間連携や産学官連携により、豊富な農畜産物などの地域資源を活用し、付加価値向上や新技術・新製品開発の促進などを通して、食品加工やブランド化をすすめ、地域産業の振興に取り組む必要があります。



施策の目標

農商工等の連携や産学官の連携を促進し、地域産業を振興します。

主な施策の内容

(1) 農商工連携の促進

- 農業、商業、工業の連携により、農畜産物の付加価値向上など、地域資源を活かした産業を振興します。

(2) 産学官連携の促進

- 大学や試験研究機関の研究成果の幅広い活用をめざす帯広リサーチ&ビジネスパーク構想を、国等の支援制度の導入をはかりながら推進します。

(3) 試験研究機関の整備促進

- 試験研究機関の研究成果を活用し、地域産業を振興するため、公的試験研究機関の整備・拡充を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
食料品製造業の付加価値生産性	1,002万円(H19)	1,002万円
十勝ブランド認証機構による認証企業数	21社(H19)	33社
大学・試験研究機関の共同研究件数	36件(H19)	44件

(市民実感度調査項目)

「企業が大学などと連携し、新たな製品開発が行われている」と思う市民の割合

用語解説

道立十勝圏地域食品加工技術センター

地域資源を活用した食品工業の振興に向けて、食品加工に関する試験研究・検査分析・技術支援などを行っている道立施設。

十勝産業振興センター

機械・金属、木材加工など、農業を核とした十勝の「ものづくり産業」を支援する拠点として設置された施設。新製品の開発・研究などの支援や産学官連携の推進などを行っている。

(財)十勝圏振興機構

P65を参照。

帯広リサーチ&ビジネスパーク構想

大学等が持つ知的財産を、新技術や新製品の開発、新産業創出につなげる一貫したシステムを構築することにより、地域経済の活性化をめざす構想。

施策 3-1-6 雇用環境の充実

現状と課題

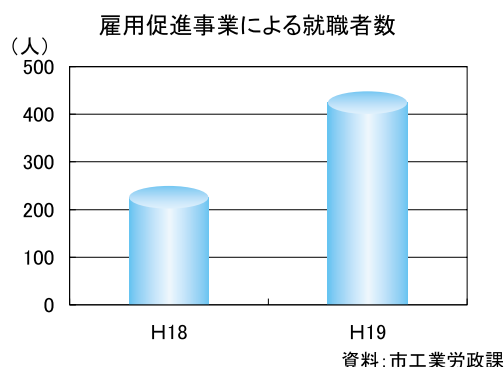
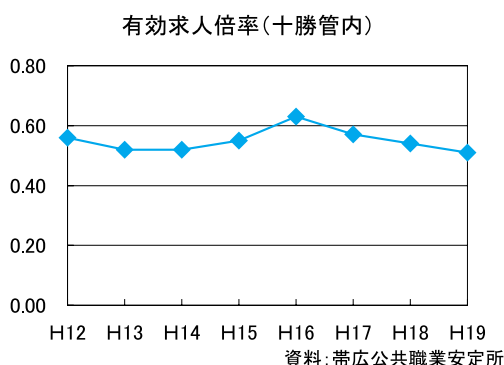
地域の雇用は、景気の低迷に伴う企業の経営環境の悪化などにより、厳しい状況にあります。また、非正規雇用*の増加や所得格差の拡大、雇用不安などが社会的な問題となっています。

本市は、職業訓練への助成や就業機会の拡大、季節労働者の雇用対策事業のほか、労働相談など勤労者福祉の向上に取り組んでいます。

今後も、市民生活の安定のため、地域における雇用の場の確保が重要であることから、食分野や環境分野などにおける事業化等の促進により、雇用を創出する必要があります。

また、技術革新などに対応できる職業能力の開発や企業の人材確保をすすめ、就業機会の拡大をはかる必要があります。

さらに、高齢者や女性など誰もが意欲や能力に応じて働くことができる環境づくりに取り組む必要があります。



施策の目標

雇用の拡大や人材の育成・確保に努めるとともに、誰もが生き生きと働くことができる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 雇用の拡大と人材の確保

- 関係機関等との連携により、雇用の拡大や求職者等の職業能力開発の促進に取り組みます。
- 季節労働者の冬期間の仕事の確保など、

通年雇用を促進するとともに、関係機関と連携し、高齢者の就業機会の拡大に取り組めます。

- 企業の人材確保を支援するため、U・J・Iターン*を促進します。

(2) 勤労者福祉の向上

- 勤労者が生き生きと働くことができる環境づくりをすすめるとともに、中小企業等の福利厚生事業の充実を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
有効求人倍率(十勝管内)	0.51(H19)	0.63
シルバー人材センター登録会員数	857人(H19)	880人
勤労者共済センター会員数	4,636人(H19)	4,700人

(市民実感度調査項目)

「意欲と能力に応じて、生き生きと働くことができる」と思う市民の割合

用語解説

非正規雇用

総務省の労働力調査において、「パート」・「アルバイト」・「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員・嘱託」・「その他」に区分されている雇用形態。

U・J・Iターン

Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地域へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。

施策3-2-1 中心市街地の活性化

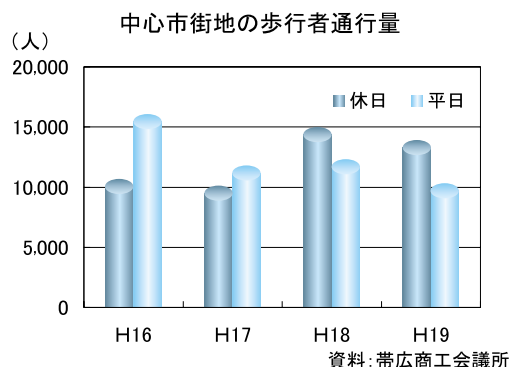
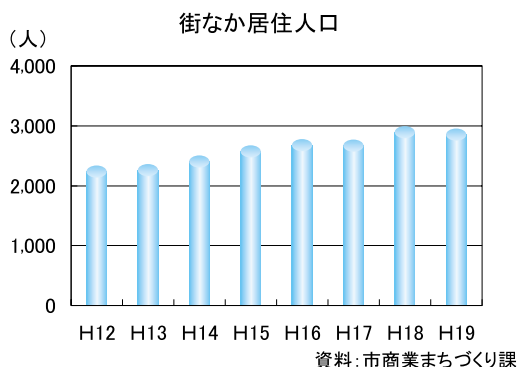
現状と課題

帯広・十勝の顔である中心市街地*は、市街地の拡大や大型店の郊外立地などにより、空洞化がすすんでいます。

これまで、JR根室本線連続立体交差事業、帯広駅周辺土地地区画整理事業*により南北の一体的な都市空間を形成し、新図書館、市民ギャラリー*、市民活動交流センター*などの公共施設、商業・業務・娯楽、居住機能などの集積をはかるとともに、駅北地下駐車場などの交通結節点機能を整備してきました。

平成19年に、新たな中心市街地活性化基本計画*の認定を受け、関係団体などと連携し、住宅の整備や帯広まちなか歩行者天国*の開催など、定住人口の増加や中心市街地の魅力づくりに取り組んでいます。

今後も、都市の魅力を高め、街なか居住の促進や交流人口の拡大をはかるため、基本計画に基づき都市機能の集積促進、各種イベントの開催などに取り組み、にぎわいのある中心市街地の形成をすすめる必要があります。



施策の目標

都市機能の向上やにぎわいの創出などを通して、集客・交流をすすめ、まちの顔である中心市街地の活性化をはかります。

主な施策の内容

(1) 中心市街地の活性化

- 市民や団体が主体的に取り組むイベントや、空き店舗の利活用など、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組み

を支援します。

- 魅力ある居住環境の整備などにより、街なか居住を促進します。

(2) 公共施設の整備と利活用の促進

- 公共施設の利活用を促進するとともに、国の合同庁舎整備など都市機能集積のための環境づくりをすすめ、中心市街地のにぎわいの創出に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
街なか居住人口	2,851人(H19)	3,668人
中心市街地の歩行者通行量(休日)	13,281人(H19)	28,000人

(市民実感度調査項目)

「中心市街地に魅力とにぎわいがある」と思う市民の割合

用語解説

中心市街地

P 17を参照。

土地区画整理事業

居住環境の向上や土地の利用増進など健全な市街地の造成を目的に、土地所有者等から土地の一部の提供を受け、道路や公園等、新たな公共用地として活用することにより、市街地の整備と宅地の整形化をはかる事業。

市民ギャラリー

市民の主体的な文化活動を促進するためにJR帯広駅地下に整備した、絵画・彫塑・書・工芸その他の美術作品の展覧会、展示会等を行うための施設。

市民活動交流センター

世代や地域を越えた市民の活動や交流を支援するために設置した施設。町内会や各種サークル、老人クラブなど様々な市民活動の場を提供するとともに、NPOやボランティア等の活動に関する相談への対応を行っている。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化をはかるため、市街地の整備・改善と商業活性化を一体的にすすめるための基本的な方針や関係する事業等について示した計画。

帯広まちなか歩行者天国

まちなかのにぎわいづくり、ふれあいづくりをめざしてすすめている市民主導の中心市街地活性化事業。日曜日にまちなかの道路を歩行者天国にして、様々な主体が多様なイベントを開催している。

施策3-2-2 観光の振興

現状と課題

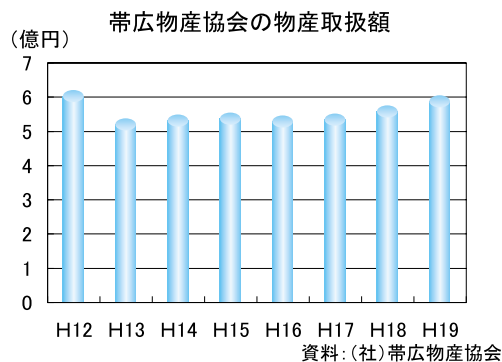
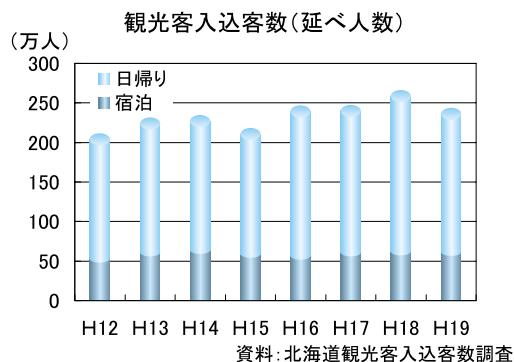
観光は、宿泊・飲食業をはじめ様々な分野に経済波及効果を生み、雇用や地域経済の活性化に寄与する、裾野の広い産業です。

国は、平成18年に「観光立国推進基本法*」を制定し、観光立国の実現に向けた取り組みをすすめています。

本市は、日高山脈を背景とした農村景観、多彩な食文化をはじめ、ばんえい競馬、愛国・幸福駅などの地域資源を有しています。

本市の観光は通過型が多いことから、今後、管内自治体等と連携をはかりながら、情報発信やサービスの充実に取り組み、地域資源を活かした体験・滞在型観光に転換する必要があります。

また、高速道路や空港、鉄道などの広域交通ネットワークを活用し、東北海道の広域観光の推進、東アジアなど海外からの観光客誘致に取り組む必要があります。



施策の目標

魅力ある地域資源の利活用をはじめ、情報発信や広域連携の推進などにより、観光を振興します。

主な施策の内容

(1) 観光拠点の利活用促進

- 地域の食や景観などを活かし、魅力ある観光拠点づくりをすすめるとともに幅広く利活用を促進します。

(2) 観光イベント・コンベンションの充実

- 市民、事業者との協働による魅力あるイベントやまつりの開催など、集客力のある観光イベントを充実します。
- 産業や文化・スポーツなど、多様なコンベンション*の誘致に取り組みます。

(3) 魅力ある観光地の形成

- 帯広・十勝の豊かな自然や農業、食文化などを活かし、体験・滞在型観光をすすめます。
- 東北海道や大雪地域などの観光地と連携し、広域観光ルートの形成をすすめます。
- 国内外の観光関連事業者などへの情報提供や映画撮影の誘致などを通して、地域の魅力を発信します。

(4) 物産振興と食・産業観光の推進

- 関係機関と連携し、物産展の開催などを通して物産を振興します。
- 帯広・十勝の食や産業を活かした観光をすすめます。

(5) 受入環境の充実

- 分かりやすい案内表示や観光情報の提供など、観光客の受入体制の充実を通して観光客の満足度を高め、リピーターの確保をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
観光入込客数(延べ人数)	236万人(H19)	272万人
宿泊客延べ数	83.7万人泊(H19)	95.2万人泊
帯広観光コンベンション協会のホームページアクセス件数	11.9万件(H19)	20.3万件
帯広物産協会の物産取扱額	5.9億円(H19)	7.6億円

(市民実感度調査項目)

「自然や特産物など、地域の魅力を活かした観光振興が行われている」と思う市民の割合

用語解説

観光立国推進基本法

観光立国の実現に関する施策を総合的、計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与するため、観光立国の実現に関する施策の基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。

コンベンション

経済団体、学会などの大会や集会、企業の研修会やセミナー、見本市や展示会など、人と物と情報の交流のための集会や行事。

4 自然と共生するまち

政策・施策の体系

政策4-1

地球環境を守るまちづくり

【政策の目標】

地球環境を保全し、市民、事業者と行政の協働により、自然環境への負荷の少ないまちをつくります。

施策4-1-1

地球環境の保全

施策4-1-2

廃棄物の資源化と適正処理

政策4-2

うるおいのあるまちづくり

【政策の目標】

安全でおいしい水と豊かな緑に恵まれた、やすらぎとうるおいのあるまちをつくります。

施策4-2-1

公園・緑地の整備

施策4-2-2

水道水の安定供給

施策4-2-3

下水道の整備

施策4-1-1 地球環境の保全

現状と課題

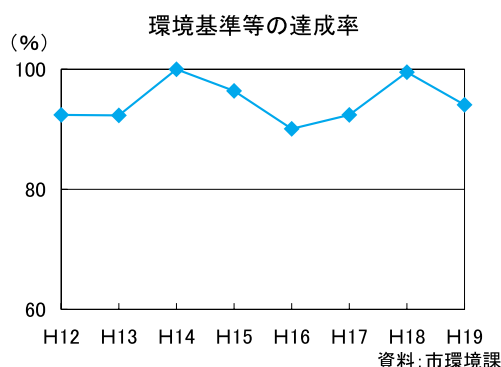
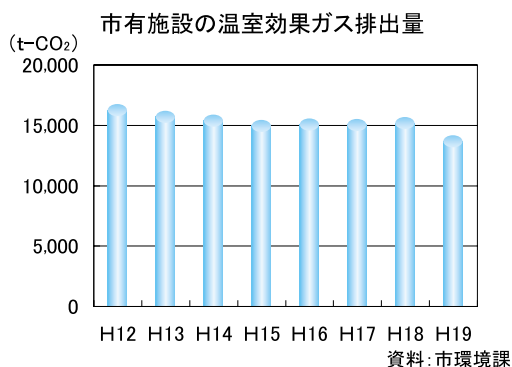
生活の利便性の向上や経済の発展に伴い、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が発生しています。現在、地球温暖化*対策は国際的な課題として、各国で温室効果ガス*削減の取り組みがすすめられています。

本市は、これまでも帯広の森づくりや「帯広市環境基本条例*」の制定などを通して環境保全に取り組んできています。

地球環境の保全は、国と地域の共通課題であり、平成20年の環境モデル都市*の選定を契機として、これまでの蓄積の上に立ち、環境負荷低減の先導的な取り組みをすすめるとともに、市民の環境保全活動を一層促進する必要があります。

特に、暖房や自動車からの二酸化炭素排出量の割合が高いことから、建築物等の省エネルギー化や公共交通の利用を促進するなど、市民、事業者、行政が連携し、温室効果ガスの削減に取り組むことが大切です。

さらに、バイオマスや太陽光など地域資源を活用し、エネルギーの地産地消の取り組みや新たな産業の創出につなげていく必要もあります。



施策の目標

豊かな自然環境を保全するとともに、温室効果ガスの排出抑制などを通して環境への負荷を低減し、快適な生活環境を保全します。

主な施策の内容

(1) 環境負荷低減の取り組みの推進

- 環境モデル都市行動計画に基づき、生活、運輸部門などを中心に、温室効果ガスの

排出抑制に取り組めます。

- 市民、事業者、行政などが連携し、環境への負荷を低減する取り組みをすすめます。

(2) 環境学習の推進

- 市民の環境への理解を深めるため、学校などと連携し環境教育を推進するとともに、市民の環境学習を支援します。
- 環境保全に関する情報を幅広く提供し、意識啓発に取り組みます。

(3) エネルギーの有効活用

- 太陽光やバイオマスなどのエネルギーの利用を促進するとともに、道路照明や建築物などの省エネルギーの取り組みをすすめます。

(4) 自然環境の保全

- 森林や緑地、生態系などを良好な状態で維持するため、自然環境の保全に取り組みとともに、日高山脈襟裳国定公園*の国立公園化を国や北海道に要請します。

(5) 生活環境の保全

- 環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に取り組みます。
- 快適な生活環境を維持するため、環境美化活動などを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市内から排出される二酸化炭素(CO ₂)削減量	-	24.4万t-CO ₂
環境にやさしい活動実践校数	10校(H19)	41校
二酸化窒素(NO ₂)基準値の達成率	94.1%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「自然環境が保全され、環境への負荷を低減する取り組みが行われている」と思う市民の割合

用語解説

地球温暖化

P 8を参照。

温室効果ガス

P 8を参照。

帯広市環境基本条例

市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、環境の保全、創造に関する基本理念や施策の基本となる事項等について定めた条例。

環境モデル都市

P 17を参照。

日高山脈襟裳国定公園

日高山脈、広尾町から襟裳岬にかけての海岸線一帯、アポイ岳とその周辺の3つの地区で構成される自然公園。

施策4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理

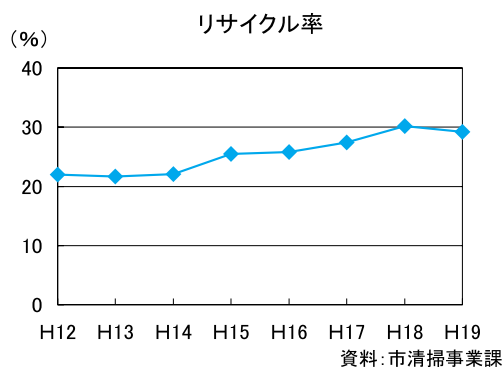
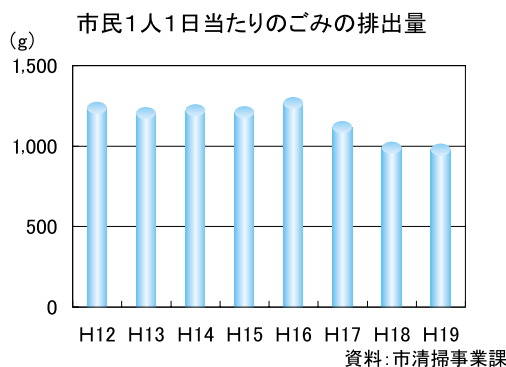
現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式により、資源の枯渇や環境負荷の増大など、様々な問題が生じています。

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法*」を制定し、資源消費の抑制や環境負荷低減など、循環型社会*の形成をめざし様々な施策を推進しています。

本市は、町内会などによる資源集団回収や「Sの日*」としてリサイクルに取り組むとともに、ごみ懇談会*などを通して、ごみ減量の啓発・指導をすすめており、ごみの排出量は減少傾向にあります。

今後も、ごみの発生を抑制するため、国や事業者等への要請活動や意識啓発に取り組むとともに、行政と市民、事業者が役割を担いながら、製品の再使用、ごみの資源化や適正処理をすすめ、持続可能な循環型の地域社会を形成する必要があります。



施策の目標

行政と市民、事業者が役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ごみの発生抑制の推進

- 包装の簡素化やごみにならない製品の利用を促進するため、意識啓発や事業者への協力要請をすすめるとともに、関係団体等と連携し、ごみの発生抑制を国等に働きかけます。

(2) 再使用の促進

- 不用品の交換や修理など、製品の再使用に関する意識啓発をすすめます。

(3) 再資源化の促進

- 市民や事業者などがリサイクル活動に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに

に、地域の自主的なリサイクル活動を促進します。

(4) ごみの適正排出の啓発・指導

- ごみの適正排出や発生抑制、資源化に関する市民や事業者の意識向上をはかるため、啓発・指導を行うとともに、関係機関と連携し、不法投棄防止の取り組みをすすめます。

(5) ごみの適正処理

- ごみの円滑な分別収集・運搬を行うほか、周辺環境に配慮しながら、関係自治体とともにごみ処理施設を整備し、適正処理に取り組みます。

- 乾電池など有害ごみの分別収集や適正処理を行います。また、産業廃棄物の適正処理の推進を国や北海道に要請します。

(6) し尿の適正処理

- し尿の円滑な収集・運搬を行うほか、関係自治体とともに、し尿処理を効率的にすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人1日当たりのごみの排出量	978g(H19)	702g
リサイクル率	29.2%(H19)	40.0%
ごみステーションの指導率	3.8% (H18-20平均)	2.0%
ごみの適正分別率	91.0% (H18-20平均)	91.8%

(市民実感度調査項目)

「ごみの減量やリサイクルなど、廃棄物の資源化や適正な処理が行われている」と思う市民の割合

用語解説

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、循環型社会の形成に関わる基本原則や施策の基本となる事項等について定めた法律。

循環型社会

環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会。

Sの日

帯広市の資源ごみの収集日。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど9品目を収集する。

ごみ懇談会

帯広市のごみの現状、ごみの減量・資源化などの取り組みについて市民に知らせるために開催している懇談会。町内会、PTA、各種サ・クルなどの団体からの申し込みに応じて開催している。

施策4-2-1 公園・緑地の整備

現状と課題

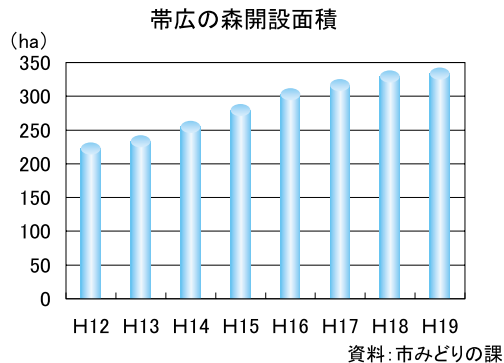
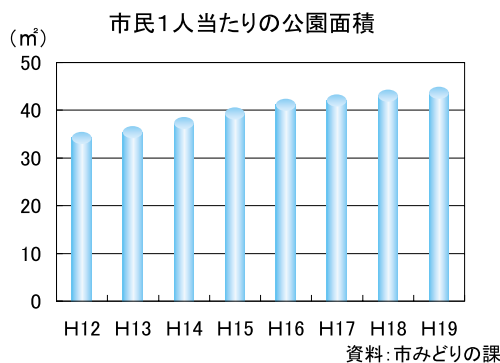
都市の緑は、豊かな都市環境を育み、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、地球温暖化*防止の役割も果たしています。

本市は、水と緑のある都市空間を創出するため、公園・緑地などの計画的な整備をはじめ、日高山脈の自然森林地域から、農村部の耕地防風林、都市部の帯広の森や十勝川水系河川緑地へと連なる、水と緑のネットワークづくりなどをすすめてきました。

公園・緑地は、コミュニケーションやスポーツ・レクリエーションなどの場として、市民が身近に利用できる都市空間であるとともに、災害時の避難場所となる重要な施設です。

今後も、市民との協働により、身近にある公園・緑地の整備・管理や帯広の森の利活用を促進するとともに、誰もが安全で安心して利用できる環境づくりをすすめる必要があります。

また、緑の保全・育成や花のあるまちづくり、河川などにおける親水空間づくりなどに取り組む必要があります。



施策の目標

公園・緑地の整備や市民による緑化活動を支援し、市民と行政の協働により、花と緑の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

- 市民との協働により、安全で利用しやすい公園・緑地づくりをすすめます。

(2) 帯広の森の利活用・整備

- 市民の環境学習や憩い・散策の場などとして、帯広の森の利活用を促進します。
- 園路等を整備し、利用しやすい環境づくりをすすめます。

(3) 公園・緑地の管理

- 公園や緑地、街路樹などの適切な管理を行うとともに、地域と連携しながら、安全で安心して公園等を利用できる環境づくりをすすめます。

(4) 花と緑の環境づくり

- 市民、事業者、行政が連携して、都市緑化や樹林地の保全、花苗の植栽などに取り組みます。

(5) 河川環境の整備

- 地域住民や関係機関等と連携し、河川環境を保全しながら、河川緑地の整備や水辺の快適な環境づくりをすすめるとともに、利活用を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人当たりの公園面積	43.7㎡(H19)	47.7㎡
歩いて行ける身近なみどりの充足率	78.3%(H19)	83.0%
帯広の森に関わるボランティア登録者数	96人(H19)	200人

(市民実感度調査項目)

「公園、街路樹などが良好に管理され、身近に緑や花に親しむことができる」と思う市民の割合

用語解説

地球温暖化

P 8を参照。

施策4-2-2 水道水の安定供給

現状と課題

水道は、市民生活や地域産業などを支える重要なライフラインです。

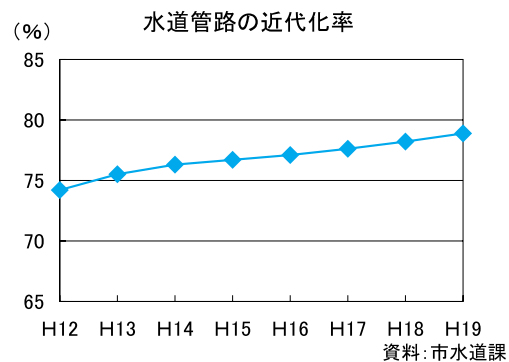
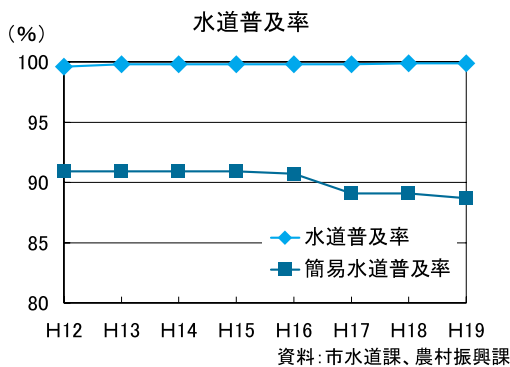
本市では、都市部を主な給水区域とする上水道と農村部を給水区域とする簡易水道に分けて管理運営を行っています。

上水道は、我が国有数の清流である札内川を水源として、昭和26年以来、4次にわたる拡張事業により普及率は99.9%に達し、良質な水道水を安定的に供給しています。また、簡易水道は、農村部のほぼ全域に供給しており、普及率は88.7%となっています。

今後も、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽施設の更新や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめるとともに、水道事業の健全経営を維持する必要があります。

また、地下水が地域共有の資源であることを踏まえ、地下水専用水道利用者の適正な水道料金のあり方について検討する必要があります。

さらに、これまで水道事業の運営を通して蓄積した技術の発信など、水道分野における国際協力をすすめることも大切です。



施策の目標

水道施設の維持・整備をすすめ、安全でおいしい水の安定供給をはかります。

主な施策の内容

(1) 安全で安心な水道水の供給

- 安全で安心な水道水を供給するため、水道水源における水質の保全や効率的な施設の維持管理などを行います。

- 老朽施設の改修や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。

(2) 利用者サービスの向上

- 安全で安心できる利用環境の確保など、利用者ニーズに沿った事業を展開します。
- イベントなどを通し、安全でおいしい水をPRします。
- 地下水専用水道利用者の水道料金のあり方について、調査・研究します。

(3) 水道事業の健全な経営

- 水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。
- 水道事業に関する技術や管理運営のノウハウを国内外に発信するなど、これまでの経験・技術を活かした国際協力をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
水道管路の近代化率	78.9%(H19)	89.7%
水道有収率	90.6%(H19)	90.6%

(市民実感度調査項目)

「おいしい水道水が、いつでも安心して利用できる」と思う市民の割合

施策4-2-3 下水道の整備

現状と課題

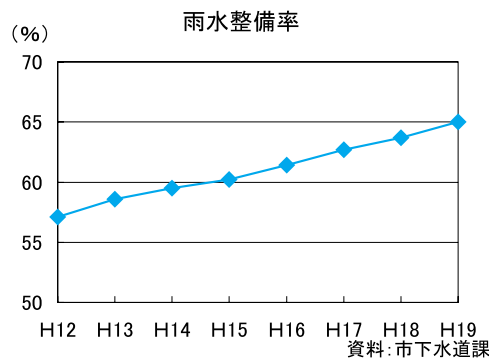
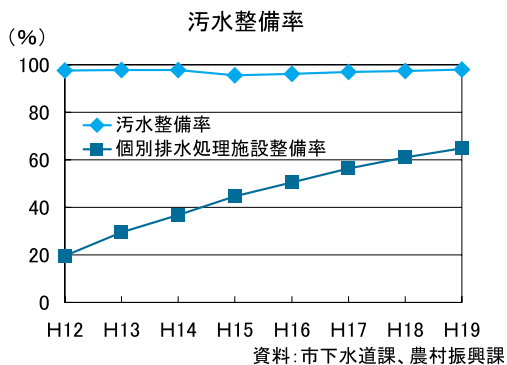
下水道は、快適な市民生活を支える都市基盤であり、排水処理や雨水処理などにより、衛生環境を維持し、浸水などから市民生活を守る重要な役割を果たしています。

本市は、昭和34年以来、下水道の普及促進をすすめ、汚水整備率は97.9%に達していますが、雨水整備率は65.0%になっています。また、農村部の個別排水処理施設*の整備率は、整備計画に対し64.8%となっています。

今後も、安全で快適な市民生活を維持するため、都市部の雨水管渠整備をすすめ、浸水地区の解消をはかるとともに、農村部の個別排水処理施設の整備をすすめる必要があります。

また、災害に強い施設づくりや環境負荷低減に向けた施設整備をすすめるとともに、下水道事業の健全経営を維持する必要があります。

さらに、これまで下水道事業の運営を通して蓄積した技術の発信など、下水道分野における国際協力をすすめることも大切です。



施策の目標

下水道施設の維持・整備をはかり、快適な生活環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 安全で快適な施設整備

- 下水道施設の改修・更新や雨水施設の整備などをすすめます。
- 下水道施設の耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。

- 農村部の個別排水処理施設の整備をすすめます。

(2) 環境負荷の低減

- 環境負荷の低減をはかるため、河川放流

水の水質改善や下水汚泥の有効利用などに取り組みます。

(3) 下水道利用の普及促進

- 下水道利用の普及を促進します。
- 学習機会の提供を通して、下水道利用の意識啓発をはかります。

(4) 下水道事業の健全な経営

- 下水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。
- 下水道事業に関する技術や管理運営のノウハウを国内外に発信するなど、これまでの経験・技術を活かした国際協力をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
汚水整備率	97.9%(H19)	98.8%
雨水整備率	65.0%(H19)	71.3%
個別排水処理施設整備率	64.8%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「生活廃水や雨水が適切に処理されている」と思う市民の割合

用語解説

個別排水処理施設

個々の住宅に設置し、住宅から出される汚水をきれいに処理する下水道処理設備。住宅が点在する農村地域において設置がすすんでいる。

5 快適で住みよいまち

政策・施策の体系

政策5-1

快適で住みごこちのよいまちづくり

【政策の目標】

整備された都市基盤を活かし、多様な市民ニーズに応じた住環境の提供や美しい景観づくりをすすめ、快適で住みごこちのよいまちをつくります。

施策5-1-1

住環境の充実

施策5-1-2

魅力ある景観の形成

施策5-1-3

墓地・火葬場の整備

政策5-2

交流を支えるまちづくり

【政策の目標】

人やまちを結ぶ交通・情報ネットワークの整備をすすめ、活発な都市活動を支える機能的なまちをつくります。

施策5-2-1

道路網の整備

施策5-2-2

総合的な交通体系の充実

施策5-2-3

地域情報化の推進

施策5-1-1 住環境の充実

現状と課題

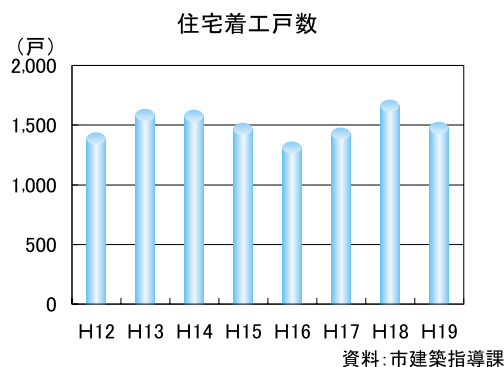
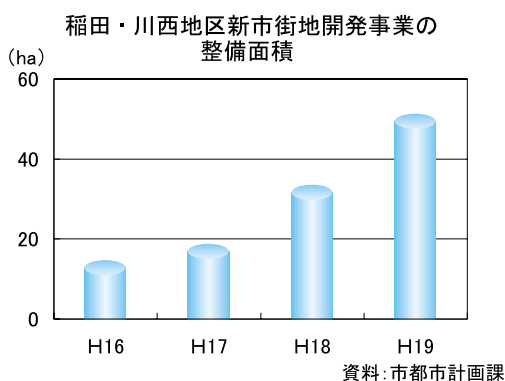
やすらぎやゆとりのある生活のためには、快適な住環境づくりをすすめることが大切です。

本市は、これまで、人口増加に対応するため、土地区画整理事業*などによる市街化区域の拡大をはかり、良質な宅地の供給をすすめてきました。

今後、高齢化や核家族化などに対応した住環境の整備をはじめ、市街地内の未利用地の利用促進や既存住宅の流動化などをはかり、子育て世帯などの定住を促進する必要があります。

公営住宅については、老朽化、狭隘化の解消のために計画的な整備に取り組んできており、今後も、建替え・改修や民間活力の導入による公的賃貸住宅の整備とともに、適切な維持管理を行う必要があります。

さらに、都市計画制度の適切な運用により、秩序ある市街地整備や住居表示*などに取り組む必要があります。



施策の目標

公営住宅の整備や民間活力による未利用地の利用促進など、多様な市民ニーズに応じた、快適に暮らせる住環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 住宅取得の促進

- 住まいの相談窓口の設置や情報提供などにより、戸建住宅をはじめ多様なライフスタイルに対応した住宅取得を支援し、定住を促進します。

- 環境に配慮した省エネ住宅などの普及を促進します。

(2) 公営住宅の管理・整備

- 子育て世帯や高齢者などに配慮しながら

ら、老朽化した公営住宅の建替えや改修をすすめるとともに、適切な維持管理を行います。

- 民間活力を活用し、子育て世帯や高齢者などの居住のための公的賃貸住宅の整備をすすめます。

(3) 未利用地の利用促進

- 事業者の宅地造成に対する支援により、市街地内の低・未利用地の利用を促進し、良好な市街地形成をすすめます。

(4) 市街地の整備

- 民間土地区画整理事業への支援・指導などにより、良質な宅地の供給を促進します。
- 字名の改正や住居表示板の整備により、分かりやすい住居表示をすすめます。

(5) 都市計画制度の推進

- 適切な土地利用や都市施設の整備などにより、都市機能の充実や良好な居住環境づくりをすすめ、計画的な市街地形成をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
老朽化した市営住宅等の割合	10.38%(H19)	1.36%
高齢者及び身障者に対応した市営住宅等の割合	37.1%(H19)	65.0%
未利用地の宅地整備累計面積	-	22.0ha

(市民実感度調査項目)

「快適で住みやすい居住空間が確保されている」と思う市民の割合

用語解説

土地区画整理事業

P75を参照。

住居表示

住所の表示方法。土地に付けられた地番が市街地の発展とともに欠番や飛び番などにより住所検索に支障になっている市街地について、建物に番号を付し、住所を分かりやすく表示すること。

施策5-1-2 魅力ある景観の形成

現状と課題

良好な景観は、都市の魅力を高め、地域への愛着や親しみを与えるばかりでなく、快適な住環境づくりをすすめる上でも、重要な役割を果たすものです。

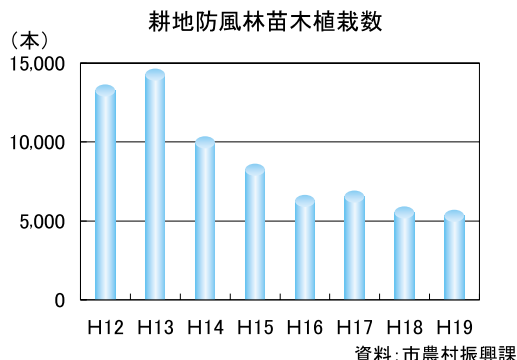
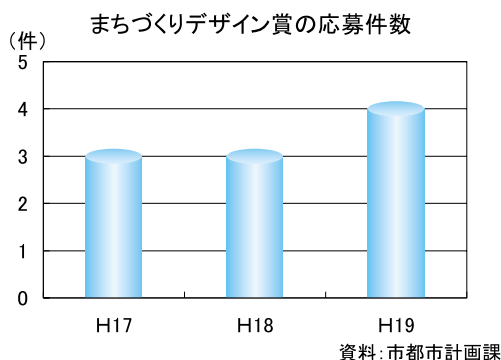
国は、平成16年に「景観法*」を制定し、北海道においても、「北海道景観計画」を策定し、美しい景観づくりに向けた取り組みをすすめています。

帯広・十勝は、大雪山系や日高山脈など国内有数の大自然の中で、四季折々の美しさを持った田園風景と都市的な街並みとが調和した、特色ある景観を有しています。

本市は、平成4年に都市景観基本計画*を策定し、市街地の景観づくりや耕地防風林の整備など、帯広・十勝らしい景観の形成をすすめてきました。

景観づくりには、市民の理解が大切であることから、まちづくりデザイン賞*などを通して、景観に関する意識の向上をすすめてきています。

今後も、より良い景観づくりに向けて検討するとともに、市民、事業者、行政の連携により、地域の自然、歴史、文化などが蓄積された、田園都市にふさわしい景観形成をはかっていく必要があります。



施策の目標

景観に関する意識の向上をはかり、豊かな自然に恵まれた帯広・十勝らしい、魅力ある景観づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 都市景観づくり

- 表彰制度などにより、景観に関する意識啓発をはかるとともに、地区計画制度などにより市民や事業者と連携して、美し

い都市景観づくりをすすめます。

- 景観に配慮したデザインによる公共施設整備をすすめます。

(2) 農村景観づくり

- 耕地防風林の整備を促進するなど、帯広・十勝らしい田園景観の保全・整備をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
まちづくりデザイン賞の応募件数	3件 (H17-19平均)	6件
地区計画区域の宅地利用率	78.7%(H19)	90.0%
耕地防風林苗木植栽数(再掲)	5,660本(H19)	7,000本

(市民実感度調査項目)

「都市部や農村部において、帯広・十勝らしい景観が形成されている」と思う市民の割合

用語解説

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため、良好な景観の形成に関する基本理念や良好な景観の形成のための規制等について定めた法律。

都市景観基本計画

個性あふれる景観づくりをすすめるための方針、基本姿勢等について示した計画。

まちづくりデザイン賞

北方の文化に根ざした帯広らしいまちづくりを市民協働ですすめるため、帯広の風土と調和した優れたデザインの建造物や、まちづくりに関する活動を行う団体・個人を広く市民から募集し表彰する制度。

施策5-1-3 墓地・火葬場の整備

現状と課題

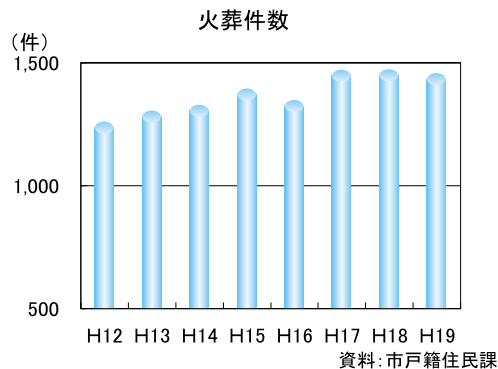
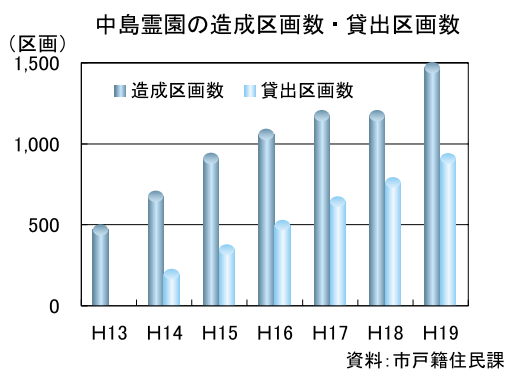
高齢化の進行に伴い、今後、墓地・火葬場の利用増加が予想されます。

本市は、つつじが丘霊園や緑ヶ丘墓地をはじめ、16か所の既設墓地を管理しており、さらに、中島霊園の整備を計画的にすすめてきています。

近年、核家族化の進行などにより、埋葬や墓地に対する市民の価値観が多様化しており、合葬墓など新しい形態の墓地が求められています。

今後も、市民の多様なニーズを踏まえ、墓地の整備をすすめる必要があります。

また、火葬場は、昭和63年の開設以来、20年余りが経過しており、施設の適切な機能維持をはかる必要があります。



施策の目標

市民ニーズに応じた墓地の整備と火葬場の適切な維持管理を行います。

主な施策の内容

(1) 墓地の整備・管理

- 多様化する市民ニーズに対応しながら、墓地の整備をすすめます。
- 既設墓地の適切な管理運営を行います。

(2) 火葬場の運営

- 火葬場の適切な管理運営を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
中島霊園の貸出区画数	909区画(H19)	2,630区画

(市民実感度調査項目)

「墓地の整備や火葬場の管理運営が適切に行われている」と思う市民の割合

施策5-2-1 道路網の整備

現状と課題

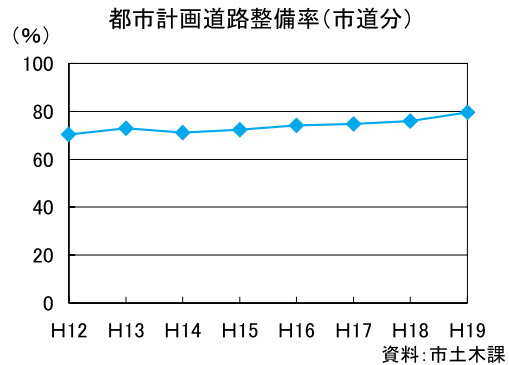
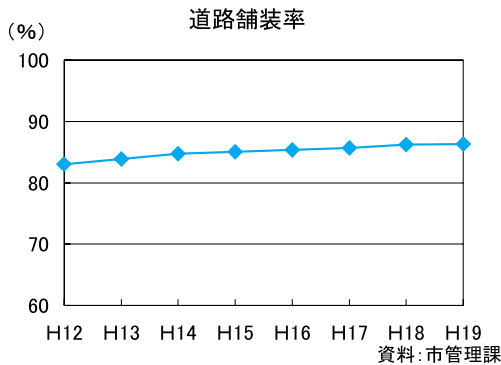
道路は、市民の日常生活や経済活動を支える基礎的な社会基盤です。

本市は、これまで都市の骨格を形成する幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路の整備をはじめ、歩道などの整備により、安全で利用しやすい道路環境づくりに取り組んできました。

また、冬期間の円滑な交通環境を確保するため、除排雪体制の充実をはかってきました。

今後も、地域の産業を支え、市民が安全で快適に暮らすことができるよう、計画的な道路網の整備や適切な維持管理を行う必要があります。

また、自転車・歩行者道などを整備し、環境に配慮したまちづくりをすすめる必要があります。



施策の目標

幹線道路や生活道路の整備、適切な維持管理を行うとともに、歩行者や自転車が利用しやすい環境を整備し、安全で快適な道路環境づくりにすすめます。

主な施策の内容

(1) 道路の整備

- 円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備をすすめるとともに、安心して利用できる生活道路の整備をすすめます。

(2) 自転車・歩行者利用環境の整備

- 自転車・歩行者道の整備などをすすめ、自転車・歩行者の安全な利用環境を確保します。

- 自転車利用者の交通安全意識の啓発に努めます。

(3) 道路の維持管理

- 橋梁の長寿命化や道路の補修など、適切な維持管理を行うとともに、特殊舗装*の耐久性の向上に取り組めます。
- 冬期間の道路や歩道の安全性を確保するため、除排雪体制を充実するとともに、

市民協働による除排雪の取り組みをすす
めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
都市計画道路整備率(市道分)	79.6%(H19)	88.2%
特殊舗装の道路延長	314km(H19)	230km
除雪1回当たりの苦情件数	275件 (H17-19平均)	200件

(市民実感度調査項目)

「幹線道路や生活道路が整備されており、安全に通行できる」と思う市民の割合

用語解説

特殊舗装

路盤改良を行っていない簡易な舗装。

施策5-2-2 総合的な交通体系の充実

現状と課題

市町村が広域分散している北海道・十勝において、高速道路をはじめ、空港、港湾、鉄道などの総合的な交通体系は、地域経済の活性化や交流を促進する上で重要な役割を果たしています。

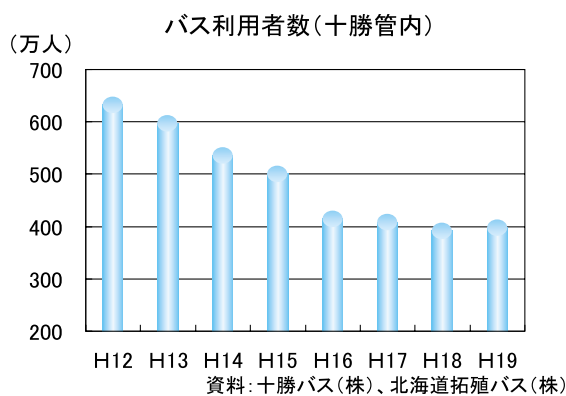
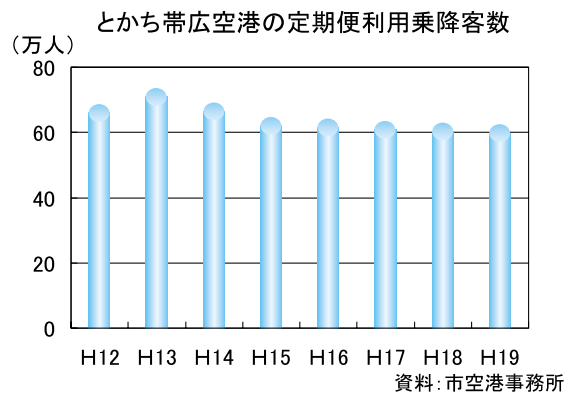
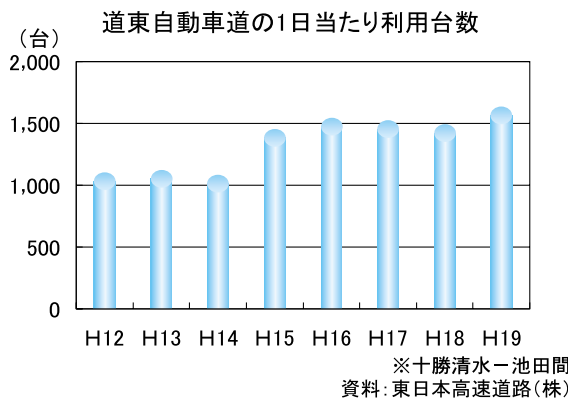
帯広・十勝では、道央圏と道東圏を結ぶ北海道横断自動車道*や帯広・広尾自動車道*などの整備がすすめられています。今後、高規格幹線道路*や国道、道道などの幹線道路の整備をさらにすすめ、広域交通ネットワークを充実する必要があります。

とちかち帯広空港は、利便性の向上のため、航空路線網の充実や出入国管理体制*の整備などに取り組む必要があります。

十勝港は、管内の農畜産物や農業資材などの物流拠点として利用を促進する必要があります。

鉄道は、JR石勝線・根室本線の利便性向上などを促進する必要があります。

また、市民生活に重要なバス等の公共交通の利便性向上などに取り組む必要があります。



施策の目標

関係機関との連携により、高速道路、空港・港湾、公共交通など、総合的な交通体系の整備・充実をすすめます。

主な施策の内容

(1) 広域道路の整備促進

- 広域的な交通ネットワークを形成するため、北海道横断自動車道などの高規格幹線道路、十勝圏の広域交通機能を担う国道・道道などの整備を促進します。

(2) 空港利活用・機能の充実

- 安全で安定的な運航を確保するため、とちかち帯広空港の適切な管理や整備をすすめます。
- とちかち帯広空港の利活用を促進するとともに、利便性の向上のため、ダブルトラック*化など航空路線網の充実に取り組みます。
- 国際チャーター便の就航促進や出入国管理体制の整備促進など、国際化の環境づくりに取り組みます。

(3) 十勝港の利活用促進

- 十勝港の利活用を促進するため、出入国管理体制や検疫体制の整備の促進に取り組みます。

(4) 鉄道輸送の利便性向上

- J R 石勝線・根室本線の高速化を促進するとともに、関係機関と連携し、北海道新幹線の整備促進に取り組みます。

(5) バス交通の活性化

- バス交通の利便性向上や活性化をはかるため、事業者などと連携し、生活交通路線の維持や地域事情に応じた運行方法の導入など、利用促進に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
道東自動車道の1日当たり利用台数	1,570台(H19)	2,750台
とちかち帯広空港の定期便利用乗降客数	60.2万人(H19)	63.1万人
バス利用者数(十勝管内)	395.8万人(H20)	395.8万人

(市民実感度調査項目)

「空港、バス、高速道路など、交通の利便性が確保されている」と思う市民の割合

用語解説

北海道横断自動車道

P 8を参照。

帯広・広尾自動車道

P 25を参照。

高規格幹線道路

全国的な自動車交通網を構成する、自動車の高速交通確保のための自動車専用道路。

出入国管理体制

国境を越える際の交通・物流において必要な、税関、出入国管理、検疫を行う体制。CIQともいう。

ダブルトラック

同一路線に2つの航空会社が乗り入れること。

施策5-2-3 地域情報化の推進

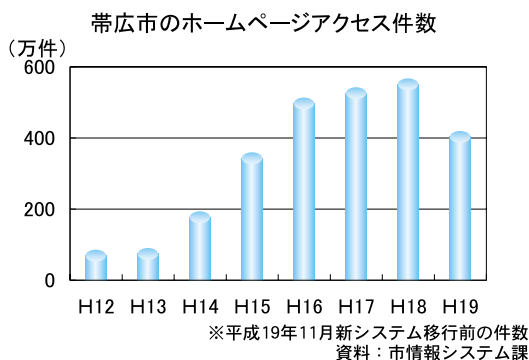
現状と課題

情報通信基盤や技術の発達は、生活の利便性の向上や企業活動の効率性を高め、新たなサービスの創出などを通して、社会経済の発展に大きく貢献しています。

本市は、地域情報化推進ビジョン*に基づき、光ファイバー網の整備促進や総合行政ネットワーク*の整備など、地域情報化や行政の情報化に取り組んできています。

情報通信技術の発展に伴い、高度情報通信ネットワーク社会が一層進展し、市民生活や企業活動など様々な分野で情報通信ネットワークの活用がさらにすすむことが予想されます。

今後、誰もが情報通信技術を活用した利便性の高いサービスを受けられることができるよう、地域の情報化をすすめる必要があります。



施策の目標

事業者等との連携により、高度情報通信基盤の整備や利活用を促進し、地域の情報化をすすめます。

主な施策の内容

(1) 情報通信基盤の整備促進

- 事業者等との連携により、農村部などの情報通信基盤の整備を促進し、情報通信サービスの利用環境の向上をはかります。

(2) 情報通信の活用促進

- 事業者や関係機関などとの連携により、情報通信を活用した快適で利便性の高いサービスの提供を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
インターネットの超高速通信が可能なエリアの割合	19.0%(H20)	100.0%
帯広市のホームページアクセス件数	404万件(H19)	450万件

(市民実感度調査項目)

「高速インターネットなど、情報通信サービスを日常生活や仕事に活用できる環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

地域情報化推進ビジョン

高度情報通信社会へ対応するため、地域におけるIT化推進の中長期的展望を示した計画。

総合行政ネットワーク

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。府省間ネットワークである「霞が関WAN」とも接続している。

6 生涯にわたる学びのまち

政策・施策の体系

政策6-1

次代を担う人を育むまちづくり

【政策の目標】

社会の変化に対応した、次代を担うたくましい人材を育むまちをつくります。

施策6-1-1

学校教育の推進

施策6-1-2

教育環境の充実

施策6-1-3

高等学校教育の推進

施策6-1-4

高等教育の充実

政策6-2

ともに学び地域のきずなを育むまちづくり

【政策の目標】

生涯にわたる学習活動や芸術・文化、スポーツ活動を通して、自己実現をはかるとともに、人のつながりを深め、地域づくりに参加できるまちをつくります。

施策6-2-1

学習活動の推進

施策6-2-2

芸術・文化の振興

施策6-2-3

スポーツの振興

施策6-1-1 学校教育の推進

現状と課題

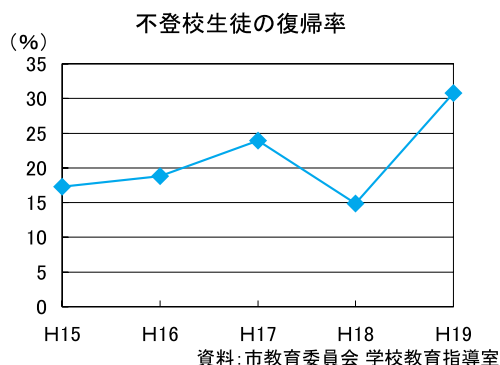
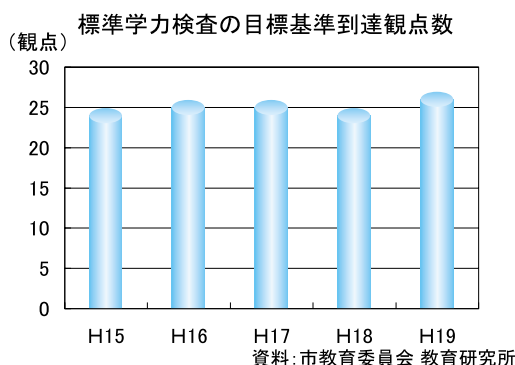
学校教育においては、次代を担う子どもたちの知識・技能を活用する力や道徳心、体力・運動能力などをバランスよく育む教育が求められています。

本市は、各学校の特色ある教育活動への支援や総合的な学習の時間*の活用などにより、社会で必要とされる力の育成をすすめてきています。

また、いじめや不登校への対応、道徳教育や体験学習の推進など、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成、規則正しい生活習慣の定着や食育の推進などの健康な体づくりに取り組んできています。

今後も、確かな学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成をはかり、子どもたちのたくましく生きる力を育むとともに、郷土への愛着を持ち将来のまちづくりを担う人材を育てていくことが必要です。

また、教師の資質や能力の向上をはかり、指導力や総合的な人間力などの充実に取り組む必要があります。



施策の目標

地域の特性や学校の創意工夫を活かしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、子どもたちの生きる力を育む教育をすすめます。

主な施策の内容

(1) 確かな学力の育成

- 子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、一人ひとりの個性を活かしながら能力を伸ばす教育をすすめるため、教材や指導方法

の工夫改善などに取り組みます。

- 社会で求められる力を育むため、国際化や情報化の進展など社会の変化に対応した教育をすすめます。

- 総合的な学習の時間などの効果的な活用により、体験的な学習や問題解決的な学習などを充実し、自ら学び、自ら考え、行動する力を育成します。
- 情報教育の充実をはかるため、教育用コンピュータを整備するとともに、情報モラルの指導をすすめます。

(2) 豊かな心の育成

- 帯広・十勝の特色を活かした多様な体験活動などを通して、生命を尊び他人を思いやる豊かな心を育む教育を充実します。
- いじめ、不登校、非行など、子どもたちをめぐる様々な心の問題に対応するため、きめ細やかな指導・相談を行います。
- 子どもたちが図書に親しむ機会を拡大するため、市立図書館との連携などにより学校図書館の機能を高めます。

(3) 健やかな体の育成

- 子どもたちが意欲的に運動に取り組むよう、体育の時間をはじめ、様々な活動を通して運動に親しむ機会を充実します。

- 食に関する正しい知識と食習慣が身に付くよう、学校給食を通して食育*を推進します。
- 健康管理や健康教育など学校保健を推進し、子どもたちの健康保持を促進するとともに、生涯にわたり健康に過ごす態度を育みます。

(4) 教師の指導力の充実

- 自主的な研究活動に対する支援や研修内容の充実により、子どもたちや保護者、地域に信頼される人間性豊かな教師を育成します。
- 教育の内容や指導方法など、様々な教育課題に関する調査研究や教育資料の収集・提供をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
標準学力検査の目標基準到達観点数	26観点(H19)	42観点
小学校図書館の児童1人当たり貸出冊数	9.1冊(H19)	11.8冊
中学校図書館の生徒1人当たり貸出冊数	1.6冊(H19)	2.4冊
不登校生徒の復帰率	30.8%(H19)	65.0%
学校給食における地場産野菜の導入率	55.7%(H19)	70.0%
教職員1人当たりの研修受講回数	2.2回(H19)	3.0回

(市民実感度調査項目)

「小学校・中学校において充実した教育が行われている」と思う市民の割合

用語解説

総合的な学習の時間

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を活かした教育活動を行う時間。

食育

P63を参照。

施策6-1-2 教育環境の充実

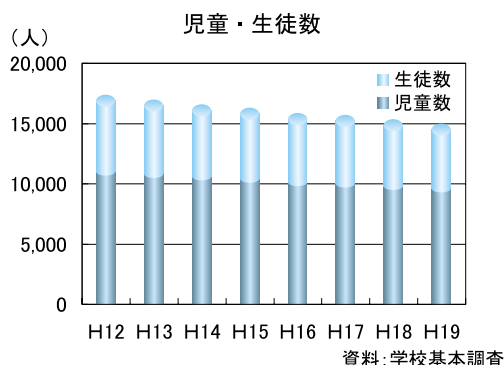
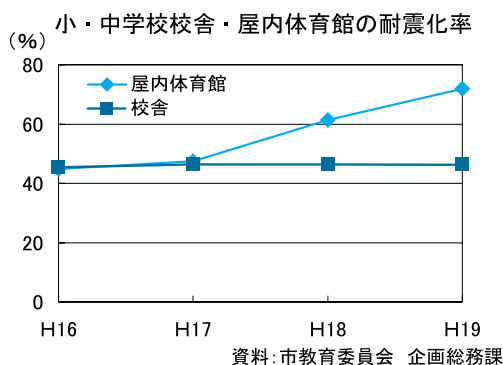
現状と課題

少子化の進行に伴い、小・中学校の小規模化がすすむとともに、保護者や地域住民の学校運営に対するニーズが多様化してきています。

本市は、一定の学校規模を確保するため、小・中学校の適正配置をすすめ、良好な教育環境の提供に取り組んでいます。

また、校舎や体育館の改修・改築、耐震化など、子どもたちが安全に生き生きと学べる環境づくりや、地域との連携による子どもたちの安全確保、学校評議員制度*の導入など、家庭や地域との連携による学校づくりをすすめてきています。

今後も、子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりのため、学校施設の整備や適切な学校配置の推進、特別支援教育*の充実などに取り組み、家庭や地域の期待に応えていく必要があります。また、各学校の創意工夫による特色ある教育の推進など、地域の実情に応じた学校教育をすすめる必要があります。



施策の目標

学校施設の整備をすすめるとともに、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちが安心して生き生きと学ぶことができる教育環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 学校施設等の整備

- 安全で快適な教育環境を創出するため、環境負荷の低減や災害時の避難所機能などに配慮しながら、学校施設の改修・改築、耐震化をすすめます。
- 学校施設の適切な管理や機能の充実をはかり、子どもたちの学習環境を整備します。
- 老朽化した学校給食共同調理場を改築します。

(2) 教育環境の整備

- 学校の教育活動や学校運営の評価・改善をすすめ、各学校の創意工夫による特色ある教育を推進します。
- 子どもたちが安全に学校に通うことができる環境の整備をすすめます。
- 誰もが等しく教育を受けることができるよう、経済的理由により就学が困難な家庭への支援を行うなど、就学環境の整備をすすめます。
- 適正な学校規模を維持し、良好な教育環境を確保するため、小・中学校の適正配置をすすめます。
- 地域の実情に応じた総合的、計画的な教育行政を推進するため、教育委員会の適切な運営をすすめるとともに、教職員の人事管理や福利厚生などをすすめます。

(3) 特別支援教育の充実

- 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育をすすめます。

(4) 学校・家庭・地域の連携の促進

- 屋内体育館などの学校施設をスポーツ・文化活動をはじめとする地域の様々な活動に開放するとともに、余裕教室の有効活用をすすめます。
- 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するなど、開かれた学校づくりをすすめます。
- 地域の人材を教育活動に積極的に活用するとともに、子どもたちの安全確保や規則正しい生活習慣の育成など、家庭や地域と幅広く連携した取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
小・中学校校舎の耐震化率	46.5%(H19)	100.0%
特別支援学級の設置数	38学級(H19)	59学級
学校支援ボランティアを活用した学校数	2校(H19)	40校

(市民実感度調査項目)

「子どもたちが安心して学べる教育環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

学校評議員制度

保護者や地域住民の理解や協力を得ながら特色ある教育活動を展開していくため、地域の住民等が校長の求めに応じて学校の運営について意見を述べる制度。

特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

施策6-1-3 高等学校教育の推進

現状と課題

高等学校においては、国際化・高度情報化などの社会変化に柔軟に適應できる能力や資質を持った人材の育成、生徒の学習ニーズに対応した教育が求められています。

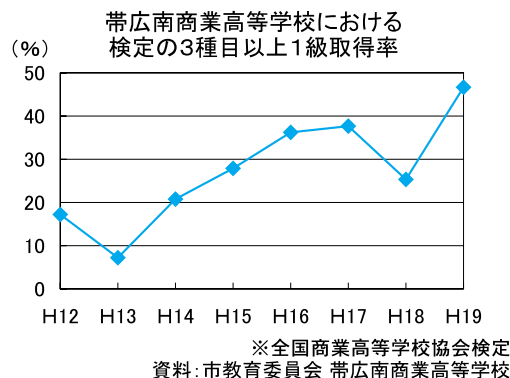
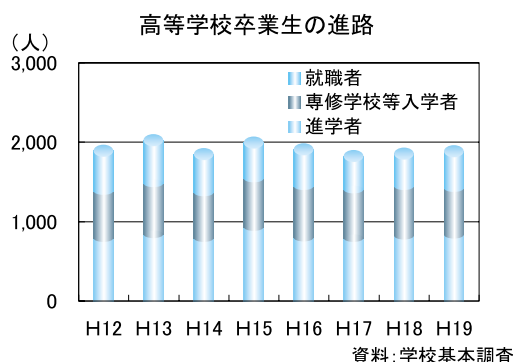
また、道内では、少子化に伴い生徒数の減少がすすんでおり、公立高等学校の規模や配置の適正化の取り組みがすすめられています。

本市は、地元高等学校の受入間口の確保に向けた活動や奨学制度による保護者の負担軽減などに取り組んできています。

今後も、生徒が安心して高等学校に進学できるよう、進学機会の確保などに取り組む必要があります。

市立帯広南商業高等学校では、専門教育に加え、国際理解教育や情報処理教育の推進、地域と連携したインターンシップの実施など、実践的な教育を展開してきています。

今後も、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、十勝管内唯一の商業専門の高等学校として、地域の期待に応えていく必要があります。



施策の目標

高等学校への進学機会の確保をはかるとともに、豊かな社会性を兼ね備え、社会に貢献する人材を育む高等学校教育をすすめます。

主な施策の内容

(1) 進学機会の確保

- 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、受入間口の確保に向け、関係団体等と連携しながら、

要請活動などに取り組めます。

- 保護者や生徒の負担軽減をはかるため、私立高等学校への支援や就学支援などに取り組めます。

(2) 帯広南商業高等学校の教育の推進

- 事業者などと連携した実践的な教育や英語力を高める教育などの専門教育をすすめます。
- 生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育をすすめるため、ボランティアなどの社会性を育む課外活動を充実します。

- 地域に開かれた学校づくりをめざし、学校の人材や施設などを活用して地域貢献をすすめます。
- 生徒がより良い環境で教育を受けることができるよう、学校施設の適切な維持管理をすすめるとともに、学校評価の推進などにより学校運営の改善をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
帯広南商業高等学校の就職率	100.0%(H19)	100.0%
帯広南商業高等学校における検定の3種目以上1級取得率	46.7%(H19)	75.0%

(市民実感度調査項目)

「高等学校において充実した教育が行われている」と思う市民の割合

施策6-1-4 高等教育の充実

現状と課題

高等教育機関は、専門的能力を持つ人材の育成をはじめ、生涯学習や産業振興などを通して、地域の発展に貢献する重要な役割を担っています。

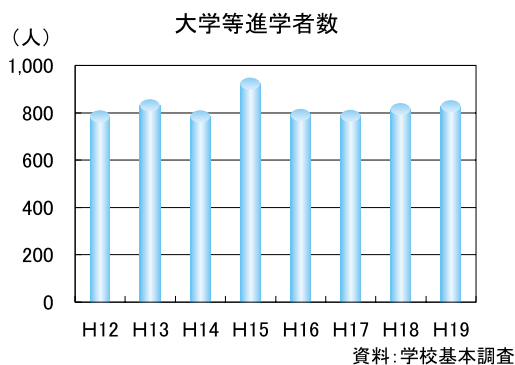
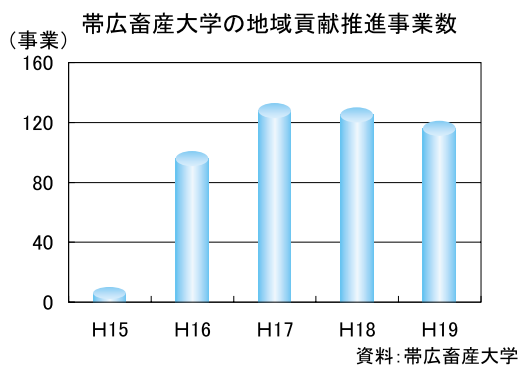
大学を取り巻く環境は、18歳人口の減少に伴う大学間競争の激化などにより厳しい状況にあり、国では、大学の規模や多様な社会ニーズに対応する大学教育のあり方について検討をすすめています。

我が国唯一の畜産系単科大学である帯広畜産大学は、特色ある教育・研究の展開はもとより、地域貢献に積極的に取り組んでいます。

本市は、帯広畜産大学と包括的な連携協定を締結し、様々な事業をすすめるとともに、関係機関と連携しながら、帯広畜産大学の整備・拡充の促進に取り組んできています。

十勝圏は、全国と比較して高等教育機関が少なく、多くの若者が管外の大学等に進学していることなどから、新たな大学の整備に取り組む必要があります。

また、帯広畜産大学の整備・拡充、既設の短期大学・専修学校の整備促進に取り組み、人材の育成、地域産業の振興など、地域の活性化につなげていく必要があります。



施策の目標

高度な専門的教育・研究を行い、地域の知の拠点としての役割を担う高等教育機関の整備・充実をすすめます。

主な施策の内容

(1) 大学の整備

- 地域の高等教育機能を充実するため、地域特性や優位性を活かし、新たな大学の

整備に向けた取り組みをすすめます。

- 関係機関等と連携し、帯広畜産大学の整備・拡充を促進します。

(2) 高等教育機関との連携強化

- 高等教育機関等との連携を強化し、高等教育機関の教育・研究機能を活用した生涯学習機会の提供などに取り組みます。

(3) 短期大学・専修学校等の整備促進

- 地域の人材育成などをすすめるため、短期大学・専修学校等の整備を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
新たな大学等の設置数	-	1校
帯広畜産大学の地域貢献推進事業数	123事業 (H17-19平均)	123事業

(市民実感度調査項目)

「大学や専修学校など、高度な教育を受けることができる環境が整っている」と思う市民の割合

施策6-2-1 学習活動の推進

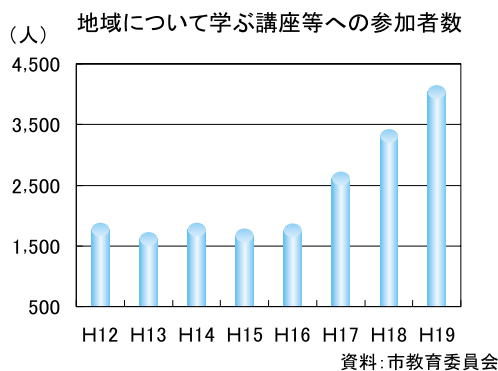
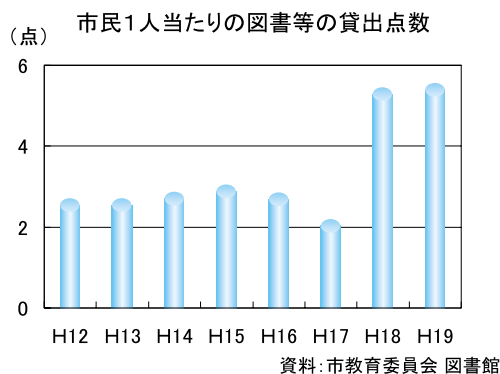
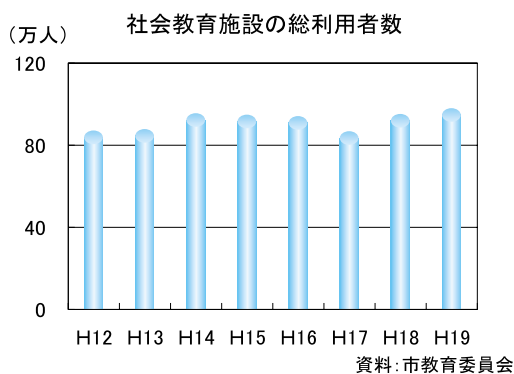
現状と課題

社会の成熟化により、心の豊かさや生きがいを求める傾向が強まってきており、生涯を通して学び、その成果を社会で活かすことができる環境づくりが求められています。

本市は、生涯学習フェスティバル*の開催による意識啓発や情報提供などを通して学習活動を促進するとともに、市内各地区の生涯学習推進委員会*の活動促進や人材育成など推進体制を整備してきました。

また、図書館や百年記念館など、市民の主体的な学習活動を支える社会教育施設間の連携にも取り組んできています。

今後も、多様な市民ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、学習成果を活用するための環境づくりなどをすすめ、学びを通じた交流やまちづくりへの参加を促進していく必要があります。



施策の目標

生涯にわたって学び、学習の成果を活かすことができる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 学習活動の支援

- 学習情報の提供や、関係機関等との連携により、市民の学習活動への参加や学習活動を通じた交流を促進します。
- 多様な市民ニーズや社会の要請を踏まえ、社会教育施設における学習内容を充実し、子どもから大人までそれぞれの学習活動を支援します。

(2) 学習活動を通じたまちづくりの促進

- まちづくりへの理解を促進するため、地域について学ぶ機会の充実や郷土資料の収集・活用、歴史的遺産の保存・活用などをすすめます。

- 市民団体やボランティアなどが取り組む、学習成果を活かした自主的な活動を支援します。

(3) 社会教育施設の整備・管理運営

- 社会教育施設の適切な管理運営や改修などをすすめるとともに、施設間の連携による共同事業の実施などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	22,590人(H19)	23,000人
地域について学ぶ講座等への参加者数	4,053人(H19)	4,000人
学習成果の活用事例数	1件(H20)	10件
地域の指導者の登録者数	138人(H19)	190人
市民1人当たりの図書等の貸出点数	5.4点(H19)	7.0点
社会教育施設の総利用者数	95.2万人(H19)	95.2万人

(市民実感度調査項目)

「生涯にわたって学ぶことができる環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

生涯学習フェスティバル

とかちプラザや児童会館、図書館、百年記念館、帯広の森スポーツ施設、保健福祉センターなどで開催される学びの祭典。

生涯学習推進委員会

自己啓発とコミュニティづくりを目的に地域の生涯学習活動を推進している団体。地域や生活に関わる様々なテーマを中心に講座の企画立案を行っている。

施策6-2-2 芸術・文化の振興

現状と課題

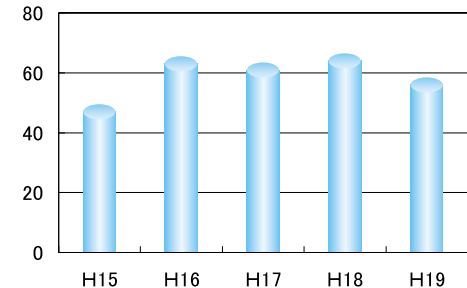
芸術・文化は、創造性や感性を育み、人生に精神的な豊かさや感動を与えるものです。

ゆとりやうるおいを実感できる、質的に充実した生活が一層求められており、芸術・文化の役割がますます重要になってきています。

本市は、市民文化ホールや市民ギャラリー*などの文化施設を拠点として、おびひろ市民芸術祭*など、芸術・文化の発表や活動の場の提供、芸術・文化の普及振興や文化団体などの育成などに取り組んできました。

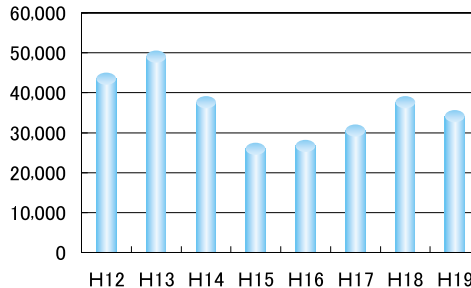
今後も、文化団体等と連携し、多様な市民ニーズに応えながら、市民の主体的な芸術・文化活動の促進や鑑賞機会の提供などに取り組む必要があります。

(団体) 発表・活動の場への参加団体数



資料:市教育委員会 文化課

(人) 鑑賞事業の入場者数



資料:市教育委員会 文化課

施策の目標

芸術・文化活動に参加できる環境づくりや芸術・文化にふれる機会の提供により、芸術・文化を振興します。

主な施策の内容

(1) 市民主体の芸術・文化活動の促進

- 芸術・文化に関する情報提供の充実や活動成果の発表機会の提供などにより、市民の主体的な芸術・文化活動を促進します。
- 優秀な芸術・文化活動の表彰などにより、芸術・文化活動を支える人材や団体の育成をすすめます。

(2) 鑑賞機会の提供

- 芸術・文化への関心を高めるとともに、子どもの豊かな感性や創造力などを育てるため、良質な芸術・文化にふれることができる鑑賞機会を提供します。
- 郷土作家の作品を広く市民に紹介し、親しむことができる機会を提供します。

(3) 文化施設の整備・管理運営

- 文化施設の適切な管理運営や改修などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
ホームページで芸術・文化活動を紹介する文化団体数	260団体(H19)	272団体
発表・活動の場への参加団体数	56団体(H19)	65団体
鑑賞事業の入場者数	34,098人(H19)	38,000人
文化施設の利用者数	54.8万人(H19)	60.0万人

(市民実感度調査項目)

「芸術や文化に親しむことができる環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

市民ギャラリー

P75を参照。

おびひろ市民芸術祭

市民の芸術・文化活動の発表の場や鑑賞の機会を提供するため開催している市民芸術の祭典。

施策6-2-3 スポーツの振興

現状と課題

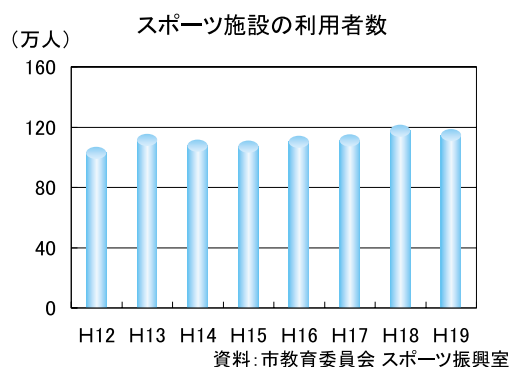
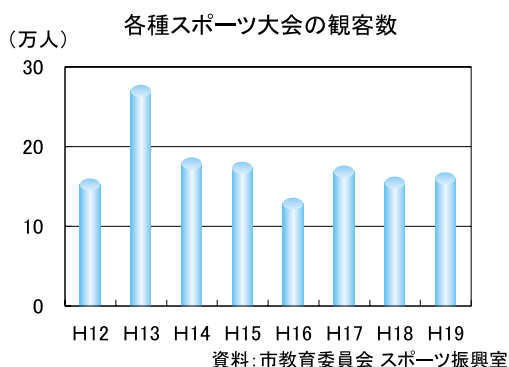
スポーツは、体力の向上や健康の保持・増進などに重要な役割を果たすものであり、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

本市は、昭和63年に「健康スポーツ都市宣言*」を行い、スポーツに親しむ機会の充実や施設の整備などをすすめてきました。

帯広の森運動公園には、市民のスポーツ活動の拠点として、国内2番目の屋内スピードスケート場をはじめ、様々な競技施設が集積しており、帯広・十勝はもとより、全国・全道規模の大会が数多く開催されています。

今後も、市民がスポーツへの関心を高め、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりをすすめるとともに、競技者や競技団体、指導者を育成する必要があります。

また、スピードスケートをはじめとする国内外のスポーツ大会、合宿の誘致などを通して、交流の促進やにぎわいを創出する必要があります。



施策の目標

スポーツに親しむことができる環境づくりや各種大会の開催、スポーツの拠点づくりなどをすすめ、スポーツを振興します。

主な施策の内容

(1) スポーツ活動の促進

- スポーツに親しむ環境づくりを通して、市民が気軽に健康・体力づくりに取り組むことができる機会を充実するとともに、心身ともに健全な青少年を育成します。

(2) スポーツを通じたにぎわいと交流の促進

- 国内外選手のスポーツ合宿や全道・全国大会、世界大会の誘致に取り組むとともに、一流選手との交流機会を拡大するなど、スポーツを通じた交流やにぎわいづくりをすすめます。

- 冬季スポーツの拠点性を高め、スポーツの振興をはかるとともに、幅広い交流を促進します。

- 各種大会への参加支援などにより、技術力の高いスポーツ人材の育成をすすめます。

(3) スポーツ人材の育成

- スケートをはじめ様々なスポーツにおいて、競技者はもとより専門性を備えた指導者、団体の育成に取り組みます。

(4) スポーツ施設の整備・管理運営

- 総合体育館を改築するとともに、スポーツ施設の適切な管理運営や改修などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
スポーツ大会、スポーツ教室・講習会の参加者数	35,677人(H19)	87,000人
総合型地域スポーツクラブの設置数	2か所(H19)	8か所
各種スポーツ大会の観客数	16.0万人(H19)	20.8万人
スポーツ合宿団体数	150団体(H20)	200団体
スポーツ施設の利用者数	114.8万人(H19)	128.6万人

(市民実感度調査項目)

「スポーツを楽しむことができる環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

健康スポーツ都市宣言

地域に根ざしたスポーツ活動を通し、明るくたくましい心と体を育み、躍動する豊かなまちをめざして、昭和63年に帯広市が行った宣言。

7 思いやりとふれあいのまち

政策・施策の体系

政策7-1

互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

【政策の目標】

平和に関する市民意識の啓発をはかるとともに、すべての人が人間として尊重され、誰もが支障を感じることなく暮らすことができる、思いやりのあるまちをつくります。

施策7-1-1

人権尊重と平和な社会の形成

施策7-1-2

男女共同参画社会の推進

施策7-1-3

ユニバーサルデザインの推進

施策7-1-4

アイヌの人たちの誇りの尊重

政策7-2

ふれあいのあるまちづくり

【政策の目標】

自主的な地域活動を促進するとともに、国内外の人々との交流を通して、人と人とのふれあいのあるまちをつくります。

施策7-2-1

地域コミュニティの形成

施策7-2-2

国内・国際交流の推進

施策 7-1-1

人権尊重と平和な社会の形成

現状と課題

人権は、人間の尊厳に基づき、誰もが生まれながらに持っている権利です。近年、子どもや高齢者への虐待、配偶者等に対する暴力などが社会問題化しています。

国は、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」を制定し、人権教育・人権啓発などに取り組んでいます。

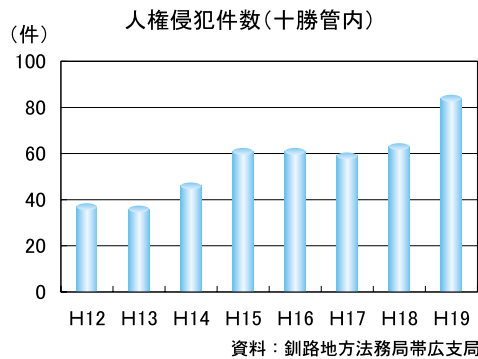
本市においても、これまで人権に関する啓発事業や相談体制の充実などに取り組んできています。

今後も、教育や啓発活動などを通して、一人ひとりの人権が尊重され、安心して生活を送ることができる地域社会づくりをすすめていく必要があります。

また、我が国に核兵器が投下されてから、半世紀以上が経過しており、その惨禍を知らない世代が増えています。

本市は、平成3年に「核兵器廃絶平和都市宣言*」を行い、平成20年には、国際的な核兵器廃絶に取り組む「平和市長会議*」に加盟しています。

今後も、平和の重要性を伝えることはもとより、世界の恒久平和に向けて、意識啓発に一層取り組んでいく必要があります。



施策の目標

一人ひとりの人権が尊重される社会や平和な社会の実現をめざします。

主な施策の内容

(1) 人権擁護活動の促進

- 関係団体と連携をはかりながら、人権教育や意識啓発をすすめます。

- 関係機関や民間団体などと連携し、子どもや高齢者への虐待、配偶者等への暴力などの被害の早期発見や被害者への助言・保護等に取り組みます。

(2) 平和に関する意識の向上

- 世界の恒久平和に対する市民の願いを広く発信するとともに、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを子どもたちに伝えるなど、市民の意識啓発に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
平和啓発事業の参加者数	2,100人(H19)	2,600人
要保護児童の相談件数	190件(H19)	520件
配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件(H19)	89件

(市民実感度調査項目)

「平和で差別や虐待がなく、市民一人ひとりが互いに人権を尊重している」と思う市民の割合

用語解説

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の擁護に資するため、人権教育・啓発の推進について、国、地方公共団体、国民の責務や必要な措置等について定めた法律。

核兵器廃絶平和都市宣言

非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求めて、平成3年に帯広市が行った宣言。

平和市長会議

核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し世界平和の実現に寄与することを目的に、広島、長崎の両市が中心となって設立した団体。平成22年2月1日現在、世界134カ国・地域の3,562都市が加盟。

施策7-1-2 男女共同参画社会の推進

現状と課題

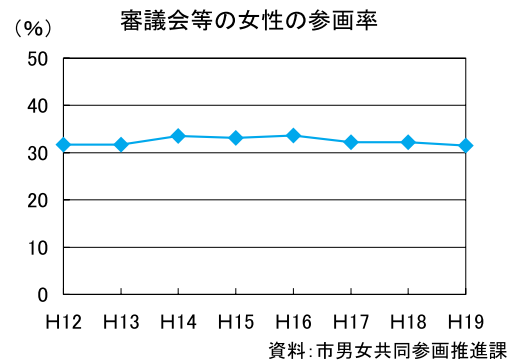
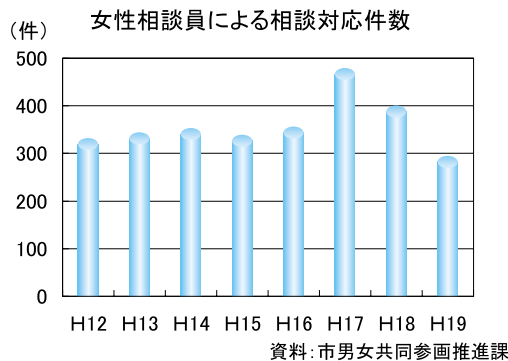
男女が社会の構成員として、様々な分野の活動に参画し、ともに責任を担い、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残り、また、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*など、性別に起因する暴力も社会問題化しています。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法*」を施行し、男女の人権の尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みをすすめています。

本市においても、男女共同参画プラン*を策定し、各種審議会等への女性の登用、男女共同参画を推進する人材の育成などの取り組みをすすめています。

今後も、男女共同参画社会の実現をめざし、行政と市民、関係団体、事業者が連携しながら、男女平等意識の啓発や男女が仕事、家庭など様々な分野で活躍できる環境づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして助け合い、個性と能力を発揮できる社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 男女平等意識の啓発

- 家庭、地域、職場、学校などにおいて、男女平等に関する意識啓発をはかります。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画プランに基づき総合的に施策を推進します。
- 男女共同参画の推進を担う人材育成を支

援します。

- 様々な分野の政策や方針などの決定過程への女性の参画を促進します。

(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

- 男女ともに仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備を促進するため、事業者などへの啓発活動をすすめます。

(4) 女性の人権の尊重

- 女性に対する暴力根絶のための意識啓発に取り組みます。
- 関係機関と連携し、女性の相談機能を充実するとともに、被害者の保護や自立支援に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
審議会等の女性の参画率	31.5%(H19)	40.0%
育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%(H19)	31.0%

(市民実感度調査項目)

「男女が互いに尊重し合い、個性や能力を発揮できる」と思う市民の割合

用語解説

男女共同参画社会

P17を参照。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。

男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向け、行政、市民、関係団体、企業等が一体となって取り組むための施策を示した計画。

施策7-1-3 ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

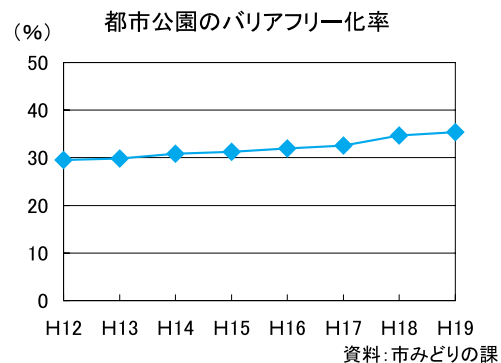
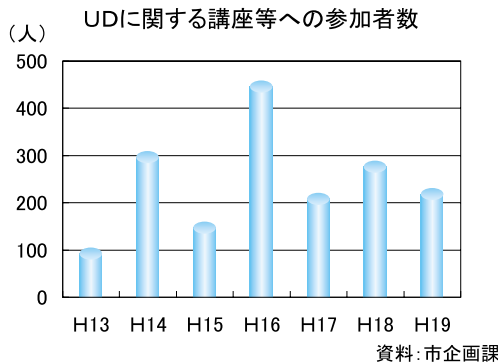
近年、誰もが支障を感じることなく安全で安心して暮らせるユニバーサルデザイン*の考え方に基づく取り組みが広がってきています。

国は、平成20年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱*」を定め、一人ひとりが自立し互いに支え合う、共生社会の実現に向けた取り組みをすすめています。

本市は、居住環境ユニバーサルデザイン指針*等を策定し、道路や公園、公共施設の整備をすすめるなど、ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組んでいます。

また、ユニバーサルデザイン住宅の普及をはかるため、モデル住宅の設置をはじめ、アドバイザーによる相談や融資・助成などを行っています。

今後も、ユニバーサルデザインによる公共施設などの整備はもとより、ユニバーサルデザイン住宅の整備促進のため、市民がより利用しやすい支援制度の検討などをすすめるとともに、思いやりと支え合いによる、心のユニバーサルデザインの普及をすすめていく必要があります。



施策の目標

誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ユニバーサルデザインの意識啓発

- 市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組めます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基

き、公共施設の整備などをすすめます。

(2) 住宅等のユニバーサルデザインの普及

- ユニバーサルデザイン住宅の普及をすすめるため、相談体制の整備や支援制度の

利用を促進します。

- 店舗・事務所等のユニバーサルデザインの普及を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
UDに関する講座等への参加者数	234人 (H17-19平均)	370人
UDアドバイザーの相談件数	57件 (H17-19平均)	57件
住宅1万戸当たりの貸付・補助利用戸数	179戸(H19)	307戸
都市公園のバリアフリー化率	35.4%(H19)	50.0%

UD：ユニバーサルデザイン

(市民実感度調査項目)

「誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりが行われている」と思う市民の割合

用語解説

ユニバーサルデザイン

P17を参照。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

障害の有無や年齢など個々人の属性や置かれた状況に関わらず、人々が社会の活動に参加・参画することができる環境を整備していくため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針や具体的施策等について定めた要綱。

居住環境ユニバーサルデザイン指針

ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるため、道路施設や公園施設の整備の方向性について示した指針。

施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重

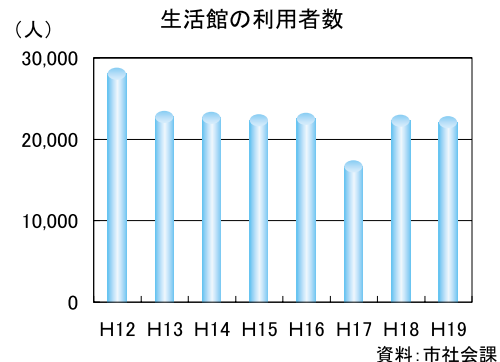
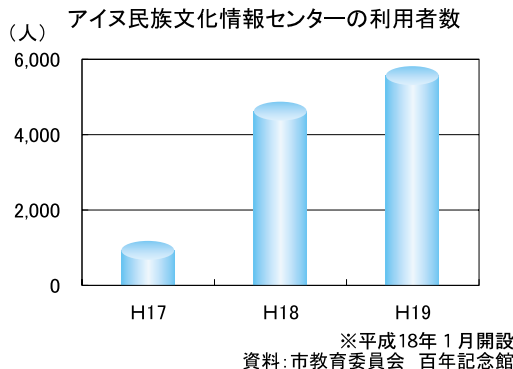
現状と課題

アイヌの人たちは、固有の言語や文化を有し、自然と共生した生活を営んできた先住民族です。国は、平成9年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*」を制定し、アイヌ文化の振興などに向けた取り組みを行ってきています。

さらに、平成19年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言*」、翌年の国会における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議*」を受け、国は、アイヌ政策の総合的な推進に向けた取り組みをすすめています。

本市においても、アイヌ施策推進計画*に基づき、アイヌ文化の保存などへの支援やアイヌ民族文化情報センター*の整備など、アイヌ民族の歴史や文化に関する理解促進をはじめ、アイヌの人たちの生活や教育環境の向上などに取り組んでいます。

今後も、こうした取り組みを通して、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される地域社会づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

アイヌ民族の歴史や文化などに関する理解を促進し、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) アイヌ民族の歴史・文化に関する理解の促進

- アイヌ民族の歴史・文化に関する情報収集や知識の普及をすすめます。

- 十勝におけるアイヌ文化の拠点づくりを促進するとともに、アイヌ民族の歴史・文化の保存・伝承をすすめます。

(2) 生活・教育環境の向上

- アイヌの人たちの生活の向上のため、関係機関や団体と連携し、相談体制の充実や教育支援、就労の促進などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
アイヌ民族文化情報センターの利用者数	4,939人 (H17-19平均)	5,000人
生活館の利用者数	22,126人(H19)	24,500人

(市民実感度調査項目)

「アイヌ民族の歴史や文化などへの理解が深まり、アイヌの人たちの誇りが尊重されている」と思う市民の割合

用語解説

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発をはかるための施策の推進について定めた法律。

先住民族の権利に関する国際連合宣言

平成19年に国連総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利を含む。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。

アイヌ施策推進計画

アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上、歴史や文化への理解促進、保存・伝承のための各施策等について示した計画。

アイヌ民族文化情報センター

帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。「リウカ」（アイヌ語で橋を意味する）と呼ぶ。

施策 7-2-1 地域コミュニティの形成

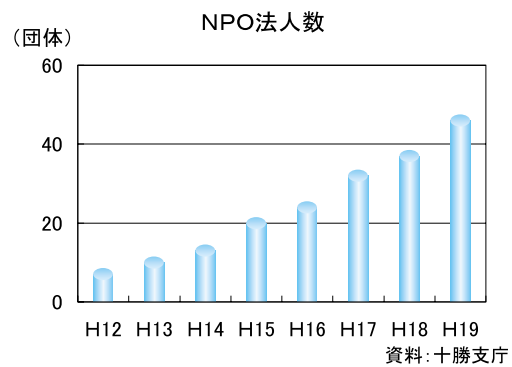
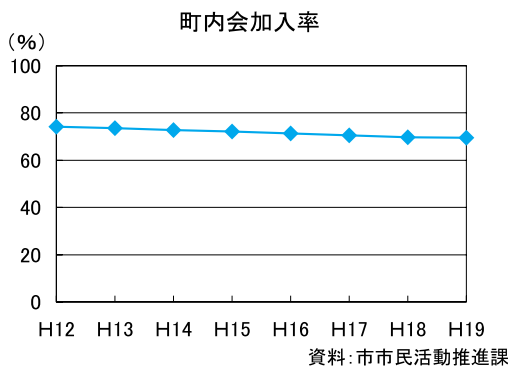
現状と課題

核家族化や価値観の多様化などに伴い、地域住民の交流や連帯感などが希薄化してきています。地域住民が交流や活動を通して力を合わせながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりをすすめていくことが大切になっています。

地域活動の中心的な役割を担っている町内会組織は、高齢化や加入率低下がすすみ、組織の再生や活動の活性化が課題になっています。

一方、福祉をはじめ文化、環境、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア団体やNPO*が設立され、地域コミュニティの新たな担い手としても活動しています。

今後、町内会やボランティア、NPOなどの地域コミュニティ活動を促進するとともに、地域で活動する様々な組織等が連携し、自ら地域の課題解決に取り組む必要があります。



施策の目標

町内会などの自主的な活動を支援し、ともに支え合う地域コミュニティの形成をはかります。

主な施策の内容

(1) コミュニティ意識の啓発

- 町内会の活動状況の周知を通して、地域コミュニティ活動への意識啓発をはかるほか、町内会への加入を促進します。

(2) コミュニティ活動の促進

- 地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会をはじめ、地域活動を行っている市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動を支援します。
- 町内会をはじめ、地域で活動する組織が

連携し、地域の課題解決に向けて主体的に考え取り組むための新たな仕組みづくりをすすめます。

●地域住民組織によるコミュニティ施設の自主的な管理運営をすすめます。

(3) コミュニティ施設の整備

●コミュニティ活動の拠点であるコミュニティ施設の整備などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
町内会加入率	69.6%(H19)	70.7%
市民1人当たりのコミュニティ施設の利用回数	4.8回(H19)	5.0回

(市民実感度調査項目)

「町内会やNPO・ボランティアなどによる地域活動が活発に行われている」と思う市民の割合

用語解説

NPO

民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。

施策 7-2-2 国内・国際交流の推進

現状と課題

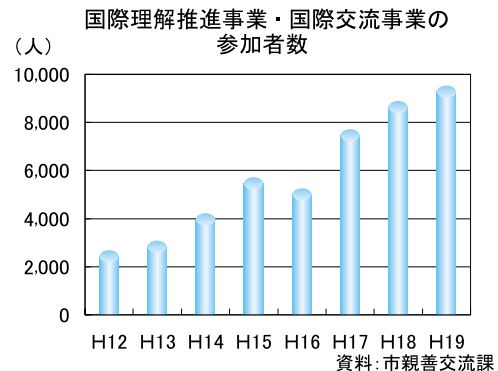
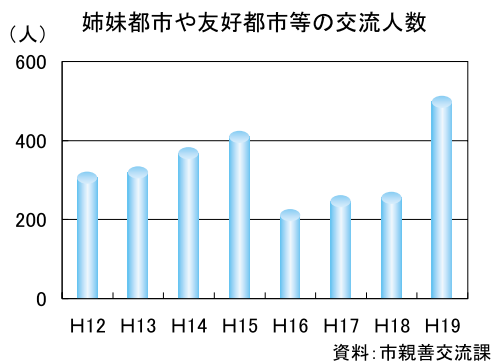
交通網の整備や情報通信技術の発達などにより、地域間交流がますます活発になってきています。また、国際化の進展に伴い、外国との交流を通して、国際性を備えたまちづくりが求められています。

本市では、国内の姉妹都市との親善訪問団による交流をはじめ、市民団体による多様な交流が行われています。

また、東京帯広会*や関西帯広会*は、首都圏や関西圏との交流をはじめ、それぞれの地域において本市の情報発信などの役割も果たしています。

国外の都市とも、国際姉妹都市や国際友好都市を締結し、市民が主体となった交流が行われているほか、(独)国際協力機構(JICA)帯広国際センター*の研修員や帯広畜産大学の留学生などとの交流が行われています。

今後も、国内・国外との多様な交流を通して、異なる文化や価値観への理解を促進するとともに、帯広・十勝の情報を発信し、地域の活性化や移住の促進などにつなげていく必要があります。



施策の目標

国内外の都市や地域との交流をすすめ、異なる文化とふれあい、人と人とのつながりを通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 国内姉妹都市交流の推進

- 開拓姉妹都市の静岡県松崎町、観光文化姉妹都市の大分県大分市、産業文化姉妹都市の徳島県徳島市との間で、市民主体

による相互交流を促進します。

(2) 地域間交流の促進

- 東京帯広会や関西帯広会など、道内外と

の多様な地域間交流を促進します。

- 移住等に関する情報提供や相談体制の整備などをすすめて、本市への移住等を促進します。

(3) 国際交流・協力の推進

- 国際姉妹都市である米国・スワード市並びにマディソン市、国際友好都市である中国・朝陽市との間で、市民主体による相互交流を促進します。
- JICA 帯広国際センターを中心として、大学や試験研究機関など関係機関との連携により、農業技術などの地域特性を活かした国際協力を促進します。

(4) 地域国際化の環境づくり

- ボランティアの育成や国際交流関係団体のネットワークづくりをすすめて、市民主体の国際交流を促進します。
- 留学生や国際交流員による地域活動などを通して、諸外国の文化に関する理解や国際性の醸成を促進します。
- 外国人が暮らしやすい環境づくりのため、暮らしの情報提供や日本文化への理解促進などに取り組みます。
- 国際交流の拠点施設である森の交流館・十勝の利活用をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
姉妹都市や友好都市等の交流人数	330人 (H17-19平均)	360人
国際交流ボランティアの登録者数	359人(H19)	395人
国際理解推進事業・国際交流事業の参加者数	8,465人 (H17-19平均)	9,350人

(市民実感度調査項目)

「国内や国外の都市と人や文化の交流が活発に行われている」と思う市民の割合

用語解説

東京帯広会

首都圏に住む帯広や近隣町村の出身者などで構成されている団体。帯広・十勝のPRや経済交流などの活動を行っている。

関西帯広会

関西圏に住む帯広や近隣町村の出身者などで構成されている団体。帯広・十勝のPRや経済交流などの活動を行っている。

(独)国際協力機構(JICA)帯広国際センター

開発途上国に対し様々な国際協力事業を行う(独)国際協力機構(JICA)の道東の拠点施設。研修員の受入や青年海外協力隊、シニア海外ボランティアなどのボランティア派遣事業などの国際協力事業を行っている。

8 自立と協働のまち

政策・施策の体系

政策8-1

市民とともにすすめる自治体経営

【政策の目標】

分権時代に対応した、地域の意思と責任による市民協働のまちづくりをすすめるとともに、効率的で健全な自治体経営をすすめます。

施策8-1-1

市民協働のまちづくりの推進

施策8-1-2

自治体経営の推進

施策8-1-3

広域行政の推進

政策8-2

質の高い行政の推進

【政策の目標】

行政事務の公正の確保と透明性の向上をはかり、質の高い行政サービスを提供します。

施策8-2-1

行政サービスの充実

施策8-2-2

行政事務の適正な執行

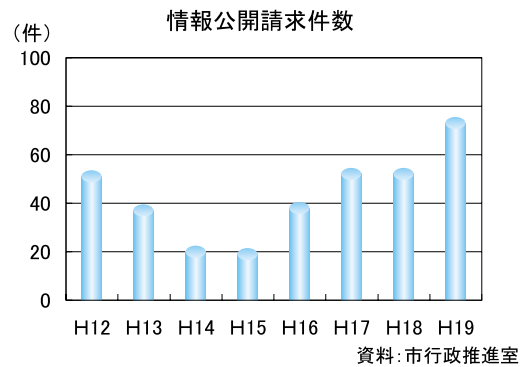
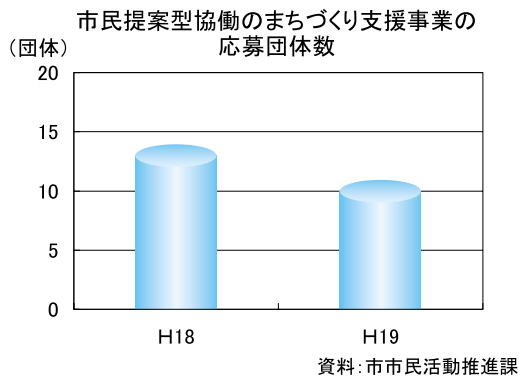
施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進

現状と課題

近年、市民のまちづくりへの参加や社会貢献への機運が高まってきており、地域の課題や多様な市民ニーズに対応するため、市民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりをすすめることが大切になっています。

本市は、平成18年に「帯広市まちづくり基本条例*」を制定し、市民活動の支援や広報・広聴機能の充実により、市民主体の活動や市政への参画を促進するなど、市民協働のまちづくりをすすめてきています。

今後も、市民意見を踏まえながら、市民と行政が連携して、市民協働のまちづくりを推進し、住みよい地域社会づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 市民参加の促進

- 市民協働をすすめるため、市民グループやNPO*、ボランティア団体等のまちづくり活動への支援などを行います。
- 市民協働の担い手組織の育成に向け、行政機関など幅広い経験を持つ人材のまちづくりへの参加を促進します。
- 市民グループやNPO、ボランティア団

体などの活動状況を広く周知するなど、協働のまちづくりの啓発をすすめます。

- 各種審議会への女性や若者の登用、公募制の活用などにより、政策形成過程への市民参画をすすめます。
- 選挙に関する情報の提供により、有権者が投票しやすい環境づくりをすすめます。

(2) 市民との情報の共有

- 広報紙やホームページなど様々な手段を活用し、行政情報を分かりやすく市民に提供します。
- 情報室*などにおいて行政情報の幅広い提供に努めます。

(3) 広聴機能の充実

- 市長と市民との対話や市長への手紙、パブリックコメント制度*の活用など、様々な機会を通して市民意見を把握するとともに、市政への意見反映に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民協働の実践事例数	70事業(H19)	100事業
市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募団体数	10団体(H19)	15団体
広報おびひろの配布率	97.8%(H19)	100.0%
パブリックコメント1件当たりの意見件数	10件 (H17-19平均)	12件

(市民実感度調査項目)

「市民と行政の協働によるまちづくりがすすめられている」と思う市民の割合

用語解説

帯広市まちづくり基本条例

P 8を参照。

N P O

P 130を参照。

情報室

市庁舎5階に設置されている公文書の開示請求の受付等を行う情報公開の窓口。庁内外の刊行物も閲覧できる。

パブリックコメント制度

計画や条例など重要な政策等を市が決める際に、案の段階でその趣旨や内容などを市民に公表し、寄せられた意見等を踏まえて意思決定を行う一連の手続き。

施策 8-1-2 自治体経営の推進

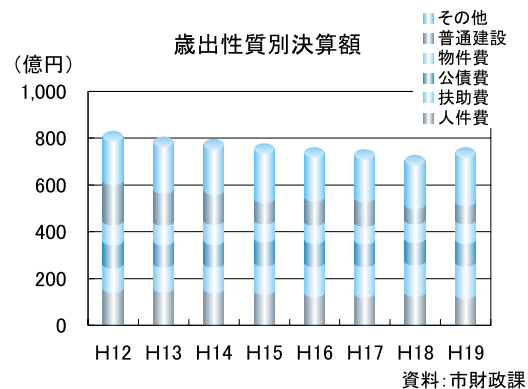
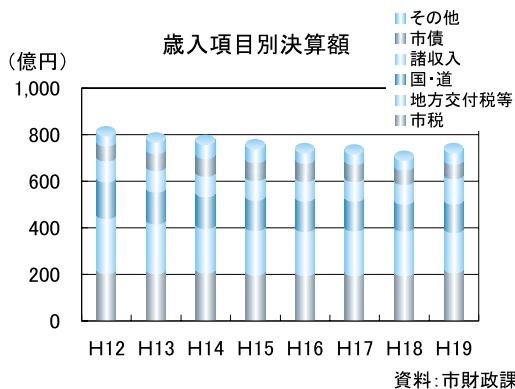
現状と課題

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政を担う市町村には、自らの意思と責任に基づく自治体経営が求められています。

自治体を取り巻く財政環境は、生活保護費などの扶助費が増加する一方で、地域経済の停滞による税収入の伸び悩みや、地方財政制度の改革に伴う地方交付税*の減少などにより、厳しい状況にあります。

本市は、行財政改革による事務事業の見直しや政策・施策評価の試行導入などにより、効果的・効率的な施策の展開をはかるなど、自主・自立の自治体経営の取り組みをすすめています。

今後も、民間活力の導入をはじめ、継続的な行財政改革への取り組みや行政評価*の実施などにより、適切に行財政運営をすすめていく必要があります。



施策の目標

計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめます。

主な施策の内容

(1) 健全な財政運営の推進

- 一般会計をはじめとする全会計や関与団体*の健全な財政運営をはかります。
- 課税・収納事務の適正な執行や市税等の収納率向上対策に取り組むほか、広告収入など新たな財源の検討をすすめ、自主財源の確保をはかります。

- 市債*の適切な発行管理を行うとともに、財務状況を市民に分かりやすく開示します。

(2) 自主・自立の自治体経営の推進

- 「帯広市まちづくり基本条例*」などに基づき、自主・自立の自治体経営に取り

組みます。

- 行政事務における職員の法務能力の向上と条例の制定・運用等を通して、政策・施策を円滑に推進します。
- 総合計画を効果的・効率的に推進するため、政策・施策評価を実施し、評価結果を施策等の取り組みに反映します。

- 民間活力の活用により、効率的かつ安定的に公共サービスを提供するなど、継続的に行財政改革に取り組み、効率的な行政運営をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
実質赤字比率	-(H19)	-
連結実質赤字比率	-(H19)	-
実質公債費比率	12.5%(H19)	12.5%
将来負担比率	121.9%(H19)	121.9%

(市民実感度調査項目)

「健全な財政運営や効果的・効率的な行政運営が行われている」と思う市民の割合

用語解説

地方交付税

P 8 を参照。

行政評価

行政が実施している政策、施策、事務事業を効果的・効率的にすすめるため、これらの実施結果を成果や有効性などの観点から評価すること。

関与団体

一部事務組合や第三セクターなど、市が財政的に関与している団体。

市債

公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入。

帯広市まちづくり基本条例

P 8 を参照。

施策 8-1-3 広域行政の推進

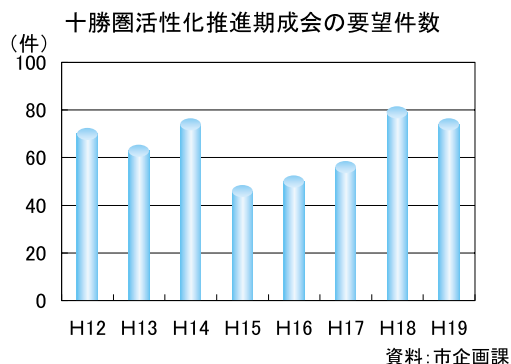
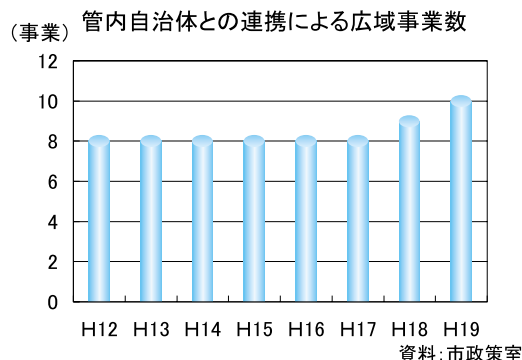
現状と課題

少子高齢化や環境問題など、地域課題が多様化・高度化する中で、広域的な課題に対して、自治体が連携・協力しながら取り組みをすすめていくことが必要になっています。

本市は、水道、廃棄物処理、市税等の滞納整理などにおいて、行政の効率化をはかるため、管内自治体と事務の共同処理をすすめてきているほか、航空宇宙産業基地の誘致など、十勝圏の振興に向けた様々な取り組みをすすめています。

今後も、管内自治体と連携し、行政の効率化はもとより、地域産業の活性化など広域的な課題に対応し、十勝圏の一体的な発展をめざす必要があります。

また、広域交通ネットワークなどを活かしながら、東北海道をはじめ道内各都市との連携・交流をすすめる必要があります。



施策の目標

管内自治体との連携による広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめます。

主な施策の内容

(1) 十勝圏の振興

- 十勝の中核的な都市圏として、関係自治体との連携により都市計画などに取り組みます。
- 管内自治体との連携のもと、広域的な行政課題に対し、一部事務組合*等による共同処理をすすめます。

- 管内自治体との共同の取り組みをはじめ、関係機関と連携し、十勝圏の振興に向けた広域連携をすすめます。

(2) 広域的な連携の促進

- 東北海道の都市との連携・交流をはかりながら、道東圏全体の発展に向けた取り

組みをすすめます。

- 道内各都市との連携や交流により、北海道全体の発展に向けた取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自治体間連携の取り組み件数	83件(H20)	91件

(市民実感度調査項目)

「十勝管内町村との広域事業や、道内各都市と連携・交流が行われている」と思う市民の割合

用語解説

一部事務組合

複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置された組合。

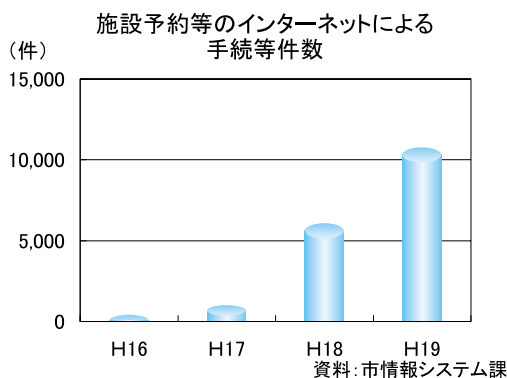
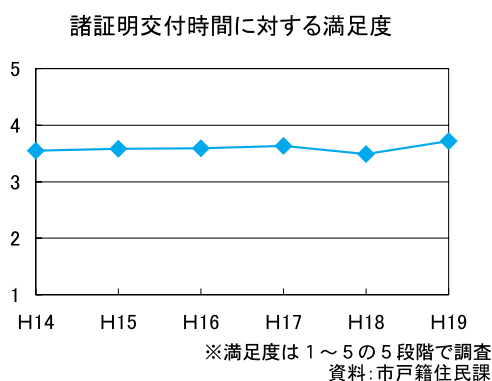
施策 8-2-1 行政サービスの充実

現状と課題

今日、住民に最も身近な行政機関である市町村には、地方分権や高度化・複雑化する行政課題に適切に対応し、迅速で質の高い行政サービスを提供することが求められています。

本市は、窓口業務における品質マネジメントマニュアル*を策定し、行政サービスの品質の確保をはかるとともに、公共施設予約システムの導入などによる行政サービスの利便性向上をすすめてきています。

今後も、事務の効率化や市民ニーズに対応した行政サービスの充実に取り組むとともに、人材育成推進プラン*に基づき、専門的な知識や能力を発揮できる職員を育成する必要があります。



施策の目標

事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供します。

主な施策の内容

(1) 利用しやすい行政サービスの提供

- 迅速で適切な窓口業務の執行や市民相談への懇切、丁寧な対応など、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

(2) 行政の情報化の推進

- 行政サービスの向上や事務の効率化をはかるため、行政の情報化をすすめるとともに、行政情報システムの運営の効率化や情報セ

キュリティの強化に取り組みます。

(3) 職員の育成

- 職員の能力などの向上をはかるため、職員研修を充実するとともに、人事評価を実施します。
- 人材の確保や職員一人ひとりが能力を発揮することができる組織体制、職場環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
諸証明交付時間に対する満足度(満点 = 5.0)	3.7(H19)	4.0
施設予約等のインターネットによる手続等件数	10,317件(H19)	26,800件
職員提案制度の実施率	-	100.0%

(市民実感度調査項目)

「市民が利用しやすく、満足できる行政サービスが提供されている」と思う市民の割合

用語解説

品質マネジメントマニュアル

継続的な改善を通して行政サービスの質を保証し、行政に対する市民の期待、ニーズに応えるために、ISO9001(品質管理及び品質保証の国際規格)に基づき帯広市が作成したマニュアル。ISO9001の取り組みによりノウハウが蓄積されたことから、平成21年3月にマニュアルは廃止、以降は独自の取り組みを行っている。

人材育成推進プラン

職員研修、職場環境整備、人事管理を柱とした、帯広市の人材育成の取り組み方向を示す計画。

施策 8-2-2 行政事務の適正な執行

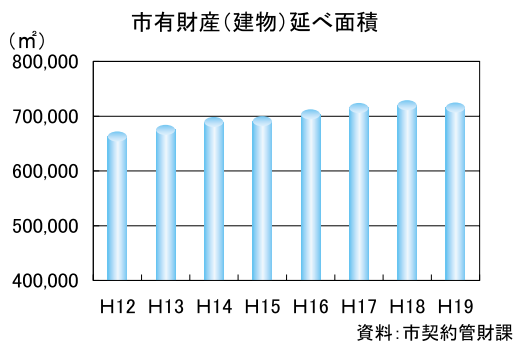
現状と課題

市民の信頼に応える行政運営を行っていくためには、事務の公正性や透明性を保ち、適正に執行することが大切です。

本市は、平成9年に「帯広市行政手続条例*」を制定するなど、行政運営の公正性、透明性の確保に努めるとともに、公共施設の計画的な管理や公有財産の適切な管理に取り組んでいます。

契約事務については、一般競争入札の実施などにより、透明性や競争性の保持に努めてきています。

今後も、法令遵守の徹底をはかりながら、適切な公有財産管理や契約事務、会計事務の執行など、適正な事務処理をすすめるとともに、適切に監査を実施する必要があります。



施策の目標

行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適正に事務を執行します。

主な施策の内容

(1) 公有財産の適切な管理

- 公共施設の長期的・安定的な維持に努めるなど、公有財産の適切な管理・運用をすすめます。
- 事業計画や将来見通しに基づき、公有財産の適切な利活用などをすすめます。

(2) 行政事務の適正な執行

- 公文書などの適正な管理を行います。

- 法令等の遵守を徹底し、適正に事務を執行します。
- 「帯広市個人情報保護条例*」に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- 透明性・公正性を保ちながら、価格・品質の優れた調達を行うため、入札・契約事務の改善に取り組みます。
- 安全で有利に現金管理を行うとともに、正確に現金出納事務を行います。

- 公正で合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、計画的に監査等を実施します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
建設工事等の一般競争入札実施率	38.0%(H20)	95.0%
普通財産の有効利用率	63.0%(H20)	67.0%
監査等の実施件数	16件(H19)	18件

(市民実感度調査項目)

「市民に信頼される行政事務が行われている」と思う市民の割合

用語解説

帯広市行政手続条例

行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項について定めた条例。

帯広市個人情報保護条例

個人の基本的な人権を擁護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項や市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利等について定めた条例。

参考資料

- 1 これまでの総合計画の概要
- 2 総合計画策定の経過
 - (1) 策定経過
 - (2) 市議会審議経過
 - (3) 市議会議員・新総合計画特別委員会委員
 - (4) 新総合計画特別委員会議論のまとめ
 - (5) 帯広市総合計画策定審議会開催経過
 - (6) 帯広市総合計画策定審議会委員
 - (7) 帯広市総合計画策定審議会答申書
 - (8) 市民参加の取り組み状況
 - (9) パブリックコメント意見募集の結果
- 3 成果指標
- 4 分野計画

1 これまでの総合計画の概要

計画の名称と期間	都市像	想定人口	まちづくりの目標
帯広市総合計画 昭和34年度 ～昭和43年度	近代的田園都市	153,300人	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興の基盤の整備 ・産業の振興 ・文化厚生対策および施設の整備
帯広市新総合計画 (一期計画の改定) 昭和38年度 ～昭和45年度	地域の特色をいかした、緑濃く、活動力のあふれる生産の場であり、安らかな憩いの場であるとともに、より近代的な産業の発達しうる都市 - 近代的田園都市 -	143,350人	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝地域農林業の近代化 ・地域産業近代化を促進する工業の積極的開発振興 ・帯広市影響圏の拡大と地域経済圏の連携強化 ・中小企業の安定と向上 ・輸送通信体系の確立とその施設の整備 ・都市施設機能の強化 ・文教、サービス施設の整備 ・生活環境の向上
第二期 帯広市総合計画 昭和46年度 ～昭和55年度	人間尊重を基調とした「近代的田園都市」	200,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るい安全都市の建設 ・北海道内陸中枢拠点都市の建設 ・創造性ゆたかな北方文化都市の建設
新帯広市総合計画 昭和54年度 ～昭和63年度	豊かな自然と北方の文化に根ざした活力あふれる十勝の中核都市 - 開拓100年の歴史をふまえ心のふれあいのあるまち -	200,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな生活を築く活力ある産業都市の建設 ・市民が誇りと連帯意識をもって創造する北方文化都市の建設 ・自然と調和し、健康で安心して暮らせる快適都市の建設
第四期 帯広市総合計画 平成元年度 ～平成12年度	緑ひろがる 北のフロンティア都市おびひろ	186,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある産業都市 ・心ゆたかな生きがい都市 ・緑あふれる快適都市
第五期 帯広市総合計画 平成12年度 ～平成21年度	人と自然が共生する可能性の大地 新世紀を拓く田園都市 おびひろ - 緑ひろがる北のフロンティア -	188,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全都市 ・産業複合都市 ・環境共生都市 ・生涯学習都市 ・広域連携都市 ・市民自治と自治体経営

2 総合計画策定の経過

(1) 策定経過

年 度	月	経 過
平成19年度	7～9月	おびひろ市民みらい会議の開催
	8月	中高生アンケートの実施
	8月	高校生まちづくりワークショップの開催
		新しい総合計画策定方針の決定
	9月	企業アンケートの実施
	10月	帯広市総合計画策定審議会へ諮問
	11月	まちづくり市民アンケートの実施 各種団体等アンケートの実施
平成20年度	5月	帯広市総合計画策定審議会 中間報告
	8月	帯広市総合計画策定審議会 答申
	9～10月	新しい総合計画（計画素案）に対する市民意見募集
	12～2月	帯広市議会 新総合計画特別委員会設置 新しい総合計画（計画素案）に関する議論
	2月	新総合計画特別委員会 新しい総合計画（計画素案）に対する議論のまとめ
平成21年度	4～6月	新総合計画特別委員会 第六期帯広市総合計画（原原案）に関する議論
	6～7月	新総合計画特別委員会 第六期帯広市総合計画（原原案）に対する議論のまとめ
	9～10月	第六期帯広市総合計画（原案）パブリックコメントの実施
	9～11月	新総合計画特別委員会 第六期帯広市総合計画（原案）に関する議論
	12月	第六期帯広市総合計画 基本構想 議会提案
		新総合計画特別委員会 基本構想の審査
		第六期帯広市総合計画 基本構想 議決・策定
2月	第六期帯広市総合計画 基本計画 策定	

(2) 市議会審議経過

年月日	事 項
平成20年12月12日	平成20年第4回市議会（定例会）【新総合計画特別委員会設置】 第1回新総合計画特別委員会【正副委員長互選、審議のすすめ方確認】
平成20年12月25日	第2回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 計画の概要（政策評価） 時代の潮流とまちづくりの課題
平成21年 1月14日	第3回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 人口
平成21年 1月23日	第4回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 土地利用の基本方向 まちづくりの基本姿勢 まちづくりの基本方向（都市像）
平成21年 2月12日	第5回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 まちづくりの基本姿勢 まちづくりの基本方向（都市像） まちづくりの目標 まちづくりの取り組みの方向性
平成21年 2月26日	第6回新総合計画特別委員会【計画素案に対する議論のまとめ】 委員間討議
平成21年 4月27日	第7回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 基本構想の考え方 基本構想策定の基本的視点 都市像 基本計画 第1部 総論編 1～6
平成21年 5月15日	第8回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 まちづくりの目標 安全に暮らせるまち 健康でやすらぐまち 基本計画 第2部 各論編 ～
平成21年 6月 1日	第9回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 まちづくりの目標 活力あふれるまち 自然と共生するまち 基本計画 第2部 各論編 ～

年月日	事 項
平成21年 6月19日	第10回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 まちづくりの目標 快適で住みよいまち 生涯にわたる学びのまち 思いやりとふれあいのまち 自立と協働のまち 基本計画 第2部 各論編 ~
平成21年 6月26日	第11回新総合計画特別委員会【原原案に対する議論のまとめ】 委員間討議
平成21年 7月 7日	第12回新総合計画特別委員会【原原案に対する議論のまとめ】 委員間討議
平成21年 9月10日	第13回新総合計画特別委員会【原案に関する議論】
平成21年11月24日	第14回新総合計画特別委員会【原案に関する議論】
平成21年12月 1日	平成21年第8回市議会（定例会）【新総合計画特別委員会調査報告】
平成21年12月15日	平成21年第8回市議会（定例会）【基本構想の提案】
平成21年12月17日	第15回新総合計画特別委員会【基本構想の審査】
平成21年12月25日	平成21年第9回市議会（臨時会）【基本構想の議決】

(3) 市議会議員・新総合計画特別委員会委員

帯広市議会議員

大塚 徹
清水 拓也
村田 光成
編田 照茂
横山 明美
藤澤 昌隆
山崎 泉
山田 麟太郎
鈴木 仁志
稲場 千鶴
稗貫 秀次
渡辺 和寛
富井 司郎
有城 正憲
大竹口 武光
後藤 美智子
荻原 昭勝
北口 孝志
市原 秀朗
佐々木 とし子
佐々木 勇一
鈴木 孝昌
栗田 律子
小森 唯永
大石 清一
石井 啓裕
谷内 利夫
高佐 芳宏
野原 一登
稲葉 典昭
安田 正雄 副議長
上野 敏郎 議長

新総合計画特別委員会委員

大塚 徹
渡辺 和寛
鈴木 孝昌
編田 照茂
有城 正憲
大竹口 武光
大石 清一
山崎 泉
市原 秀朗 副委員長
野原 一登
稲葉 典昭
石井 啓裕 委員長
山田 麟太郎 委員外議員

平成21年12月25日現在（基本構想議決時）
議席番号順

(4) 新総合計画特別委員会 議論のまとめ

「新しい総合計画 計画素案」に対する議論のまとめ(平成21年2月26日)

1. 計画の概要

【論点1】変化が激しい時代における総合計画のあり方
市民のための計画であることを念頭におき、市民がわかりやすい、将来を展望した概ね10年の計画である必要がある。

社会経済情勢や財政状況の変化に対応し、柔軟に対応できる計画とする必要がある。

財政見通しに基づき、持続的な行政経営が可能な計画とする必要がある。

【論点2】政策・施策評価のあり方

市民満足度の適切な反映など、政策・施策の達成状況を的確に評価し、評価結果を次の取り組みの改善につなげていく行政評価システムを構築する必要がある。

より細かい分野での評価を行うとともに、客観性を重視する評価である必要がある。

2. 時代の潮流とまちづくりの課題

【論点3】まちづくりの課題の捉え方

第五期総合計画の総括を踏まえるとともに、労働人口の減少や格差の拡大など、社会の実情を認識し、今後のまちづくりの課題を捉える必要がある。

少子高齢社会の進行や経済環境の変化の中で、さまざまな市民ニーズに対応した施策が期待されてくるが、重要度や満足度を踏まえ、行政サービスを取捨選択する視点も必要である。

現状や課題を踏まえ、次の総合計画の期間で優先的に取り組むべきもの、長期的な視点に立って取り組むべきことを考える必要がある。

世界の潮流、その中での日本の潮流を認識しつつ、それぞれの課題を分析しながら、地域としての対応策を講ずる必要がある。

3. 人口

【論点4】人口想定のある方

わが国はもとより、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来や、人口減少時代を迎えているが、将来人口については、種々の政策や施策により、減少を抑制し、増加を目指していく姿勢で、目標設定する必要がある。

【論点5】人口対策の取り組み方向

人口対策は、子育て、雇用、住環境など、各施策の調整を図りながら、総合的・計画的に取り組む必要がある。

女性が働きながら出産・子育てができる環境整備など、子育て世代の流出を抑制する必要がある。

安定した雇用の場を確保するため、農畜産物の

高付加価値化など、地域産業の振興や福祉部門などのサービス産業の創出、育成が重要である。

帯広市の魅力を活かし、若者や退職後世代の移住を促進する必要がある。

4. 土地利用

【論点6】土地利用の方向性のあり方

十勝圏や道東圏など、広域的な視点や地域の特性を踏まえるとともに、環境の重要性を視野に置いて、帯広市の土地利用の方向性を考える必要がある。

市街地の拡大抑制を基本とし、中心市街地の活性化や既成市街地の利便性の確保、さらにはストックの活用など、コンパクトシティを目指した土地利用をはかる必要がある。

【論点7】快適な居住環境整備のあり方

地区・住区など、一定の生活圏域で捉えた住み良い生活環境の整備を進める必要がある。

行政の誘導や農商工など幅広い機関、団体との連携により、市街地内の未利用地の有効活用を促進する必要がある。

若者と高齢者のバランスが取れた世代構成など、地域のコミュニティを維持するため、多世代の居住や住み替えの促進、さらに農村部における優良な宅地の提供などの取り組みを進める必要がある。

5. まちづくりの基本姿勢、まちづくりの基本方向(都市像)

【論点8】まちづくりへの取り組み姿勢のあり方

田園都市の理念を継承するとともに、十勝の美しい水や空気、豊かな自然など環境との共生を次代に引き継いでいく姿勢を位置付ける必要がある。

まちづくり基本条例の考え方を踏まえ、地域への愛着を持ち、市民協働のまちづくりを進めるとともに、女性の社会参画促進や安心して暮らせる視点を位置付ける必要がある。

農業や環境分野での優位性を活かした産業振興などの取り組みにより、帯広市の発展へと結び付ける必要がある。

帯広・十勝の将来的な優位性や可能性を踏まえ、道東の広域的な役割を視野に入れ、釧根、北網の各都市圏との連携のもとに、道東地域全体の発展につながるまちづくりを進める必要がある。

バイオマス、太陽光などの地域エネルギーの積極的な活用をはじめ、食産業の育成・振興などにより、地域内の経済循環や自立をめざす特徴あるまちづくりを進める必要がある。

「総合計画 原原案」に対する議論のまとめ（平成21年7月7日）

1 序論

五期総における取り組みを総括するとともに、少子・高齢化、国際化や経済のグローバル化⁽¹⁾、さらには地方分権型社会の到来などの時代の潮流を踏まえ、地域の現状や課題、特性を的確に捉える必要がある。

五期総の10年間で生じてきた経済の仕組みの変化や貧困、格差などの市民生活の変化と実態の把握、またその要因分析を行う中で現れてくる課題を踏まえて計画の策定にあたる必要がある。

まちづくり基本条例の趣旨に基づき、市民との情報の共有など、真に市民主体、市民参加が促進される視点に立つ必要がある。

総合計画全体を通じた取り組み姿勢が全体像としてイメージできるように、表現する必要がある。

2 基本構想

目指す都市像は、市民にわかりやすく伝わり、発信力のある表現とする必要がある。

地方分権時代に対応し、地域が主体性を発揮して自主・自立のまちづくりをすすめる必要がある。

これまでのまちづくりの歴史や蓄積の上に立って、十勝圏全体の発展に貢献するまちづくりをすすめる必要がある。

3 基本計画（総論）

人口減少等の要因分析を踏まえ、人口対策の視点から、各施策を推進する必要がある。

取り組みの成果を踏まえながら、総合的に人口対策の取り組みをすすめる必要がある。

農村地域の活性化をはかるため、農村の魅力を活かした住環境の整備や既存施設の活用などにより、定住を促進する必要がある。

各施策の取り組みを適切に反映する成果指標を設定する必要がある。

実感度調査を工夫し、市民意向を適切に評価に活用する必要がある。

総合計画と分野計画との関わりを示す必要がある。

4 基本計画（各論）

(1) 安全に暮らせるまち

町内会や企業による地域の自主防災活動を促進するため、防災士の育成や情報提供、活動支援など、行政との連携による取り組みをすすめる必要がある。

厳寒期の避難所体制や救急体制など、地域の特性に応じた安全安心対策をはかる必要がある。

民間住宅の耐震化、橋りょうなどの長寿命化、さらには消防車両の更新など、地震、水害などの災害に対する具体的な備えをするとともに、耐用年数、更新時を迎えている公共社会基盤全体の長寿命化計画を促進する必要がある。

安全安心対策の推進にあたっては、災害弱者に視点を当て、小中学校における防災教育や通学路などでの子どもの交通安全対策、要援護者への住宅用火災警報器の設置促進などの取り組みをすすめる必要がある。

救急体制の充実をはかるため、応急手当に関する知識・技術の普及や救急隊員の技術の向上、医療機関との連携などをすすめる必要がある。

災害時における安全と秩序の維持や防犯、交通安全、消費生活などにおいて、警察等の関係機関と連携した取り組みをすすめる必要がある。

(2) 健康でやすらぐまち

感染症に対する適切な情報提供や迅速に対応できる体制づくりが必要である。

市民が安心して暮らせる、セーフティネット⁽²⁾としての社会保障機能を重視するとともに、共に支え合うという視点を大切にすべきである。

子育て支援の充実など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに取り組む必要がある。

子どもが健やかに成長し、幸福に生きることができる施策を推進する必要がある。

子育てや高齢者福祉などの観点から、多世代居住の促進を検討する必要がある。

保健・福祉・医療が連携し、総合的な視点に立って施策の推進をはかる必要がある。

(3) 活力あふれるまち

食料自給率の向上に貢献するため、担い手の育成や安全安心、地産地消など具体的な取り組みを展開する必要がある。

かんがい排水事業等の農業基盤整備を着実にすすめる必要がある。

ハサップ(HACCP)⁽³⁾、クリーン農業、トレーサビリティ⁽⁴⁾など、農業分野における具体的な取り組みを一層すすめる必要がある。

太陽光やバイオマス⁽⁵⁾資源、小麦などの農産物を活用した地域産業の振興をはかる必要がある。

建設業を中心に、社会経済状況の変化を踏まえ、産業構造の転換を促進する必要がある。

高齢者や女性の就業促進、非正規雇用対策に取り組む必要がある。

環境などの新産業分野や介護・福祉・医療分野などにおける人材育成、雇用環境づくりをすすめる必要がある。

地域の資源、特性を活かした産業振興、地場産業の育成、新産業の創出さらにはまちの活力へと結びつける取り組みが重要である。

一次産業に立脚した滞在型・体験型観光など、地域の特色を生かした観光振興をはかる必要がある。

(4) 自然と共生するまち

温暖化対策をすすめるため、キャスビー(CASBE)⁶⁾、ゼロエネルギー住宅⁷⁾などの取り組みについて検討する必要がある。

公共事業等における環境保全に取り組むとともに、広く市民に周知する必要がある。

帯広の森づくりなどこれまでの蓄積を生かした環境保全の取り組みや地域エネルギーの地産地消の取り組みをすすめる必要がある。

市民の環境に対する関心を高め、大量廃棄型の市民生活の転換を促進する必要がある。

公園の安全対策や市民が水と親しめる河川整備をすすめる必要がある。

水の安全安心に関する国際協力などをすすめる必要がある。

総合計画において、環境問題を重視する姿勢を示す必要がある。

(5) 快適で住みよいまち

人口対策の視点から、対象とする世帯を想定した定住促進等に取り組む必要がある。

未利用地の利用にあたっては、市の施策に沿った取り組みを支援する必要がある。

住まいへの多様なニーズに対応するため、コレクティブハウジング⁸⁾など、民間による新たな共同住宅建設への取り組みなどを支援する必要がある。

生活利便施設の地域配置に配慮しながら、計画的な市街地の形成をはかる必要がある。

市民と行政が連携して、本市の特色を活かした魅力ある景観づくりをすすめる必要がある。

合葬墓など、市民ニーズに対応した墓地の整備をすすめる必要がある。

都市計画道路の見直しとともに、整備の推進をはかる必要がある。

特殊舗装道路や歩道の計画的な補修を行うとともに、冬期間の道路の適切な維持管理をはかる必要がある。

十勝・帯広の陸海空の交通網、交通戦略について、長期的、広域的、さらには総合的な視点で整備を促進する必要がある。

民間事業者との連携やモビリティマネジメント⁹⁾の取り組みにより、路線バスなど公共交通の利用増をはかる必要がある。

情報通信基盤の整備促進など地域情報化を推進するとともに、高齢者や障害者などの情報弱者への情報提供、地域による格差是正への対応が必要である。

(6) 生涯にわたる学びのまち

教育用コンピュータの整備や学校図書館の機能充実をはかるとともに、子どもたちがまちづくりについて考える機会を充実する必要がある。

人間性豊かな教師の育成や意識の向上など、教師の指導力の向上をはかる必要がある。

国の有利な制度を活用した校舎・体育館の整備、環境や防災面に配慮しながら、計画的に設備の改修をすすめる必要がある。

学校教育と家庭教育や地域との連携の重要性を強調する必要がある。

高校への進学機会を確保するため、私立高校や帯広南商業高校を含めた対応を検討する必要がある。

新たな大学については、地域の特性や優位性を活かした多様なあり方を検討するなど、幅広く取り組みをすすめる必要がある。

市民の芸術・文化活動を促進するため、市のホームページの活用などにより地元作家の作品が鑑賞できる機会を拡大する必要がある。

多くの子どもたちがスポーツに親しみをもち、楽しめる機会をつくるとともに、市民が手軽に取り組める新しいスポーツを開発するなど、スポーツ人口の裾野を広げる取り組みが必要である。

(7) 思いやりとふれあいのまち

平和に対する自治体の意志を発信するとともに、子どもたちに平和の重要性を伝えることが必要である。

男女共同参画を推進するため、各施策において横断的な取り組みをすすめる必要がある。

民間借家におけるユニバーサルデザイン¹⁰⁾の普及促進や、ハードはもとより、心のユニバーサルデザインについても取り組む必要がある。

地域が課題解決に向けて主体的に取り組む仕組みづくりを促進していく必要がある。

アイヌの人たちの誇りの尊重について、国の政策や北海道の取組みを踏まえ、施策を推し進めていく必要がある。

(8) 自立と協働のまち

市職員やOBなどが能力や経験を活かして、協働の受け皿となる市民の組織づくりを促進する必要がある。

市民協働をすすめるため、正確で市民に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、ホームページ以外の手法も充実する必要がある。

自治体財政の現状を市民に分かりやすく正確に伝える必要がある。

民間活力を積極的に活用するなど、不断に行財政改革に取り組む必要がある。

管内町村と連携して広域行政に取り組むなど、十勝が一体となった地域づくりをすすめる必要がある。

子供の権利の尊重、地球環境保全、景観の形成、男女共同参画など、条例の制定・活用により、総合計画の効果的な推進や行政事務における法務部門の充実をはかる必要がある。

5 全般

市民に見やすく、わかりやすい計画書となるよ

う構成や表現などの工夫をする必要がある。
推進計画の策定にあたっては、財政見通しを踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、事業の効果等を見極めながら柔軟に対応する必要がある。

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

【注釈】

- 1 グローバル化
資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- 2 セーフティネット
社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などがある。
- 3 ハサップ(HACCP)
危害分析重要管理点。NASA(アメリカ航空宇宙局)が宇宙食の衛生管理のために考案した手法で、食品工業やレストランの衛生管理に応用されている。
- 4 トレーサビリティ
食品の生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすること。生産履歴管理システム。
- 5 バイオマス
生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。生物資源。
- 6 キャスビー(CASBEE)
建築環境総合性能評価システム。2001年に国土交通省が主導し、(財)建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発されたシステム。
- 7 ゼロエネルギー住宅
日中、太陽光発電によって作り出す電気のうち、余剰分を電力会社に売り、夜間や雨の日など発電できない時には不足分を電力会社から買うことで、電気を金銭に換算し、住宅にかかる電気代をトータルでゼロにする考え方。
また、太陽・大気・大地の3つの自然エネルギーを組み合わせた環境低負荷型のローエネルギーハウスの研究が進められている。
- 8 コレクティブハウジング
北欧で発祥した居住スタイル。今後の少子高齢化社会や男女共同参画社会に対応するため、個々の住戸のプライバシーを確保しつつ、台所や食堂、洗濯室等の共用部分を設け、食事の用意などの家事を共同で行う住まい方のこと。長所として、家事の軽減、鍵っ子の解消、高齢者の安否確認や孤独感の解消などがある。
- 9 モビリティマネジメント
多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組み。
- 10 ユニバーサルデザイン

(5) 帯広市総合計画策定審議会開催経過

年 月 日	事 項
平成19年 8月 1日	第1回帯広市総合計画策定審議会 新しい総合計画策定について
平成19年 9月20日	第2回帯広市総合計画策定審議会 新しい総合計画策定について
平成19年10月29日	第3回帯広市総合計画策定審議会 諮問 自治体を取り巻く社会・経済情勢について
平成19年11月20日	第4回帯広市総合計画策定審議会 今後のまちづくりの方向について
平成19年12月20日	第5回帯広市総合計画策定審議会 今後のまちづくりの方向について 専門部会について
平成20年 1月23日 ～ 2月28日	第1～第3専門部会【各専門部会4回開催】 まちづくりの課題と取り組みの基本方向
平成20年 3月24日	第6回帯広市総合計画策定審議会 帯広市のめざす姿（将来像）について 人口について
平成20年 4月 7日	第7回帯広市総合計画策定審議会 めざすまちの姿について 中間報告について
平成20年 4月21日	第8回帯広市総合計画策定審議会 中間報告（素案）について
平成20年 4月25日	第9回帯広市総合計画策定審議会 中間報告（案）について
平成20年 5月19日	中間報告 提出
平成20年 6月 2日 ～ 7月24日	第1～第3専門部会【各専門部会4回開催】 人口の考え方について 土地利用の考え方について 分野別の方向性について 評価について まちづくりの理念・都市像・目標について
平成20年 8月 7日	第10回帯広市総合計画策定審議会 答申書（素案）の構成について 答申書（素案）の概要について
平成20年 8月18日	第11回帯広市総合計画策定審議会 答申書（素案）の構成について 答申書（素案）の内容について
平成20年 8月22日	第12回帯広市総合計画策定審議会 答申書（案）について
平成20年 8月29日	答申書 提出

(6) 帯広市総合計画策定審議会委員

朝日照夫 職務代理者

安達秀昭 (平成20年3月31日退任)

阿部千鶴子

内田秀雄

小栗静雄

梶伸二

門屋充郎 (平成20年6月8日退任)

金子健太郎

上村明仁

川田章博 (平成20年1月10日退任)

合田倫佳

小森正伸

斉藤允雄

笹川洋子

佐々木市夫 会長

佐藤淑子

真井徳幸 (平成20年6月8日退任)

清水マチ子

進藤亘子

杉森繁樹

武井純子

中野正睦

新妻宏美

野村文吾

羽賀陽子

福田隆則

藤田光輝 (平成20年6月8日退任)

古家智子

松崎拓郎

松田孝志

眞鍋憲太郎

圓山嘉都美

村越敏雄

本江憲子

和田賢二

第1部会(都市機能・産業部会)

部会長	和田 賢二	副部会長	小森 正伸
	安達 秀昭		金子 健太郎
	上村 明仁		川田 章博
	進藤 亘子		斉藤 允雄
	中野 正睦		野村 文吾
	福田 隆則		藤田 光輝
	松田 孝志		

第2部会(安心・安全部会)

部会長	内田 秀雄	副部会長	阿部 千鶴子
	小栗 静雄		門屋 充郎
	笹川 洋子		佐々木 市夫
	真井 徳幸		清水 マチ子
	武井 純子		羽賀 陽子
	圓山 嘉都美		村越 敏雄

第3部会(生活・環境・教育部会)

部会長	朝日 照夫	副部会長	杉森 繁樹
	梶 伸二		合田 倫佳
	佐藤 淑子		新妻 宏美
	古家 智子		松崎 拓郎
	眞鍋 憲太郎		本江 憲子

諮問から答申の間(平成19年10月29日～平成20年8月29日)の委員

五十音順、職名は答申時点

(7) 帯広市総合計画策定審議会 答申書

新しい総合計画について 答申書

(平成20年8月 帯広市総合計画策定審議会)

はじめに

帯広市総合計画策定審議会は、平成19年10月、帯広市総合計画策定審議会条例に基づき、帯広市長から新しい総合計画の策定にあたって意見提言を提出するよう諮問されました。

これを受けて、本審議会は、他都市に置き換えられない帯広市の自然と社会、歴史に根ざした地域性や時代の潮流とまちづくりの課題を確認し、その課題に対応する帯広市の理想像を追い求めて議論を重ねてきました。

その議論においては、多様な立場と意見に対する相互理解がまず大切であると考えました。しかし、同時に、その立場と意見の違いによる対立・葛藤の中から横断的な新地平を見つけ出す工夫も極めて重要であると認識しました。

新しい総合計画の策定では、過去の総合計画からの継承の側面を持つことを忘れてはならないと考えました。その一方で、総合計画は将来の世代に大きな影響を及ぼすこととなるため、将来の帯広市民への配慮と責任を自覚した新しさの創出も大切であると考えました。このため、過去の総合計画への顧慮と新しさの創出とのバランスを念頭に置き、委員各自の自己革新を通して、帯広市のめざすまちの姿やまちづくりの分野別の方向性を討議し、その整理に努めました。

平成20年5月には中間報告を提出するとともに、その後も引き続き、幅広い項目にわたり議論を発展・深化させました。

最終的に、様々な新しさの創出を盛り込むことができましたが、その中で最も強調すべきことは、次の3点であると確認できます。

一に、人口減少時代の到来を認識し、これまでの都市基盤整備をはじめとした量的な充足から、それらの有効活用などによる市民生活の質の向上に重点を置く考え方を明確に打ち出したことです。

二に、全国公募の中から「環境モデル都市」に選定されたことは、地球環境時代に貢献する都市・帯広市を世界に発信する絶好の機会であると捉え、その推進を盛り込んだことです。

三に、計画の実践手法として、自治体が計画の中で、その実行に関わる評価について自ら位置付け、次の行政活動を選択していく評価制度を初めて採り入れたことです。

本審議会はこれまでの審議結果を整理し、ここに答申するものであります。

1 時代の潮流とまちづくりの課題

現在、我が国は、社会・経済構造が大きく変化する時代を迎えています。また、社会の成熟化にともない、市民ニーズは、量的な充足から安全・安心な生活や質的に充実したライフスタイルを求めるなど、ますます

多様化・高度化しています。

これからの帯広市は、こうした地域社会を取り巻く時代の潮流を見据えながら、様々な課題に的確に対応していくことが求められます。

(1) 少子・高齢社会と人口減少時代の到来

我が国は、少子・高齢化が急速に進行するとともに、戦後一貫して増加を続けてきた人口は減少局面を迎えています。

帯広市においても、人口減少と少子・高齢化の進行は、まちづくりの大きな課題となっています。

少子・高齢社会の到来や人口の減少は、労働力の減少やまちづくりの担い手不足による地域活力の低下、社会保障費の増大などを招き、市民生活の様々な面への影響が懸念されています。

このため、定住人口や交流人口の確保をはかるとともに、安心して子どもを産み育て、生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができる環境づくりや女性や高齢者が一層活躍できる社会づくりをすすめるなど、活力ある地域社会を創出していくことが課題となっています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

近年、国内外において地震や洪水など大規模な自然災害が発生しています。また、安全な暮らしを脅かす重大な事件・事故が発生するとともに、食の安全性に対する信頼が失われる中、安全で安心な暮らしを求める意識が高まってきています。

このため、災害などから市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくり、自立した消費者の育成、事件や事故から子どもや高齢者などの弱者を守る安全なまちづくりが課題となっています。

また、我が国の食料供給基地の役割を担う帯広・十勝として、今後も安全で安心できる食料供給への期待に応えていくことが課題となっています。

(3) 経済・産業の環境変化

我が国の社会・経済は、高度経済成長時代から低成長時代へと移行しており、今後は、経済活動の基礎となる人口規模の縮小や人口構造の変化が一層進行することが予測されています。

また、経済のグローバル化がすすんでおり、世界各地との経済交流が活発化しています。貿易自由化の流れは経済の活性化につながる一方で、海外との競争が一層激しくなるものと懸念されています。さらに、科学技術の進歩などにより、産業の高度化や複合化がすすめられています。

地域の活力を高めていくため、こうした環境の変化を的確に捉え、地域特性を活かした農林業、商工業の振興や産業間連携の強化、中小企業の振興、さらには様々な地域資源を活用した観光振興に取り組み、地域経済の活性化をはかることが課題となっています。

(4) 地球環境問題の顕在化

近年、地球温暖化の影響により、世界各地で異常気象の発生や海面の上昇など様々な問題が顕在化しています。また、日常生活や産業活動に伴う廃棄物の処理問題や資源・エネルギーの逼迫への対応も世界的な課題となっています。

世界各国では環境問題への取り組みがすすめられており、我が国においても、温室効果ガスの削減やバイオマスエネルギーの活用などがすすめられています。

私たちの暮らしを守り、次の世代に地球環境を良好な状態で引き継いでいくためには、こうした地球環境問題に積極的に取り組んでいくことが求められています。

環境問題は、地域の暮らしや産業とも大きく関わるものであり、これまでの取り組みを基礎として、将来にわたって都市と自然が共存できる社会の仕組みづくりをすすめ、地球環境の保全に貢献していくことが課題となっています。

(5) ネットワーク社会の進展

全国的な道路、鉄道、航空など交通ネットワークの整備の進展にともない、人や物の流れは、一層広域化、高速化しています。

帯広・十勝においても、高速道路網として、北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備がすすめられており、道央圏をはじめ道内各地との交通アクセスの向上による、交流人口の増加や産業への波及効果が期待されています。

一方で、道央圏への消費購買力の流出も懸念されることから、広域交通ネットワークの利活用をすすめ、地域経済の活性化をはかる必要があります。

また、高速道路やとかち帯広空港、十勝港が相互に有機的なネットワークを形成し、十勝圏における物流の拠点や大動脈として利活用をすすめ、地域経済の発展につなげていく必要があります。

近年、情報通信技術が飛躍的な発達を遂げ、生活利便性や生産性の向上をもたらしています。

情報化時代を迎え、経済・産業、医療、教育など様々な分野で、情報通信ネットワークを有効活用するとともに、魅力ある地域情報を積極的に発信し、地域の活性化につなげていくことが課題となっています。

(6) 価値観の多様化と市民協働の進展

社会の成熟化や価値観の多様化、生活水準の向上、さらには余暇時間の増加などにより、人間らしくゆとりのある質的に充実したライフスタイルを求める傾向が強まっており、郷土の自然や歴史、文化などへの関心も高まってきています。

さらに、公共サービスに対する市民ニーズの多様化にともない、公共の領域も拡大しています。

その一方で、町内会など既存の組織に加え、NPO法人やボランティア組織などが新たな公共の担い手として、まちづくりの一部を担うようになってきており、これらの活動の人的ネットワークが広がりがつつあります。

こうした状況を踏まえ、公共の担い手となる様々な主体が積極的にまちづくりに参画し、行政と協働して、活力ある地域社会を形成していくことが課題となっています。

(7) 地方分権の進展

我が国は、これまでの中央集権型から地方分権型の行政システムへと転換しつつあり、国においては基礎自治体や地方行政制度のあり方などについて議論がすすめられてきています。

今後、地方分権改革の進展にともない、国と地方の役割分担の見直しや道州制の導入などが、すすめられようとしている状況にあります。

分権型社会に対応していくためには、地域が自らの意思と責任で、地域の特性や優位性を活かしながら、市民協働により個性と魅力あるまちづくりをすすめることが必要となっており、安定的な財政基盤づくりや広域的な行政運営に取り組むとともに、効率的かつ効果的な自治体経営をすすめることが課題となっています。

2 人口に対する考え方

我が国は、本格的な少子・高齢社会の到来や人口減少時代を迎えており、帯広市においてもこうした現状認識の上に立って、市民生活の充実を基本としたまちづくりをすすめていく必要があります。

人口の減少は、労働力人口の減少や消費購買力の低下など、社会全般にわたって様々な影響を与え、地域活力の低下が懸念されるなど、まちづくりの重要な課題です。

このため、雇用の場の創出や若者・子育て世代などが住みやすい環境づくりなどに取り組み、定住促進をすすめるとともに、地域資源を活かした観光振興などによる交流人口の増加をはかり、人口減少時代においても将来にわたって活力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

3 土地利用に対する考え方

帯広市は、民間による開拓期、明治時代の拓殖区画による整備を経て、計画的な市街地開発や道路網の整備など土地利用をすすめてきましたが、少子・高齢化の進行や人口減少時代を迎え、まちづくりは大きな転換期を迎えています。

このため、市街地の拡大を抑制し、未利用地の有効活用をすすめるとともに、既存の都市基盤の適切な維持管理をはかりながら、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめていくことが必要です。

また、まちの顔である中心市街地の活性化や既存市街地の利便性・快適性を高め、住みやすいまちづくりをすすめるとともに、企業の立地動向や産業立地条件などを見据えて総合的に産業系の土地を検討していく必要があります。

農村地域については、生産の場として引き続き農地の維持をはかるとともに、農村の生活環境整備をすすめながら、都市との交流の場などとしていく必要があります。

日高山脈などの森林地域については、国土保全や水源かん養など公益的な機能を有しており、今後とも豊かな自然環境や美しい景観を保全する必要があります。

4 まちづくりの基本的考え方

私たちは、社会・経済情勢の変化や地域の課題に適切に対応し、活力あるまちを次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、これまでの歴史や生活・文化などの貴重な財産をもとに、地域の特性や優位性を十分に活かし、市民と行政の協働により、持続可能な自主・自立のまちづくりをすすめていく必要があります。

(帯広市の地域特性)

帯広市は、十勝川水系の豊かな水と日高山脈のふもとに広がる肥沃な大地に育まれた大規模農業が展開されており、農業や食と密接に関連する産業・技術が集積しています。

晩成社をはじめとする民間開拓の歴史に基づいたフロンティア精神が今も受け継がれており、世界で唯一のばんえい競馬や北国の気候を活かしたスピードスケートの振興など、地域の歴史や風土に根ざした文化が育まれています。

(まちづくりの理念の継承)

帯広市は、昭和34年に全国に先駆けて総合計画を策定し、以来、半世紀にわたり、一貫して人間尊重を基本として都市と農村が共生する活力あるまち「田園都市」の理念のもとにまちづくりがすすめられてきました。

今後もこうしたまちづくりの理念を継承し、地域の持つ特性や可能性を引き出しながら、新しい時代を積極的に切り拓き、未来に向かって発展するまちづくりをめざすことが重要です。

(中核都市機能の形成)

十勝圏の中核都市である帯広市は、様々な都市機能が集積しており、今後ますます、圏域全体を見据えた都市機能の充実や管内町村との連携のもと十勝の発展に資する役割を發揮することが求められています。

さらに、今後の広域交通ネットワークの進展を踏まえ、東北海道における広域的な中核都市としての役割をも視野に入れたまちづくりをすすめていく必要があります。

(世界に貢献する都市)

今日、地域社会は、経済のグローバル化や地球規模の環境問題など、世界の動向と密接に関わっており、世界的な視野を持ってまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

帯広・十勝が持つ地域特性を活かし、地球環境問題に貢献する「環境モデル都市」としての先駆的な取り組みや食料供給基地としての役割に加え、JICA研修員や留学生の受入などこれまでの蓄積を基礎とし

て、国内はもとより世界に貢献するまちづくりをすすめる必要があります。

5 めざすまちの姿

(防災・安全分野 ~ 安全で安心して暮らせるまち)

台風や地震などの自然災害や事件・事故などから市民の生命や財産を守ることが求められています。

防災や被害の未然防止に向けた市民意識を啓発し、日頃から災害や事故に対する備えを十分に整えることが大切です。

また、建物の耐震化をはじめ、災害に強い都市基盤の整備をすすめるとともに、市民と行政の連携によって高齢者や子どもなど弱者を守るため、地域と協働して防災に取り組む体制の整備をはかるなど、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりをすすめる必要があります。

(保健・福祉・子育て分野 ~ ともに支え合い健康に暮らせるまち)

本格的な少子・高齢社会に対応するため、地域や企業、行政などが連携し、社会全体で子育て支援を行うなど、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を整えることが必要となっています。

また、高齢者や障害のある人を地域で支援する体制づくりや市民がいつでも適切な医療を受けられる体制を充実する必要があります。

さらに、国民健康保険や介護保険をはじめとした社会保障制度の充実などにより、市民一人ひとりが地域社会の中で、ともに支え合いながら、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりをすすめる必要があります。

(経済・産業分野 ~ 産業が育ち活力のあるまち)

全国的な人口減少や地域経済の低迷による大都市圏への人口流出がすすんでいることから、地域産業を振興し、市民生活を支える雇用の場を確保することが求められています。

そのためには、経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化など経済・産業の変化を的確に捉え、農業や商工業など関連産業が連携を強め、地域の特性や優位性を活かした産業の振興、環境分野などにおける新たな産業の育成をすすめる必要があります。

また、雄大な自然景観や安全で良質な農畜産物、豊かな食文化などの地域資源を活かした観光振興や中心市街地の活性化を通じて、人々が集う、活力のあるまちづくりをすすめる必要があります。

(環境・緑化分野 ~ 豊かな自然と共生するまち)

地球規模の温暖化の進行に伴う世界的な異常気象の発生など、地球環境が大きく変化してきています。

豊かな自然環境を保全し、将来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践し、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量・資源化など、身近な取り組みを通して環境への負荷を低減する活動を推進する必要があります。

さらに、公園の整備や緑化活動の推進など生活環境の充実をはかり、豊かな自然と共生する潤いとやすらぎのあるまちづくりをすすめる必要があります。

(都市基盤分野 ~ 機能的で快適に暮らせるまち)

人口減少時代の到来や少子・高齢化の進行など社会構造が変化の中で、充実した都市機能を維持していくためには、これまで整備してきた都市基盤を有効に活用し、コンパクトで持続可能な都市をめざすとともに、生活意識や家族形態の変化などに応じた快適で利便性の高い住環境をつくるのが大切です。

また、ネットワーク社会に対応するため、道路網や航空路線網、情報通信網の整備とともに、地域における公共交通などの充実をはかり、人・物・情報が活発に行き交う、効率的で機能的なまちづくりをすすめる必要があります。

(教育・文化・スポーツ分野 ~ 生涯にわたる学びのまち)

まちづくりをすすめていく上では、地域を支える人材の育成が重要であり、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、地域で活躍することができる環境づくりが大切です。

未来を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく健やかに育つためには、学校教育の充実はもとより、家庭・地域との連携や将来の夢に向かって意欲的に学ぶことができる環境を整備する必要があります。

また、生涯にわたる学習活動や芸術・文化、スポーツ活動などによって、自らの才能や能力を高め、互いに交流を深めることを通じて社会参加を促進し、生きがいを持って充実した毎日を送ることができるまちづくりをすすめる必要があります。

(地域社会づくり分野 ~ 思いやりとふれあいのあるまち)

人々が互いの立場や多様な価値観を認め合い、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての市民が能力を発揮することができる社会づくりとともに、誰もが不自由を感じることなく安全に暮らせる環境づくりをすすめるのが大切です。

また、国内外との様々な交流を通して異なる文化や価値観への理解を深め、まちづくりに対する意識を高める必要があります。

住みよい地域社会を維持する上で、都市化の進展などに伴う人間関係の希薄化が問題となっており、地域コミュニティ組織の活発な活動を通して住民どうしが結びつきを強め、思いやりとふれあいのある相互の信頼関係が築かれたまちづくりをすすめる必要があります。

(自治体経営分野 ~ 分権時代に対応した自治体形成)

社会の変化に伴う新たな地域課題や市民ニーズの多様化などにより、公共の領域は徐々に拡大してきてお

り、これに対応するためには市民と行政による協働のまちづくりがますます重要となっています。

NPO法人やボランティア組織などまちづくりを担う多様な主体と行政が、行政に関する情報を共有し、役割と責任を分担しながら、質の高い公共サービスを提供し、個性と魅力あるまちづくりをすすめることが必要です。

また、地方分権が進展する時代においては、行財政改革に継続的に取り組むとともに、管内自治体との広域的な連携や効率的で効果的な行財政運営などに努め、地域の意思と責任に基づく主体的なまちづくりを推進する必要があります。

6 まちづくりの分野別の方向性

めざすまちの姿を実現するための、それぞれのまちづくりの分野における課題とその対応の方向性を示します。

また、実施にあたっては、評価制度の導入により、めざすまちの姿の実現に向けた着実な取り組みが必要です。

(1) 評価制度の導入

めざすまちの姿を実現するためには、あらかじめ政策・施策の目標を明らかにすることが必要です。また、その目標の達成状況について評価を行い、評価結果を踏まえた取り組みの継続的な改善が必要です。

目標の達成状況を適切に評価するためには、行政活動の成果を客観的に反映する数値を指標として用いるとともに、併せて目標の達成状況に対する市民の実感を調査し、評価に反映させるなど、市民の視点に立った評価の手法を併用した制度とすることが重要です。

(2) 分野別の方向性

(防災・安全分野)

市民が安全で安心して暮らすためには、地域防災体制づくりをすすめる、自然災害に対して備えるとともに、消防力を充実することが重要です。

また、犯罪や交通事故などの被害を防止する取り組みを、行政・関係団体・地域などが連携してすすめる必要があります。さらに、市民が安心して消費活動ができる環境づくりが必要です。

地域防災

地震や台風などの自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、行政と連携しながら地域全体で防災対策に取り組むことが必要です。

このため、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、地域における自主防災組織の育成や災害時において援護が必要な人たちに迅速に対応できる体制づくりが必要です。

また、災害時において、水や食料などの生活必需品を迅速に供給できるよう、備蓄物資の確保に加え、民間企業から優先的に供給を受けることのできる体制整備が必要です。

さらに、地震による建築物の倒壊被害を未然に防止するため、災害時の避難所となる学校施設など建築物の耐震化をすすめる必要があります。

このほか、近年、全国各地で集中豪雨などによる被害が発生していることから、帯広・十勝においても治水対策を関係機関とともにすすめる必要があります。

消防・救急

火災や地震などから市民の生命や財産を守るためには、消防施設整備や装備の高度化、地域住民と連携した初期消火の対応など消防体制の充実が必要です。

さらに、近年、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急体制の整備・充実をはかるとともに、市民への応急手当の正しい知識の普及などに努め、救命率の向上に取り組む必要があります。

防犯

犯罪の発生を防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、子どもの登下校時の見守り活動など、自主的な地域防犯活動を促進することが必要です。

犯罪が起りやすい暗がりの解消など、行政・地域、学校・家庭が連携・協力し、地域全体で犯罪の起りにくい生活環境の整備をすすめる必要があります。

交通安全

幼児、児童、高齢者など特に交通事故に遭いやすい人の被害を防止するため、様々な機会を捉え、交通安全教育を推進することが必要です。

また、歩行者や自転車を利用する人たちの安全を確保するため、歩道など交通安全施設の整備をすすめる必要があります。

消費生活

消費生活を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、様々なトラブルや消費者被害が依然として発生しています。

消費者自らが主体的に適切な消費活動が行えるよう、消費者教育や情報提供をすすめるとともに、被害者救済などの相談体制の充実をはかる必要があります。

(保健・福祉・子育て分野)

本格的な高齢社会を迎え、生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていくことは、市民すべての願いです。

そのためには、保健や地域医療体制、社会保障制度の充実や、高齢者や障害のある人などが、住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

また、子育て支援の充実や青少年の健全育成のための環境づくりをすすめる必要があります。

保健

食生活や喫煙、飲酒、運動不足などに起因する生活習慣病が増加していることから、各種検診の機会を確

保するなど、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組む環境づくりが必要です。

また、新型インフルエンザなど新たな感染症に対する危機管理体制について、国や道、関係機関と連携しながら検討する必要があります。

医療

全国的に医師不足や診療科目の偏在など、地域の医療体制を維持する上で、様々な課題が生じています。

帯広市においても、二次救急体制の維持などが課題となっており、今後、医師会や関係機関との連携をはかり、十勝圏全体の医療の充実について検討する必要があります。

また、夜間急病センターの利便性の向上や機能の充実をはかるとともに、看護師など地域医療に従事する人材の育成をはかる必要があります。

地域福祉

福祉の取り組みが、施設における福祉から地域福祉へと転換してきていることから、地域における課題を的確に把握し、福祉団体への支援や民生委員・児童委員の適正配置など、地域福祉活動を充実する必要があります。

また、身につけた知識や技能を活かせるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるほか、ボランティア組織の育成や支援を行っていく必要があります。

さらに、既存制度の谷間にある人たちやこうした人たちを支える活動を行っているグループなどにも目を向けていく必要があります。

高齢者福祉

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしや介護を必要とする高齢者世帯が増加しており、こうした高齢者が施設に入所することなく、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域社会全体で支える環境の整備が求められています。

このため、民生委員や地域住民、ボランティアなどが地域で高齢者を支えるネットワークづくりをすすめるほか、在宅福祉サービスの充実をはかり、介護する家族を支援する取り組みが必要です。

一方、在宅での生活が困難な高齢者については、安心して暮らしていけるよう高齢者福祉施設の整備を促進することが必要です。

また、高齢者がいつまでも健康で暮らすためには、就労や趣味を通じて、生きがいを持って生活できるよう社会参加を促進する環境を整備するとともに、介護予防サービスを充実する必要があります。

障害者福祉

障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすためには、市民の意識啓発や理解を促進し、地域社会全体で支える仕組みをつくるのが大切です。

このため、在宅支援を中心として、個々の障害の状況や成長過程に応じたサービスを提供し、障害のある

人が地域で生活できる福祉サービスを提供する必要があります。

また、就労に必要な知識や能力を向上させ、就労機会の拡大をはかるなど、障害のある人たちの社会参加を支援する取り組みが必要です。

社会保障

国民健康保険や介護保険、国民年金、生活保護などの社会保障制度は、市民が安心して生活していく上で、極めて重要な役割を担っていることから、これらを維持していくため、制度の安定化、健全化などを国に要請しながら、効率的な制度運営に一層努めていく必要があります。

子育て

安心して子どもを生み育てるためには、母子保健の充実とともに、子育ての不安を解消するための相談・支援体制の充実、さらには地域住民やボランティアによる支援の充実をはかる必要があります。

また、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実や企業に対する育児休業制度の普及など、仕事と子育てが両立できる環境整備を促進する必要があります。

さらに、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組み、子どもたちを暴力から守る必要があります。

青少年

子どもたちが、豊かな人間性を育み、社会の中で生きていく力を身につけるためには、家庭のみならず地域社会全体で子どもたちの健全育成に取り組むことが必要です。

このため、放課後を活用して、子どもたちに遊びや学ぶ機会を提供するとともに、様々な体験や地域活動への参加を通して、子どもたちが健全に育つ環境づくりをすすめる必要があります。

さらに、いじめや非行など青少年の問題行動の未然防止、早期発見や指導に努める必要があります。

(経済・産業分野)

地域が持続的に発展していくためには、産業を育成し地域経済の活性化をはかることが重要です。

このため、帯広・十勝の基幹産業である農業を核として製造業や商業など関連産業との連携を深めるとともに、地域の特性や優位性を活かした新たな産業の創出をすすめる必要があります。

また、まちの顔である中心市街地の活性化をはかるとともに、周辺観光地との広域的な連携や十勝ならではの食や自然景観を活かした観光振興により、交流人口の拡大をはかる必要があります。

農林業

帯広・十勝の基幹産業である農業は、貿易自由化の流れや資材・飼料の高騰などの影響を受け、厳しい状況に置かれています。

このため、多様な担い手の育成や生産性・収益性の

向上をはかるとともに、品質の高い地域ブランドなどを活かした競争力の向上を通じて体質強化をはかり、環境の変化に対応できる持続的な農業を確立することが必要です。

また、安全で安心な農畜産物の供給や情報提供などを通じて、消費者の期待に応えることが重要です。さらに、生産者と消費者が交流を深め、地産地消に取り組むとともに、観光など農業のもつ多面的機能を活かす取り組みをすすめていく必要があります。

林業については、森林資源としての利用のみならず、環境保全や美しい景観の形成など重要な役割を持っており、今後は、輸入材の増加に対応するため、他の産業との連携により地域の林業を守り続けていく必要があります。

工業

十勝産業振興センターの支援機能を十分に活用し、新製品開発能力の向上をはかるとともに、十勝ブランドの確立や販路の拡大などにより、地元企業の活性化をはかる必要があります。

また、食品加工など地域の特色や技術力の集積を活かし、企業誘致に取り組む必要があります。

商業

商業については、消費者ニーズの多様化や広域交通網の整備などにより、道央圏への消費の流出が懸念されており、商店街の魅力を上向きさせ、消費を拡大することが課題となっています。

このため、経営者意識の向上をはかるとともに、個々の専門店が連携を深め、商店街全体の魅力や利便性を高めていく必要があります。

中小企業

帯広市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の基盤強化に取り組み、地域産業の発展につなげることが求められています。

中小企業の基盤強化のためには、関係機関との連携による相談体制の充実や円滑な資金供給、人材の育成や担い手の確保など、中小企業の現状を踏まえて、複合的に施策をすすめていく必要があります。

産業間連携

帯広市には、食品加工など農業関連の製造業が集積しています。地域産業の振興をはかるためには、基幹産業である農業を核として関連産業が連携を強め、未利用資源の利活用など地域の特性や優位性を最大限に活かした新たな産業を創出するなど、力強い産業構造を構築していくことが必要です。

また、十勝産業振興センターによるコーディネート機能の充実をはかりながら、大学や試験研究機関との連携をすすめる、地場企業の技術力の向上に取り組む必要があります。

雇用

少子・高齢化の進行により地域産業を支える担い手

の不足が懸念されています。

関係機関と連携し雇用の確保・拡大に努めるとともに、年齢や性別にかかわらず、意欲や能力のある人材を十分に活かしていく必要があります。

また、勤労者が生き生きと働ける環境づくりをすすめていく必要があります。

中心市街地

まちの賑わいを維持するためには、まちの顔である中心市街地の活性化が重要です。

食文化など地域の特色ある資源を活かしながら、商業と観光の結びつきを深め、魅力ある中心市街地づくりに取り組むことが必要です。

また、都心部居住や都市機能の集積、交通アクセスの向上などをはかり、多くの人が集まりふれあうことができる環境を整備する必要があります。

観光

帯広・十勝は、食や自然、農業をはじめ、農耕文化を発祥とする世界で唯一のばんえい競馬など特色ある観光資源に恵まれており、こうした魅力を十分に活用する必要があります。

多様化する観光ニーズに対応するためには、帯広・十勝ならではの観光資源を組み合わせ、体験・滞在型観光への取り組みや関連団体、業界などとの連携による広域観光の推進、受け入れ体制の充実など、魅力ある観光づくりをすすめていく必要があります。

また、高速道路網の整備や空港機能の充実によって、他圏域や東アジアなどとの活発な交流が期待されており、これまで以上に旅行業界などと連携し、国内のみならず海外からの観光客誘致に積極的に取り組む必要があります。

(環境・緑化分野)

人類が存続するための基盤である地球環境を守るため、低炭素型社会や資源循環型社会をめざした取り組みがすすめられています。

このため、市民・民間企業・行政が日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量・資源化などに取り組んでいくことが求められています。

また、都市公園や水辺の環境整備など緑化活動の推進や豊かな自然から生まれるおいしい水の安定的な供給、下水道施設の適切な維持管理による生活環境の充実をはかる必要があります。

地球環境

急速にすすむ地球温暖化などの地球環境問題は、世界的に取り組んでいかなければならない重要な課題であり、省エネルギーの推進はもとより、太陽光などの自然エネルギーや地域に豊富にある未利用バイオマス資源の有効活用などを積極的にすすめることが必要です。

また、市民への意識啓発や環境教育の充実などを通して、地球環境を守る意識を育てるとともに、市民一

人ひとりが温室効果ガスの排出が少ない生活を心がける必要があります。

さらに、森林や緑地、河川などの自然環境や水質・大気などを保全するための取り組みをすすめていく必要があります。

廃棄物処理

社会・経済活動やライフスタイルを見直し、資源循環型社会を形成していくことが求められています。

このため、市民や企業と連携しながら、包装の簡易化などによるごみの減量化をはじめ、地域における自主的なリサイクル活動の促進などに積極的に取り組むことが必要です。

公園・緑地

市民の手で創り上げてきた帯広の森や十勝を代表する景観の一つである防風林などを守り育てていくことが必要です。

また、市民の憩いの場や子どもたちが生き生きと遊べる場としての公園の整備や市街地における緑地空間の確保、河川緑地の整備など、質の高い緑豊かな環境づくりを市民との協働によりすすめる必要があります。

上水道

良質な水を供給する上水道は市民共通の財産であり、生活を支える重要なライフラインです。

今後も水質を守り、将来にわたって安心して利用することができるよう、水源の保全・確保に努めるとともに、災害時などにおいても安定して水を供給することができるよう、災害に強い施設整備などをすすめる必要があります。

また、水源の保全や水道水の利用促進などについて市民理解を得るため、情報提供や市民意識の啓発をはかることも必要です。

下水道

下水道の整備は、これまで着実にすすめられており、今後は、災害時における市民生活への影響を最小限にするため、災害に強い施設整備をすすめる必要があります。

また、下水道の適切な利用について、市民への情報提供や意識啓発をはかることも必要です。

(都市基盤分野)

人口減少時代の到来により、これまでの人口増加を背景とした市街地の拡大など、量的な充足を中心としたまちづくりから、質的な充実を中心としたまちづくりへと転換していくことが求められています。

多様な市民ニーズやライフスタイルに応じた安全で快適に暮らせる住環境の提供、豊かな自然と調和した美しい景観づくりをはじめ、市民生活の利便性の向上のための道路や情報通信網の整備に加えて、広域交通網などの総合的な交通体系の整備をすすめる必要があります。

住宅・住宅地

市街地における未利用地の利用促進や都心部居住の促進など、多様な市民ニーズに応じた住宅供給をすすめるとともに、既存の都市基盤の適切な維持管理や有効活用をすすめていく必要があります。

公営住宅については、計画的な建替をすすめるとともに、民間住宅や既存公営住宅の有効活用をはかりながら、質の向上に取り組む必要があります。

また、高齢者や障害のある人に対しても快適な居住空間を提供する必要があります。

景観

帯広・十勝は、季節によって彩りを変える日高山脈の山並みや防風林といった美しい田園風景を有しており、こうした貴重な財産を大切にしながら、帯広・十勝らしい農村景観づくりをすすめることが大切です。

また、市街地においても、良好な緑の景観など個性と魅力ある都市景観づくりをすすめ、次の世代に引き継いでいく必要があります。

墓地・火葬場

墓地・火葬場は、高齢者人口の増加などに伴い、今後さらに件数の増加が見込まれます。

今後は、多様な市民ニーズに対応するとともに、需要に応じた効率的な墓地の整備・運営をすすめる必要があります。

また、火葬場についても、今後の火葬件数の増加に対応するため、適切な管理・運営をすすめる必要があります。

道路

幹線道路の計画的な整備や市民の利便性・安全性に配慮した、誰もが安心して利用できる生活道路の整備をすすめる必要があります。

また、除排雪体制の充実など、快適な道路環境の維持・管理に努める必要があります。

総合交通体系

北海道横断自動車道など広域交通体系の整備をさらに促進するとともに、今後は交流人口や農産物の物流面などにおいてプラス効果が発揮されるよう、利活用の促進をはかることが必要です。

また、都市の利便性の向上や高齢者など交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の低減のため、公共交通の活性化、多様化に取り組むことが必要です。

J R石勝線・根室線については、一層の高速化や利便性の向上を促進する必要があります。

とかち帯広空港は、路線の開設・拡充、ダブルトラック化など十勝圏の空の玄関口として航空路線網の充実に取り組む必要があります。

重要港湾である十勝港は、帯広・広尾自動車道の整備によるアクセスの向上を活かし、関係団体等と連携して十勝圏をはじめ広域的な利活用を促進する必要があります。

地域情報化

市民生活の向上や地域経済の活性化のため、様々な分野での情報の収集・発信が求められており、誰もが情報通信技術を活用した利便性の高いサービスを楽しむことができるよう、情報通信ネットワークの環境整備などを促進していくことが必要です。

(教育・文化・スポーツ分野)

地域を将来にわたって持続的に発展させていくためには、地域づくりの主体となる人材を育成していくことが必要です。

このため、子どもたちが自らの可能性を最大限に発揮し、社会の変化に対応してたくましく生きていく力を身につけることが重要であり、学校教育の充実や教育環境の整備、さらには、高等学校への進学機会の確保、大学など高等教育機関の整備・充実をはかる必要があります。

また、市民が学習活動により自らの能力を高め、互いに交流を深めることを通して社会参加を促進するため、生涯にわたる学習活動や文化・スポーツ活動などの充実をはかる必要があります。

学校教育

子どもたちが、これからの社会をたくましく生きるためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力が調和した「生きる力」を育むことが求められています。

このため、地域の特性を活かしながら、一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばす教育をすすめるとともに、様々な心の問題への対応や体験活動の充実など、豊かな心を育む教育をすすめる必要があります。

また、子どもたちが地域農業や食に対する理解を深めるとともに、正しい食生活を身につけるため、食育の推進をはかる必要があります。

さらに、授業の質の向上や豊かな人間性と指導力を備えた信頼される教師を育成する必要があります。

教育環境

学校施設の耐震化など、子どもたちが安心して快適に教育を受けることができる教育環境の整備が求められています。

また、特別な支援を必要とする子どもが適切な教育を受けられるよう、特別支援学級の整備や普通学級との交流をすすめるなど、特別支援教育の充実が必要です。

基本的な生活習慣や態度が身に付いていない子どもが増えているほか、いじめや不登校の問題が顕在化しており、家庭や地域の教育力の向上、学校と家庭や地域が連携した取り組みが一層求められています。

また、学校支援ボランティアなど地域住民が学校と関わる機会を充実し、開かれた学校づくりをすすめる必要があります。

高等学校教育

高等学校への進学をめざす生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、十勝全体で受け入れ間口の確保に

向けた取り組みをすすめるなど、生徒の進学機会の確保が必要です。

また、南商業高等学校は、市立の職業高校として、地元企業との連携など独自色のある教育をすすめる必要があります。

高等教育

大学などの高等教育機関は、若者の定着による地域の活性化に貢献するとともに、社会人教育や生涯学習活動、さらには地域産業、教育・文化の発展に貢献し、地域の知の拠点として大きな役割を果たすものであり、今後も引き続き、高等教育機関の整備・充実に取り組む必要があります。

学習活動

ライフスタイルの多様化や価値観の変化、余暇時間の増加などに伴い、市民の学習意欲が高まっています。

市民の興味に応じた参加しやすい学習プログラムや学習情報の提供など、多様な学習活動を支援するとともに、学習成果を活かした市民活動を促進する必要があります。

学習活動を支えている生涯学習施設は、各施設の事業内容を周知し積極的な活用をはかるなど、学習環境を充実する必要があります。

芸術・文化活動

芸術・文化活動は、人々が心豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしています。

特に子どもの頃から良質な芸術・文化に触れることは、子どもの成長に大きな影響を与えるものであり、鑑賞・体験機会を充実させていく必要があります。

また、文化活動を支える人材・団体の育成や活動の場の提供などを通じて、市民の自主的な芸術・文化活動を充実する必要があります。

スポーツ活動

市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康を維持していくことができるよう、スポーツ施設の充実など、生涯スポーツの環境づくりをすすめる必要があります。

また、競技スポーツの振興のため、多様な種目において選手や指導者の育成をすすめるとともに、帯広・十勝にふさわしいスポーツの拠点づくりや一流選手との交流機会の充実を通して競技レベルの向上をはかる必要があります。

(地域社会づくり分野)

地域社会には、様々な人たちが、それぞれの役割を担いながら生活しています。

人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくし、市民が安心して暮らせる地域社会の形成に向けて取り組む必要があります。

また、互いに協力し合い、自発的な地域活動に取り組みながら、地域コミュニティを形成していく必要があります。

さらに、国内外の人たちとの交流を深めるとともに、市民が国内交流や国際交流を通してまちづくりに対する意識を高める必要があります。

人権・平和

障害の有無や年齢・性別などにかかわらず、すべての人が暮らしやすい社会を実現するためには、それぞれの人が立場の違いを理解し、お互いに人権を尊重し支え合う環境を整備していく必要があります。

また、学校教育などを通じて子どもたちに戦争の悲劇を伝え、平和の大切さを教えることが必要です。

男女共同参画

性別にかかわらず、意欲と能力に応じて、仕事、家庭など様々な分野で活躍できる男女共同参画社会を実現することが求められており、家庭や職場など様々な場面において、男女共同参画への意識を啓発するとともに、行政や民間団体などの活動に対する女性の参画を促進することが必要です。

また、女性が働きながら子育てしやすい職場環境の整備や男性が家事・育児・介護などを協力・分担するなど家庭への参画を一層すすめる、仕事と家庭を両立できる環境づくりが必要で

さらに、女性に対する暴力などの防止や被害者に対する相談体制を充実することが必要です。

ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者だけでなく、すべての人が安全で安心して暮らすことができる社会づくりのため、身近な公共施設や道路などをはじめとして、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりをすすめていくことが重要です。

このため、施設のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、学校教育をはじめ様々な機会を通じて、心のユニバーサルデザインを含め、市民のユニバーサルデザインに対する意識を啓発する必要があります。

アイヌの人たち

先住民族であるアイヌの人たちが有する独自の文化や言語を尊重して、保存・伝承をはかるとともに、学校教育においてアイヌの人たちに関する学習機会を充実させるなど、アイヌ民族・文化への理解をさらに促進する必要があります。

また、アイヌの人たちの生活の向上や教育の振興をはかる必要があります。

地域コミュニティ

地域コミュニティは、良好な市民生活を送るための基礎となるものであり、災害などの緊急時においては、重要な役割を果たすものです。

町内会は、地域コミュニティを形成する上で大きな役割を担っていますが、地域の高齢化や人口の減少、町内会への加入率低下などの課題を抱えていることから、今後は、加入促進をはかるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを地域と行政が協力して取り組ん

でいく必要があります。

国内・国際交流

国内交流については、姉妹都市との交流を推進するほか、道内外の多様な地域間交流を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化につなげる必要があります。

また、親善活動のみならず、福祉・医療・産業・観光・教育など様々な分野において市民が主体となった交流をすすめる、それぞれの活動の発展につなげていく必要があります。

国際交流については、国際姉妹・友好都市との交流を推進するほか、JICA帯広国際センターで学ぶ多くの外国人と接する機会に恵まれている環境を活かして、市民が国際感覚を磨き、異なる文化や価値観を尊重し合い、互いに高め合う社会をつくる必要があります。

(自治体経営分野)

分権型社会の進展により、自治体の自己決定権が拡大されるとともに、自己責任が強く求められています。特に、住民に身近な基礎自治体である市町村には、これまで以上に住民本位の自治体経営が必要となっています。

このため、市民と行政との協働による質の高い公共サービスの提供や継続的な行財政改革への取り組みとともに、管内自治体との広域的な連携や効率的で効果的な行財政運営をすすめる必要があります。

自治体経営

地域社会の変化とともに、地域の課題や市民のニーズは多様化、複雑化し、公共の領域は徐々に拡大しています。

こうした変化に適切に対応し、豊かな地域社会を形成するためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働でまちづくりをすすめていく必要があります。

NPO法人・ボランティア組織・市民団体など多様な主体と行政が役割や責任を分担しながら、協働により質の高い公共サービスを担っていくためには、行政情報をわかりやすく提供し、市民との情報共有をはかるとともに、協働の取り組みを支援していく必要があります。

また、行政が計画を策定する際には、その策定段階から市民が参加し、意見を反映していく必要があります。

地方分権の進展に伴い、自主・自立による自治体経営がより一層求められていることから、財源の確保など確かな財政基盤づくりをすすめるとともに、これまで行政が担ってきた公共サービスの質を維持・向上しながら、民間委託による効果的な公共サービスの提供を行う必要があります。

また、行政評価による事業の見直しなどにより、効率的かつ効果的な自治体経営をすすめる必要があります。

さらに、行政サービスの効率化のため、水道、廃棄

物処理、滞納整理などの広域的な取り組みを引き続きすすめるとともに、今後は、医療や観光などにおいても、より一層広域的な連携をはかっていく必要があります。

行政運営

行政には、法令に基づき適正に行政事務を執行することはもとより、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。

このため、迅速かつ確実なサービスの提供など市民の視点に立った行政サービスの提供が必要となっています。

また、行政を担う市職員には、専門分野における高い能力と広範な知識が求められることから、職員の人材育成にも積極的に取り組む必要があります。

さらに、情報公開や説明責任を果たすことにより市民の信頼に応える必要があります。

むすび

我が国は、人口減少や社会・経済情勢の変化、地球環境問題の深刻化など、これまで経験したことのない状況に置かれています。

また、地方自治体においては、地方分権改革の進展により、自らの意思と責任によって、自立したまちづくりをすすめることが求められています。

今後は、市民と行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むことが必要であり、それぞれの役割と責任を果たしていくことが、これまでも増して重要になります。

総合計画は、まちづくりの指針であり、市民と行政の共通の目標を明確に示すことが必要であることから、このたび、本審議会では8つの分野ごとに、帯広市のめざすまちの姿を提示いたしました。

今後、新しい総合計画においては、帯広市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、地域が持つ特性や優位性を積極的かつ最大限に活用した個性と魅力あるまちづくりをめざし、策定がすすめられることを期待するものであります。

(8) 市民参加の取り組み状況

年度	項目	事項
	ワークショップ	<p>おびひろ市民みらい会議 参加者 一般公募市民 59名 検討内容 課題の抽出(帯広の良い所・悪い所)、課題の整理、めざすべき目標の検討、目標を表すキャッチフレーズ、達成に向けた方策の検討</p> <p>高校生まちづくりワークショップ 参加者 市内高等学校に在籍する生徒 26名 検討内容 帯広の好きなおところ・嫌いなおところ、理想とする帯広の将来像</p>
平成19年度	各種アンケート調査の実施	<p>まちづくり市民アンケート 調査対象 20歳以上の市民から3,000名を無作為抽出 調査方法 郵便による調査票の発送・返送 回収結果 回収数1,062名、回収率35.4% 調査項目 帯広市の特徴、取り巻く社会情勢、まちづくりの方向性、市民協働、広報紙について</p> <p>中高生アンケート 調査対象 市内中学校及び高等学校に在籍する生徒 調査方法 各校10枚、計240枚の調査票を配布 回収結果 回収数211名、回収率87.9% 調査項目 帯広の好きなおところ・良いところ、帯広の嫌いなおところ・悪いところ、理想と思う未来の帯広、良いまちにするためにできること・してみたいこと、未来の帯広のキャッチフレーズ</p> <p>企業アンケート 調査対象 市内に所在する企業 調査方法 帯広商工会議所会報への調査票の折込、北海道中小企業家同友会帯広支部・帯広市工業団地協同組合を通じた調査票の配布 回収結果 回収数231社 調査項目 経営上の問題点、社会情勢の変化で経営に影響が大きいもの、帯広市の産業の発展のために必要な対策、企業経営のために必要な事項、取り組んでいる・取り組みたい社会貢献活動、社会貢献活動を行う上での問題点</p> <p>各種団体等アンケート 調査対象 市内に所在する各種団体、NPO法人計253団体 調査方法 郵便による調査票の発送・返送 回収結果 回収数74団体、回収率29.2% 調査項目 活動内容、活動における課題、課題への対応、まちづくりに関する意見</p>

年度	項目	事項
平成 19 年度	こども議会	市内の小・中学生からのまちづくりに関する提言 参加者 市内の小・中学生21名 (小学生14名、中学生7名) 実施内容 福祉、産業、環境・文化・スポーツの各分野についての提言
平成 20 年度	市民意見の募集	計画素案に対する市民意見の募集 周知方法 広報紙への折込による全戸配布、コミュニティセンターへの設置など 意見の件数 24件(提出者数11人)
平成 19 ～ 21 年度	市民との懇談機会を活用した意向把握	まちづくり懇談会やふれあいトークなど、市民と懇談する機会を活用し、計画策定に関する情報提供やまちづくりに対する市民の意向把握。
平成 21 年度	パブリックコメントの実施	計画原案に対するパブリックコメント市民意見募集 募集期間 平成21年9月14日～10月13日 意見の件数 120件(提出者数36人)

(9) パブリックコメント意見募集の結果

【意見募集結果】

案 件 名	第六期帯広市総合計画（原案）		
募 集 期 間	平成21年9月14日（月）～ 平成21年10月13日（火）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	120件（36人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	3件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	29件
	参考	今後の参考とするもの	44件
	その他	意見として伺ったもの	44件
意 見 の 受 け 取 り	電子メール		8人
	郵送		1人
	ファクシミリ		12人
	直接持参		15人

【意見の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【序論 2時代の潮流とまちづくりの課題 （4）地球環境を大切に作る社会】 地域の特性を活かし、雪を有効活用したまちづくりをすすめるべきである。	1 修正	北国の特性である雪や氷は、冷熱エネルギーへの活用など、まちづくりにおいて、様々な可能性を有しているものと考えており、雪や氷の活用について、その趣旨を加筆します。
【基本構想 2将来人口】 人口推計について、他市町村からの短期移住または転出・転入を含めた詳細な分析及び検討が必要である。	1 既記載	将来人口は、本市の人口が、出生数の減少と死亡数の増加、市外への転出超過などにより減少傾向にあることを踏まえ、本市が魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより東北道の広域的な中核都市としての役割を担っていくためにめざす人口として想定しているものです。
【基本構想 2将来人口】 人口動態の現状を踏まえると、将来人口の17万人を達成することは難しい。	2 その他	将来人口は、本市が魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより東北道の広域的な中核都市としての役割を担っていくためにめざす人口として想定しているものです。 なお、各施策を展開する上で用いる人口は、国の将来人口推計なども参考にしながら、過大とならないことなどに留意して、検討することとしています。
【基本構想 2将来人口】 陸上自衛隊が縮小されると、人口にも大きな影響がある。国防だけでなく、災害派遣の必要性などを国に強く訴えていくことが必要である。	1 参考	自衛隊は、地域防災等はもとより、地域の振興・活性化などに協力いただいております。その維持・拡充について要望してきています。意見の趣旨は要望活動など、施策を推進する上で参考とします。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【基本構想 2 将来人口】 食料供給基地として、農業を基幹とした産業、自給自活の体制づくりを基本としたまちづくりをすすめるべきである。</p>	1	<p>「基本構想策定の基本的視点」において、地球環境問題や食料問題が世界的な課題となっている中で、豊かな自然に囲まれ、食料生産機能を有する農業・農村を基盤としたまちづくりの重要性について、その認識を記載しています。 また、「まちづくりの目標」においても、地域が今後も発展を続けていくために、基幹産業である農業を振興することの重要性等について記載しています。</p>
<p>【基本構想 4 基本構想策定の基本的視点 (1) 市民主体のまちづくり】 市民参加が強調されているのは大歓迎です。市民としてまちづくりへの参加の意識を鼓舞される、よい総合計画である。</p>	1	<p>住民自治は地方自治の基本的な要素です。市民が主体の市民協働によるまちづくりをすすめる指針として、総合計画は今後も重要な役割を果たすものと考えています。施策を推進する上で市民の参画を一層促進していきます。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (1) 都市像】 田園都市という言葉に込められている想いは、「環境」という言葉でくられる。将来に向け考えていかなければならないことのひとつが、「環境」である。</p>	1	<p>第六期総合計画では、本市が一貫して掲げてきた都市と農村が調和する田園都市のまちづくりを継承していくことを基本としています。また、まちづくりにおいて環境の重要性が高まっていることから、都市像においても環境をキーワードの一つとして取り上げています。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (1) 都市像】 人と環境にやさしい活力ある田園都市という基本的な方向に賛成である。</p>	1	<p>これまで帯広市が半世紀にわたり受け継いできた田園都市のまちづくりの理念を踏まえ、環境や人を大切に、活力ある産業を育て、将来に向かって持続的な発展をめざします。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (2) まちづくりの目標】 経済効果を尊重しながらも、教育・福祉・環境を犠牲にすることのないよう、各部門が連携し、8つのまちづくりの目標を有機的に結びつけてお互いに良い効果を与えていくよう期待する。</p>	1	<p>8つのまちづくりの目標を達成するため、政策・施策の相互の関連性に配慮しながら取り組んでいきます。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (2) まちづくりの目標】 8つのまちづくりの目標間の相乗効果を生み出すために、重要なのは生涯を通しての教育であり、その結果として都市像が実現されると考える。</p>	1	<p>子どもから大人まで市民が生涯を通して学び、知識や経験を活かすことができる地域づくりをすすめることは、豊かな地域社会を形成するために重要なことであり、「生涯にわたる学びのまち」をまちづくりの目標の一つとしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向】 ハコモノ建設は今後、必要最小限にとどめるべきである。</p>	1	<p>持続可能な都市経営の観点から、社会基盤のストック活用や既存施設の長寿命化に取り組むこととしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向 (1) 都市地域】 環境都市である帯広市にとって、自然との共生は大変重要である。十勝川、札内川などの大きな河川、湧水、周囲に広がる森林地帯などの自然を最大限に利用した都市計画をすすめていくことが快適な生活や人が集まるまちづくりにつながる。</p>	1	<p>都市地域の土地利用については、市街地の拡大抑制を基調としたコンパクトな市街地形成をはかり、自然環境に恵まれた都市と農村が調和するまちづくりをすすめることとしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向 (1) 都市地域】 中心街の商店が減少しており、中心市街地の土地利用のあり方、郊外への住宅地の拡大を防ぐ土地利用のあり方、農用地を守る取り組みが必要である。</p>	1	<p>今後、コンパクトで持続可能な都市形成をすすめるため、市街地の拡大の抑制を基調として市街地内の未利用地の利用を促進するとともに、優良な農地を維持・保全することとしています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 高校や大学が街なかであればよい。</p>	1 その他	<p>都市の魅力を高めるため、中心市街地の活性化は重要な課題であり、そのためには、商業・業務、公共公益施設などの集積により、拠点性を高めていくことが必要と考えています。高校、大学は一定規模の敷地の確保が必要な施設と考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 居住地を公共サービスの提供と固定資産税の負担度合いに応じて、3地域に分けて開発し、住む人の好みにより選択できるようにし、自治体として自立し健全な財政を持続するまちとすべきである。</p>	1 その他	<p>秩序ある土地利用をはかり、持続可能なまちづくりをすすめるため、都市地域については、都市機能の集積や快適な都市空間の創出をはかり、コンパクトな市街地形成をすすめるなど、今後、都市経営の視点をより重視した取り組みをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 これ以上の大型商業施設や大型遊戯施設、特に地元業者以外の施設は不要である。市街地内の未利用地の利用は住宅地造成への支援を中心にすべきである。 また、企業が撤退した後の工業地域の跡地利用は、大型商業施設ではなく工業関係の企業が利用する方向で誘導策を行うことが重要である。</p>	1 その他	<p>都市地域の土地利用については、中心市街地の活性化や市街地内の未利用地の利用促進、良好な住環境の整備などにより、都市機能の集積や快適な都市空間の創出をすすめたいと考えています。 市街地内の未利用地については、市民が快適に暮らせる住環境づくりをすすめるため、民間事業者が行う宅地造成への支援などをすすめたいと考えており、大規模集客施設の立地については、商業地域及び近隣商業地域になっている中心市街地への誘導をすすめていく考えです。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (2)農村地域】 農用地の未利用地、空き地等の有効利用を促進するため、農家戸数の統計や後継者等の分析を行い、対策を講じるべきである。</p>	1 その他	<p>農地については、農業基盤整備や農地の集団化、流動化により生産性を高めながら維持・保全していくことが必要と考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 4政策・施策評価】 評価のためのアンケート項目は、当事者の細かい実感や市民の不満と不安を具体的に把握できる調査方法にしてほしい。また、評価の際には、計画どおりに実行するだけでなく、軌道修正した場合にも肯定的な評価を行ってよい。</p>	1 参考	<p>第六期総合計画では、計画を効果的・効率的に推進するため、政策・施策目標の達成状況について、成果指標や市民実感度を活用し、評価することを記載しています。意見の趣旨は市民実感度の調査を行う際の参考とします。</p>
<p>【政策1-2 安心して生活できるまちづくり】 「安心して生活できるまちづくり」をすすめる上では、地域のかかわりを明らかにして、住民の共通理解を得ながら推進できるようにしてほしい。</p>	1 参考	<p>安心して生活できるまちづくりをすすめるため、行政や関係機関、地域と連携して取り組むこととしています。地域の役割などについて住民の理解をいただくことが必要であり、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策1-1-1 地域防災の推進】 最近、地震が国の内外を問わず多発していることから、地域防災の整備・充実を推進してほしい。</p>	1 既記載	<p>市民が安全に暮らせる災害に強いまちづくりをすすめるため、防災体制の整備や建物等の耐震化など、地域防災を推進することとしています。</p>
<p>【施策1-1-1 地域防災の推進】 避難所は、学校統廃合により変化するため、宗教団体の施設の利用協力を含め、今後の防災計画の練り直しが必要である。</p>	1 参考	<p>避難所については、地域防災計画に基づき、通学区域との整合など地域の実情を踏まえ指定しており、必要に応じて適切な見直しが必要と考えています。意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策1-1-1 地域防災の推進】 各避難所の暖房・電気・水道・トイレなど冬の対策も考慮し、設備の充実をはかることが必要である。また、災害時の支援者マップ作りなど、きめ細かな対応が必要である。</p>	2 参考	<p>避難所については、積雪寒冷などの地域特性を踏まえて整備に取り組むこととしています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【施策1-1-1 地域防災の推進】 防災、災害時に有用となる通信の整備を期待する。	1 既記載	災害時における関係機関等との通信を確保するため、防災体制づくりの一環として、通信体制の整備をすすめることとしています。
【施策1-1-2 消防・救急の充実】 民間の消防団の育成が必要である。	1 既記載	地域住民により構成される消防団は地域防災の大切な担い手であり、消防団員の確保や教育訓練の実施などにより、消防団活動を充実することとしています。
【施策1-2-2 交通安全の推進】 横断歩道や一時停止での弱者優先など、歩行者と自転車にやさしい運転を街を挙げて徹底することが必要である。	1 参考	関係機関・団体と連携して、交通安全意識の啓発に取り組むことを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。
【施策1-2-2 交通安全の推進】 西17条北3丁目の国が管理する河川敷で、堤防上の交通安全を確保するため国に依頼し、交通規制の看板を設置することが必要である。	1 参考	安全な交通環境の整備をすすめるため、交通標識や信号機など、交通安全施設の整備を促進することを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。 なお、ご指摘の箇所については、現状を調査の上、関係機関への要請など適切に対応したいと考えています。
【施策1-2-2 交通安全の推進】 住民の協力のもと、地域ごとに危険箇所を示したマップを作成し公開してほしい。	1 参考	市民の交通安全意識の啓発をはかるため、交通安全に関する様々な情報提供を行いたいと考えています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
【健康でやすらぐまち】 高齢者や児童に対してもう少し医療費の負担を減らしてほしい。	1 その他	高齢者や子育て世帯など、誰もが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の被保険者の負担軽減や子育て家庭への医療費の支援に、引き続き取り組んでいきたいと考えています。
【政策2-1 健康に暮らせるまちづくり】 健康や医療に関するこれまでの方針をさらに良いものにしてほしい。	1 その他	市民が健康で生き生きと暮らせるよう、健康維持や疾病予防の推進、地域医療体制の充実などに引き続き取り組んでいきたいと考えています。
【施策2-1-1 保健予防の推進】 禁煙運動の展開や栄養面での食生活の改善、健康推進の運動、保健福祉センターの利用促進により、「健康宣言都市」をめざすべきである。	1 参考	市民の健康づくりを促進するため、生活習慣病予防のための保健指導や食生活の改善、運動習慣の普及啓発について記載しており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
【施策2-1-2 医療体制の充実】 気楽に健康の事を相談出来る病院がなく不便である。	1 その他	健康に関する相談活動を充実するとともに、安心して医療を受けられる環境づくりのため、地域医療体制や救急医療体制の充実に取り組むこととしています。 なお、健康に関する施策については、パンフレット等により周知に努めています。
【政策2-2 やすらぎのあるまちづくり】 地域福祉におけるボランティアの活動など、まだまだ市民に理解されていない面があるので、広報活動や呼びかけをしてほしい。	1 既記載	地域住民がともに支え合う地域社会づくりに向け、市民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、ボランティア団体の育成、活動支援などを行うこととしています。その活動内容についても広く周知していきたいと考えています。
【施策2-2-1 地域福祉の推進】 地域福祉と子育て支援を各町内会単位に行えないか。高齢者の家への引きこもりをなくすためにも、町内会単位で集える場所を設けるなど、高齢者の利便性を高めてほしい。	1 その他	高齢者が地域で生きがいを持って生活できるよう、交流機会を提供するとともに、地域での子育て支援を充実することとしています。
【施策2-2-2 高齢者福祉の推進】 特老施設が少ないため、300～400名待ちで困っている家族はたくさんいる。また、施設で働く職員は一生懸命やっているが報酬が少なすぎる。	1 既記載	特別養護老人ホームについては、多くの方が入所を待っている現状にあり、民間事業者と連携し各種施設の整備を促進することとしています。 また、雇用環境の改善など、勤労者が生き生きと働くことができる環境づくりをすすめることとしています。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策2-2-2 高齢者福祉の推進】 社会保障の仕組みなど、行政から送られてくる内容が分かりにくいことがあり、そうした場合にフォローできるシステムの整備など独居老人に対するケアを充実してほしい。</p>	1	<p>参考 高齢社会の進展などにより高齢者の単独世帯が増加しており、民生委員やボランティアなどとの連携により、ひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を充実することを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策2-2-2 高齢者福祉の推進】 高齢化に対応するため、福祉・医療等の充実をはかり、安心して暮らせるまちにしてほしい。</p>	1	<p>その他 高齢化の進行に伴い、地域医療体制の充実や安定した社会保障制度などにより、安心して暮らせる環境づくりをすすめていくことが必要となっています。生涯を通して健康で安心して暮らしていくことができるまちづくりをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策2-2-4 社会保障の推進】 ホームレスを保護し自立させるとともに、偽装生活保護者などをなくすべきである。</p>	1	<p>既記載 生活に困窮している市民に対し、必要な保護を行い、自立を促進していくため、生活保護制度を適正に運用し、要保護者の早期把握、生活保障、自立支援をすすめることとしています。</p>
<p>【施策2-2-4 社会保障の推進】 後期高齢者医療制度は廃止するよう、国に要請していくべきである。また、廃止されるまでの期間は負担軽減の継続を行うことを記載すべきである。</p>	1	<p>その他 医療保険制度については、後期高齢者医療制度を含めて、制度の一本化による安定的で持続可能な制度の構築を国に要請していきたいと考えています。今後の国の動向を見定めながら、後期高齢者医療制度の運用について、対応していきたいと考えています。</p>
<p>【政策2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり】 次代の帯広を担う子どもたちの健全育成は大切だが、住民意識はまだ低いので、ボランティア養成などに取り組むべきである。</p>	1	<p>修正 子どもたちの健全育成をすすめる上で、指導を行うボランティアの活動は重要と考えています。ボランティアの育成をすすめていくことも含めて、家庭、地域、学校などと連携し意識啓発や環境整備をすすめることを記載していますが、趣旨が明確になるよう加筆します。</p>
<p>【施策2-3-1 子育て支援の充実】 女性が出産しても安心して働くことができるように、0歳児や子どもが病気になったときに預かってくれる保育施設の整備など、子育て支援を充実してほしい。</p>	1	<p>参考 乳児保育や病後児保育など多様化する子育てニーズに対応していくため、保育サービスの充実について記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策2-3-1 子育て支援の充実】 児童保育センターの定員を増やし、施設の充実や保育士の増員をはかってほしい。また、4年生以上の希望する児童の児童保育センターへの入所を検討してほしい。地域で活動する育児サークルが公共施設を使用する際の使用料補助を拡充してほしい。</p>	1	<p>参考 児童保育センターについては、保育需要を踏まえながら整備をすすめることとしており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。 なお、育児サークルについては、対象となる公共施設の利用料を無料としており、今後も、引き続き、サークル活動の支援を行っていきます。</p>
<p>【施策2-3-1 子育て支援の充実】 病児を安心して看病するために職場の受け入れ態勢が充実されるよう市で働きかけてほしい。</p>	1	<p>既記載 育児休業制度をはじめ、従業員や市民に対する育児応援に取り組む事業所の普及に取り組むなど、関係機関と連携しながら、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進することとしています。</p>
<p>【施策2-3-2 青少年の健全育成】 野草園は種類も多く野草名が表示されているなど感心している。今後も良好な保全管理を一層継続してほしい。</p>	1	<p>その他 野草園については、自然に触れ、自然について学ぶことができる貴重な財産として、今後も適切に管理していきます。</p>
<p>【施策3-1-1 農林業の振興】 家畜や飼育頭数の把握・推計などをもとに、農業を観光、食料自給率、娯楽、教育など多方面からとらえ、景気対策や税収の増加につなげることが必要である。</p>	1	<p>その他 農業は、酪農・畜産分野を含め、帯広・十勝の基幹産業として重要な役割を果たしており、生産性の向上や付加価値の向上をすすめるとともに、環境や教育、観光など農業の持つ様々な機能を広くまちづくりに活かしていきたいと考えています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策3-1-1 農林業の振興】 管内の温泉地への販売等により、農畜産物の地産地消を推進し、十勝ブランドの確立により付加価値の創出をはかるべきである。</p>	2 既記載	<p>安全で良質な農畜産物の生産や付加価値向上などの取り組みにより、地域ブランドづくりをすすめるとともに、生産者や消費者との交流による農業・農村への理解をすすめる、地産地消を推進することとしています。</p>
<p>【施策3-1-1 農林業の振興】 ばんえい競馬は市民の財産であり、観光面での振興を推進し、ぜひ存続してほしい。</p>	1 既記載	<p>ばんえい競馬については、世界で唯一の貴重な文化遺産や重要な観光資源として、その振興をはかることとしています。</p>
<p>【施策3-1-1 農林業の振興】 「安全良質な農畜産物を供給するため、農業や化学肥料の低減をすすめる」とあるが、農業の使用と安全、良質とはリンクするものではないので、消費者が誤認しない表現とすべきである。</p>	1 修正	<p>クリーン農業の取り組みなどをすすめる、環境との調和や安全で良質な農畜産物の生産を推進するという意図が明確になるよう修正します。</p>
<p>【施策3-1-1 農林業の振興】 化学肥料の低減をすすめるため、有機質肥料の成分評価（肥料養分）を推進する必要がある。</p>	1 参考	<p>安全で良質な農畜産物の生産振興に取り組むことについて記載しています。 適正なほ場管理や生産コスト低減のためには、ほ場に投入する有機物の成分分析と土壌分析に基づく施肥設計を推進していくことが必要と考えており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策3-1-2 工業の振興】 工場の誘致や地元企業の支援などによる、働く場の確保・拡大が重要である。</p>	1 既記載	<p>生活の安定のため、雇用の場の確保は大きな課題であり、企業立地を促進するとともに、地場工業の振興をはかることとしています。 また、創業・起業の支援や経営基盤の強化など、中小企業の支援に取り組むこととしています。</p>
<p>【施策3-1-2 工業の振興】 市街地に隣接し、交通アクセス性がよい帯広西20条北工業団地の優れた立地環境を発信し、企業誘致に取り組んでほしい。</p>	1 既記載	<p>企業が立地しやすい環境づくりをすすめるとともに、地域特性や地域資源を活かした企業立地の促進に取り組むこととしています。</p>
<p>【施策3-1-3 商業の振興】 新しい発想で、人を集めるために、ハード、ソフト両面からの商業振興の取り組みが必要である。</p>	1 参考	<p>地域住民に親しまれる商店街づくりのため、中心市街地活性化基本計画に基づき商店街の基盤整備をすすめるとともに、各種団体や商店街による活性化の取り組みに対し支援していくこととしています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策3-1-3 商業の振興】 中心街の商業経営者と駐車場経営者が話し合い、一定期間、駐車料金を30分無料とし、これを誘引に中心街の賑わいづくりをすすめる必要がある。</p>	1 参考	<p>中心市街地の活性化をはかるため、都市機能の集積促進やイベントの開催の支援などを通してにぎわいを創出することを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策3-1-5 産業間連携の促進】 十勝の基幹産業である農業を核として産学官や商工業が連携することにより、新産業を生み出し、雇用の確保・拡大や地域経済の振興につながり、さらに人口増加、活力ある住みよいまちの創造につながる。市民も行政と目標を共有し、まちづくりに協力したい。</p>	1 既記載	<p>地域が発展し、市民の豊かな暮らしを支えるためには、経済基盤の安定が必要です。農業の振興をはじめ、農商工連携や産学官連携などにより、地域産業の振興に取り組むこととしています。</p>
<p>【施策3-1-6 雇用環境の充実】 農業就農希望者を職業訓練し、繁忙期に派遣することにより、安定した人材供給をはかれる。</p>	1 参考	<p>関係機関等との連携により、雇用の拡大をはかるとともに、求職者等の職業能力開発の促進等に取り組むことを記載しています。 また、新規就農希望者に対しては、随時、支援を行っており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策3-1-6 雇用環境の充実】 優れた人材を集めるため、経営者の姿勢、待遇など、行政として、「人の集まる職場とは」のあるべき姿を示す必要がある。</p>	1 その他	<p>誰もが生き生きと働くことができる雇用環境づくりとともに、経営者を含めた幅広い人材育成事業をすすめていくことが重要と考えています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策3-1-6 雇用環境の充実】 農林業はある程度活気があるが、他はあまり活気があるとは思えない。雇用状況を何とかする必要はある。</p>	1	既記載 景気の低迷に伴う企業の経営環境の悪化などにより、地域の雇用は厳しい状況にあります。このため、企業立地の促進や地場工業の振興、創業・起業の支援や経営基盤の強化などの中小企業の支援に取り組むこととしています。
<p>【施策3-2-1 中心市街地の活性化】 歩行者天国の日に、西2条南7丁目の本通りを買い物観光ツアー用の観光バス駐車場にしたらいののではないかと。</p>	1	参考 中心市街地の活性化をはかるため、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みを支援することを記載しています。観光客が中心市街地などに長く滞在できる取り組みは大切なことであり、現在も西4条高架下に観光バス専用駐車場を設けていますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策3-2-1 中心市街地の活性化】 中心市街地の活性化は待たなしの状況にあり、早急な取り組みと実効ある対策を講じてほしい。</p>	1	その他 市街地の拡大や大型店の郊外立地などにより、中心市街地の衰退がすすんでいます。帯広・十勝の顔として、利便性の向上とにぎわいを創出するため、関係団体などと連携しながら、活性化の取り組みをすすめていく考えです。
<p>【施策3-2-1 中心市街地の活性化】 市、商店街、一般市民が一体となったイベントの雰囲気を作ることが必要であり、ホコテンにもっと予算的な支援があってもよいのではないかと。</p>	1	その他 市民や団体が主体的に取り組むイベントの開催など、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みの支援などにより、中心市街地の活性化に取り組む考えです。
<p>【施策3-2-1 中心市街地の活性化】 中心市街地は、南北の距離が長いので移動に不便である。放置自転車を活用し、中心市街地で「乗り捨て自転車」を実施したらよいのではないかと。</p>	1	参考 中心市街地の活性化をはかるため、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みを支援することを記載しています。現在、観光客向けのレンタサイクル事業を実施していますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策3-2-2 観光の振興】 観光振興の取り組みとして、地域の名所・名物を発掘して、徒歩や自転車で廻れるグルメマップの作成や動物園、緑ヶ丘公園、菓子店などを巡る巡回バスの運行などを実施したらよいのではないかと。</p>	1	参考 自然や農業、食文化など、魅力ある地域資源を活かした観光振興の取り組みをすすめることを記載しています。現在も市内を巡る仕掛けとしてスイーツのクーポン券やモデルルートを提案するマップの発行などを行っていますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策3-2-2 観光の振興】 高速道路のインターチェンジ周辺に道の駅を設置して、地域の文化、歴史、名所、特産物などを情報提供したらよいのではないかと。</p>	1	参考 国内外の観光関連事業者などへの情報提供などを通して、地域の魅力ある観光情報を提供するとともに、関係機関と連携した物産展の開催などにより、物産振興をはかることを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策3-2-2 観光の振興】 通過型にならない滞在型観光のアイデアを考えることが必要である。</p>	1	既記載 本市の観光は通過型が多い現状にあることから、自然や農業、食文化など、魅力ある地域資源を活かした体験・滞在型の取り組みをすすめることとしています。
<p>【施策4-1-1 地球環境の保全】 地球環境を守るまちづくりの取り組みはよいと思う。</p>	1	その他 市民の意識啓発をはじめ、豊かな自然環境の保全、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量化・資源化などに取り組み、地球環境を守るまちづくりをすすめていく考えです。
<p>【施策4-1-1 地球環境の保全】 ペットの里親探しの取り組みについて、積極的な広報活動が必要である。殺処分に関して、以前、緑陽高校が署名活動を行ったが、市として何らかの対応を行ったのか。おびひろ動物園は、集客施設のみの視点ではなく、動物と人間の関係を考える場として、今後、動物愛護の考え方を柱として取り上げてほしい。</p>	1	その他 保護された動物の里親探しなど、動物の愛護や管理にかかわる取り組みは、十勝支庁が行っています。緑陽高校の放送局からは、こうした十勝支庁の取り組みのPRや施設等での動物愛護の啓蒙活動を行うことについて要望をいただいたところですが、市としても取り組みのPRなど、十勝支庁の活動に協力しています。また、おびひろ動物園においても、傷病鳥獣の保護をはじめ、イベント、動物とふれあう機会の提供などに取り組んでいます。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策4-1-1 地球環境の保全】 環境モデル都市として、空き缶などの投棄を防止するポイ捨て条例を制定し、光るきれいなまちにすることが必要である。</p>	1	<p>参考 快適な生活環境を維持するため、環境美化活動の促進に取り組むことを記載しています。条例制定も一つの方法ですが、きれいなまちにするためには、市民ひとり一人の意識を高めることが大切であり、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策4-1-1 地球環境の保全】 中央公園のトイレなど街や公園の美化をすすめるべきである。</p>	1	<p>参考 環境美化活動などの促進や公園などの適切な管理について記載していますが、意見を踏まえ、今後も市民と協働しながら美化活動に取り組むとともに、公園施設を適切に管理していきます。</p>
<p>【施策4-2-1 公園・緑地の整備】 緑ヶ丘公園は、降雨後は、勾配のある歩道や木陰でつづら折歩道に滑りやすいところがある。滑り止めに小砂利を薄くまくなど対策をしてほしい。</p>	1	<p>参考 公園や緑地、街路樹などの適切な管理を行うことを記載しており、意見の趣旨を踏まえ、利用者の視点に立って適切に管理していきます。</p>
<p>【施策4-2-1 公園・緑地の整備】 公園整備の補助金を増額してほしい。</p>	1	<p>その他 公園を適切に管理していくため、今後も地域と連携しながら、安全で安心して公園等を利用できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>【施策4-2-2 水道水の安定供給】 「帯広のおいしい水」をどんどん売り出してほしい。</p>	1	<p>既記載 今後も、イベントなどを通し、安全でおいしい水をPRしていくことを記載しています。</p>
<p>【施策5-1-1 住環境の充実】 敷地内で雪の処分ができないような狭い住宅地の開発は抑制することが必要である。</p>	1	<p>参考 大規模な宅地開発の場合、地域によっては地区計画に基づく敷地面積の最低限度や壁面後退の設定などにより、ゆとりある住空間が確保されるよう誘導しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策5-1-1 住環境の充実】 委員会を立ち上げて議論を積み重ね、帯広にふさわしい、環境負荷が少ない景観に配慮した帯広スタイルの住宅を提案することが必要である。</p>	1	<p>参考 住環境の充実や環境負荷低減の観点から、省エネ住宅などの普及促進に取り組むことを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。</p>
<p>【施策5-1-2 魅力ある景観の形成】 景観整備機構を設置し、景観意識の向上や、景観育て・景観の担い手づくりなど、具体的な景観形成の取り組みをすすめるべきであり、都市景観と農村景観の両方を有する帯広市において、田園都市、環境都市の実現につながるものとする。</p>	1	<p>参考 魅力ある景観の形成に向けて、都市景観と農村景観の両面から、帯広・十勝らしい景観づくりに取り組んでいくことを記載しており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 市内の南北に通る道路を早く整備してほしい。また、除雪をもっと早くやってほしい。</p>	1	<p>参考 円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備をすすめることや除排雪体制の充実に取り組むことを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 高齢者が車イスなどで一人で外出した時に困ることなく、介護している人たちも安心して通れるように歩道を整備してほしい。</p>	1	<p>既記載 誰もが支障を感じることなく、安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめることとしています。特に、道路は市民の日常生活を支える社会基盤であり、歩行者を含め安心して利用できる道路整備をすすめることとしています。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 新規道路、道路の拡張はもう必要がない。</p>	1	<p>その他 都市計画道路については、計画的な整備をすすめていますが、計画決定から、長期にわたり未整備となっている路線は、その必要性などに変化が生じている可能性があります。このため、改めて必要性を検証し、適切な見直しを行った上で、必要な道路の整備をすすめていきたいと考えています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 中央分離帯の雑草がかなりの高さまで伸びたまま放置されており、横断する人が見えずに危険である。既存道路の管理をしっかりとしてほしい。</p>	1 参考	<p>道路については、適切な維持管理について記載していますが、安全で快適な道路環境を確保するため、意見の趣旨を踏まえ、今後、適切に管理していきます。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 除雪の状況が悪く、家の前の除雪が終わった後に大量の雪を置いていくような除雪のやり方を改善してほしい。</p>	1 参考	<p>安全で快適な道路環境を確保するため、道路の除排雪体制の充実を記載しています。新雪の除雪は主に雪をかき分ける作業であり、主に深夜から通勤・通学の時間までに終了することを目標としています。除雪に際しては、市民の協力は必要と考えていますが、意見の趣旨を踏まえ迅速な作業に努めたいと考えています。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 自転車の通行区分を設定し、自転車をもっと利用できる環境を整備してほしい。</p>	1 参考	<p>交通安全や環境保全を推進する観点から、自転車・歩行者道の整備などをすすめることを記載しています。歩行者と自転車の分離は、自転車・歩行者の安全な利用環境を確保するために大切なことと考えており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策5-2-1 道路網の整備】 地域によっては雨水が住宅地に流れ込む苦情が多く、「道路網の整備」に「雨水管渠の整備」について記載が必要である。</p>	1 既記載	<p>安全で快適な市民生活を維持するため、雨水施設の整備をすすめることを記載しています。市民要望を踏まえながら、計画的に雨水施設の整備をすすめていく考えです。</p>
<p>【施策5-2-2 総合的な交通体系の充実】 帯広・広尾自動車道のこれ以上の延伸は必要なく、現国道の拡幅で充分である。</p>	1 その他	<p>北海道横断自動車道と接続し、重要港湾十勝港やとかち帯広空港を結ぶ帯広・広尾自動車道は、農業や観光など地域産業の振興や、救急医療搬送時間の短縮、災害時の代替路の確保などの役割が期待されている重要な社会基盤であり、今後も整備を促進する必要があると考えています。</p>
<p>【施策6-1-1 学校教育の推進】 帯広ならではの教育目標の設定や実践をめざしてほしい。</p>	1 既記載	<p>地域の特性や学校の創意工夫を活かした教育活動をすすめるとともに、帯広・十勝の特性を活かした多様な体験活動などを通して、子どもたちの生きる力を育む教育をすすめることとしています。</p>
<p>【施策6-1-1 学校教育の推進】 「学校給食における地場産野菜の導入率」の向上のためには、給食調理場は自校方式または親子給食など小規模化が必要である。</p>	1 その他	<p>学校給食は子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けさせる食育を推進する上での生きた教材であり、安心・安全の観点から地場産野菜の拡大をすすめることが必要と考えています。学校給食共同調理場については、学校給食の役割について総合的に考慮し、今後、推進計画の策定において具体的な取り組みを検討していきます。</p>
<p>【施策6-1-1 学校教育の推進】 学校が荒れているとよく聞く。地域の未来のためにも、子どもが健全に育つことが大切であり、魅力ある学校教育を強く希望する。また、子どもへの愛情と情熱のある教師を採用してほしい。</p>	1 参考	<p>地域の特性や学校の創意工夫を活かした教育活動をすすめるとともに、子どもたちや保護者、地域に信頼される人間性豊かな教師を育成していくことを記載しています。意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策6-1-2 教育環境の充実】 学校の耐震化を早急にすすめてほしい。また、各学校の危険度、今後の耐震工事予定などを知らせてほしい。</p>	1 その他	<p>子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境づくりは喫緊の課題であり、学校施設の改修・改築、耐震化をすすめることとしています。事業については、現在、既に着手しており、校舎の耐震診断結果をもとに、毎年策定する推進計画において具体的な取り組みを示していきます。</p>
<p>【施策6-1-2 教育環境の充実】 小・中学校の統廃合は当然必要なことであり、その具体案を示してほしい。</p>	1 その他	<p>小・中学校の適正配置については、平成18年度に策定した基本方針に基づき、児童生徒数の推移を踏まえ、保護者や地域住民の理解を得ながら適正配置実施計画を策定し、すすめていく考えです。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策6-1-2 教育環境の充実】 学校、家庭、地域の連携を推進する場、地域コミュニティの場として、学校の余裕教室の活用をすすめるべきである。</p>	1 参考	<p>学校・家庭・地域の連携を促進するため、余裕教室の有効活用をすすめることとしており、現在も児童保育センターや子どもの放課後対策などに活用しています。今後も、意見の趣旨を踏まえ、事業を実施していく考えです。</p>
<p>【施策6-1-2 教育環境の充実】 次代を担う子どもたちのため、学校・教育関係にはもっと多くの予算を使うべきである。</p>	1 その他	<p>教育環境の充実をはじめ、保健・医療、福祉の充実、都市整備、産業の振興など様々な分野に総合的に取り組む必要があり、基本構想に示した都市像や8つのまちづくりの目標の実現に向け、着実に各施策を推進していくことが必要と考えています。</p>
<p>【施策6-1-4 高等教育の充実】 高等教育機関を設置してほしい。推進計画を示し早急に取り組んでほしい。</p>	1 その他	<p>18歳人口の減少などにより、大学間競争が激化する中で、大学を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、高等教育の充実に向け、新たな大学の整備が必要と考えており、今後も取り組みをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策6-1-4 高等教育の充実】 新たな大学の誘致は難しいのではないかと。帯広・十勝にとって相応しい別の道を探った方がよい。</p>	2 その他	<p>大学は、人材育成のみならず生涯学習、産業など地域の振興に寄与するものであり、今後も、地域特性や優位性を活かしながら、新たな大学の実現に取り組んでいく考えです。</p>
<p>【施策6-1-4 高等教育の充実】 新たな大学の整備や帯広畜産大学の整備拡充について記載しているが、抽象的でどのような取り組みをするのか分からない。</p>	1 その他	<p>帯広畜産大学の整備・拡充は、大学をはじめ、管内町村や関係機関などと連携をはかりながら、国に対し要望活動を行っています。また、新しい大学については、その実現に向けて、既存大学への誘致活動などを行っています。</p>
<p>【政策6-2 とともに学び地域のきずなを育むまちづくり】 芸術鑑賞に対する助成金により、芸術に触れる機会を増やすほか、市民ギャラリーの個人に対する使用料を少しでも安くするなど、ともに学び地域のきずなを育むまちづくりについて、市民にアピールし、より一層の取り組みをすすめてほしい。</p>	1 その他	<p>芸術・文化の振興に向け、良質な芸術・文化に触れることができる鑑賞機会を提供するとともに、市民ギャラリーなどの文化施設の適切な管理運営をすすめていく考えです。</p>
<p>【施策6-2-1 学習活動の推進】 動物園については、社会教育施設としか示されておらず、今後、どのように充実し、どのように活用していくのか示されていない。</p>	1 その他	<p>動物園を含めた社会教育施設については、適切に管理運営を行うとともに、施設間の連携などをすすめることとしています。具体的な取り組みは、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 なぜ、スポーツ施設を全施設一斉に休館しなければならないのか。1週間に1日の休館日は他市町村に例がなく、必要性に疑問を持つ。スポーツ施設の運営について検討してほしい。</p>	1 その他	<p>スポーツ施設の休館日は、祝日の翌日や年末年始など一斉に休館となる日もありますが、例えば、総合体育館と帯広の森体育館のように類似する機能を持った施設が同一の休館日とならないように配慮しています。</p>
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 スケートツアーとばんえい競馬を組み合わせるなど、十勝オーバルを有効に活用することが必要である。</p>	1 その他	<p>屋内スピードスケート場は、スケートはもとより、中地を活用して、スポーツ、イベントなどに幅広く活用できる大規模屋内空間を有する施設です。今後、観光を含め、広くその活用をはかっていく考えです。</p>
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 合宿や各種大会の誘致に取り組み、スポーツを通して交流や賑わいづくりをすすめるため、「総合体育館を改築する」をさらに、一歩すすめて「総合体育館の早期改修」と修正し、さらに「研修センターの改修」も明記すべきである。</p>	1 その他	<p>総合体育館の改築の時期や内容など、具体的な取り組みについては、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 少年団は青少年育成に寄与し、スポーツ活動の推進に大きな役割を果たすものであり、学校教育とスポーツ行政との連携を強化して「少年団活動の発展」を期するよう記載できないか。</p>	1 参考	<p>屋内体育館などの学校施設をスポーツ活動などに開放することを記載しており、学校とも連携をはかりながら、意見の趣旨を踏まえ、施策を推進していく考えです。 なお、少年団活動にかかわる取り組みはスポーツ活動を促進するための具体的な取り組みと考えており、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 健全な青少年の育成、スポーツ人材の育成等の観点から、少年団活動や総合型地域スポーツクラブの育成・強化について記載できないか。 総合型地域スポーツクラブが本文に記載されていないのに、成果指標で「総合型地域スポーツクラブ設置数」が出てくるのは唐突である。</p>	1 その他	<p>少年団活動や総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ活動を促進するための具体的な取り組みと考えており、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策6-2-3 スポーツの振興】 帯広市に新しいスケートリンクができ大変うれしく思う。スケートを通して帯広の名が世界に知れ渡るよう取り組んでほしい。</p>	1 参考	<p>国内2番目の屋内スピードスケート場は、冬季スポーツ振興の拠点となる施設であり、今後、広く活用していく考えです。冬季スポーツの拠点性を高め、スポーツの振興や幅広い交流を促進することを記載しており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【政策7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり】 市民全員に市民憲章を浸透させることが必要である。</p>	1 参考	<p>市民憲章は、市民が郷土愛を培い、相互のきずなをさらに強めるための共通の規範であり、まちづくりすべてに通じるものであると考えています。今後も様々な機会をとらえて市民への浸透に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【施策7-2-1 地域コミュニティの形成】 地域コミュニティの形成をはかるため、思いやりとふれあいのある地域づくりの取り組みを支援してほしい。例えば「モデル地域」を選定し、普及に努め、住みよいまちづくりを推進していくことも必要である。</p>	1 参考	<p>地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会などの自主的な活動を支援することを記載しています。特に他のモデルとなるような取り組みは、広く普及させていくことも必要であり、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策7-2-1 地域コミュニティの形成】 町内会加入者や行事参加者が減少しており、各種情報の提供など、自治組織とはいえ、存在意義を考え、行政は積極的に介入することも必要である。</p>	2 既記載	<p>地域活動の中心的な役割を担っている町内会では、加入率の低下や高齢化など、組織の再生や活動の活性化が必要となっており、その意義を踏まえ、町内会への加入促進や活動の支援を行うこととしています。</p>
<p>【施策7-2-1 地域コミュニティの形成】 高齢者が多い町内会が増えている。助成金を多くしてほしい。</p>	1 その他	<p>町内会に対する交付金は、町内会が自ら積極的に活動し、住民自治の実現をはかるため、地域的課題解決に対する支援、広報配布手数料などとして、世帯数をもとに交付しているものです。今後も引き続き、交付金を含めて、町内会活動を支援していく考えです。</p>
<p>【施策7-2-2 国内・国際交流の推進】 移住促進の取り組みを強化していくことが必要であると思う。中心街への移住を促進するのよいのではないか。</p>	1 既記載	<p>移住等に関する情報提供や相談体制を整え、本市への移住等を促進することとしています。</p>
<p>【施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 市民協働をすすめるためには、広報紙でのお知らせだけでなく、担当者が地域を回るなどにより、市民の本当の姿を知り、市民の共感を得ることが必要である。</p>	1 参考	<p>市民協働のまちづくりをすすめるためには、広聴機能の充実や市民との情報共有が重要であり、情報提供や様々な機会を通して市民意見を把握することを記載しています。出前講座、各種説明会など職員が市民と直接対話する機会も大切なことと考えており、意見の趣旨は事業を実施する上での参考とします。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 職員はもっと市民の中に出向くことが必要であり、市民ももっと市役所に出向くことが必要である。市民を市役所に呼び込むことを考えてはどうか。</p>	1 参考	<p>広聴機能の充実をはかるため、様々な機会を通じた市民意見の把握について記載しています。出前講座、各種説明会など職員が市民と直接対話する機会の充実とともに、市民に親しまれる市役所づくりも大切なことと考えており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 広聴機能を充実するため、病院やスーパーマーケットなどに、総合計画と評価に関するチラシや意見募集用紙、「市長への手紙」の用紙を設置してはどうか。</p>	1 参考	<p>広聴機能を充実するため、様々な機会を通して市民意見を把握することを記載しています。総合計画に対する意見や市長への手紙を市民から広く寄せていただくことも大切なことと考えており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 市民協働は市民と市政の互いの信頼関係があって成り立つものだと思う。スケート場建設のすすめ方や職員の市民対応など、行政に不信感を持っている市民は多い。こうした点について反省がなければ、「市民協働」という言葉は市民の心に響かない。</p>	1 参考	<p>協働のまちづくりをすすめるため、市民に信頼される市政をすすめることが重要と考えており、市民との情報の共有や広聴機能の充実、職員の能力向上などを通じた行政サービスの充実などについて記載しています。意見の趣旨を踏まえ、今後も取り組みをすすめていきます。</p>
<p>【施策8-1-2 自治体経営の推進】 実施した事業を振り返り、反省、分析し、未来に活かすため、公正な立場の市民により、事業検証委員会をつくり、事業の検証・分析を行い、その結果を同様な事業の議論材料にしたらいののではないかと。</p>	1 その他	<p>市が実施する事業や行政運営の仕組み等について、これまでの取り組みを振り返り、必要な見直しを行っていくことは重要なことと考えています。今後も、継続的な行財政改革の取り組みを通して、効率的な行政運営をすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策8-1-2 自治体経営の推進】 市役所の仕事を見直して、大幅に人員や予算を考えなおす必要がある。行政サービスが低下しても、教育・保健衛生・福祉など必要な分野に予算を充てることができれば市民の理解は得られるのではないかと。</p>	1 その他	<p>市役所が行う仕事について、その効果やコスト、必要性等について点検し、必要な見直しを行うことは、自治体経営をすすめる上で重要なことと考えています。今後も、政策・施策評価を行い効果的・効率的な政策・施策の推進に努めるとともに、継続的な行財政改革に取り組み、行政サービスを効率的かつ安定的に提供していきたいと考えています。</p>
<p>【施策8-1-2 自治体経営の推進】 公的料金等の未納に対応するため、行政機関や民間で幅広い経験を持ち、生活・経営両面からコンサルタントできる人を生活相談連絡員（仮称）として、市が選任し、滞納の早期の段階で相談対応にあたることを提案する。</p>	1 参考	<p>市税等の収納率向上対策と合わせてきめ細かな納付相談などに取り組むこととしています。意見の趣旨は事業を実施する上で参考とします。</p>
<p>【施策8-1-2 自治体経営の推進】 市民の所得を増やす施策が乏しい。この計画をすすめることにより、本当に市民の所得が増え、税収が伸び、健全な財政運営がすすめられたのか検証すべきである。「施策8-1-2 自治体経営の推進」は、「合計所得階層別人数」など住民税の賦課状況などを活用した項目で評価すべきである。</p>	1 その他	<p>原案において設定している成果指標に基づき、施策の目標の達成状況を評価していく考えですが、政策・施策評価を行う際には成果指標のほか、市民実感度調査や補助的なデータなども用いながら評価を実施する考えです。ご提案の項目は地域の状況を示す項目ではありますが、当該施策の評価に直接的に結びつくものではないことから、成果指標として活用することは難しいと考えています。</p>
<p>【施策8-2-2 行政事務の適正な執行】 「（２）行政事務の適正な執行」に「・市長の責務として、重要な施策決定の経過が分かる文書等を保管する。」と追加すべきである。また、文書等が適切に公開されるように「・『帯広市情報公開条例』に基づき、市民に公開する」と追加すべきである。</p>	1 既記載	<p>政策の決定経過にかかわるものを含め、公文書などの適正な管理を行うことを記載しています。また、情報公開については、条例に基づいた対応を前提として、行政情報の幅広い提供を行うことを記載しています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【計画全般】 抽象的で具体的な施策が書かれていない計画ではコメントできない。具体的な施策、数値目標、時間軸が入った計画を示してほしい。また、第三者の評価以外は真の評価とはいえない。</p>	1	<p>その他</p> <p>第六期総合計画は、まちづくりの基本方向を示す「基本構想」と、基本構想を実現するための政策・施策を示す「基本計画」、具体的な事務事業を示す「推進計画」で構成しています。 また、計画の推進にあたっては、毎年度、市民実感度調査などを活用した政策・施策評価を実施し、公表します。</p>
<p>【計画全般】 施策を計画・実施するにあたって サービスの対象となる当事者の希望や実感が反映されるように説明会の開催等に配慮してほしい。</p>	1	<p>参考</p> <p>施策の実施にあたっては、事業の対象者をはじめ、多くの市民が意見を述べるができるよう、各種説明会等の開催はもとより、その実施方法についても工夫したいと考えています。また、市民実感度を政策・施策評価の一つの観点として活用する考えであり、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>

3 成果指標

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
1-1-1 地域防災の推進	1	自主防災組織数	H19	22	33	組織
	2	自主防災組織の訓練実施率	H19	45.5	100.0	%
	3	住宅の耐震化率	H19	83.0	90.0 以上	%
	4	特定建築物の耐震化率	H19	73.7	90.0 以上	%
1-1-2 消防・救急の充実	5	人口1万人当たりの火災発生件数	H20	3.7	3.7	件
	6	防火活動の参加率	H20	39.1	40.0	%
	7	救命率	H19	5.1	5.1	%
	8	応急手当普及講習の累計受講者数	-	-	42,000	人
1-2-1 防犯の推進	9	犯罪の発生件数	H17-19 平均	1,922	1,540	件
	10	防犯灯の新設灯数	-	-	675	灯
1-2-2 交通安全の推進	11	交通事故の発生件数	H17-19 平均	834	750	件
	12	交通安全教室の参加率	H19	18.4	20.0	%
1-2-3 消費生活の向上	13	消費者講座等の参加人数	H17-19 平均	3,300	3,700	人
	14	消費生活相談の解決率	H17-19 平均	99.4	99.6	%
	15	不合格計量器の出現率	H17-19 平均	2.0	1.4	%
2-1-1 保健予防の推進	16	がん検診の平均受診率	H19	19.9	29.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>連合町内会を基本とする33区域において、設立された自主防災組織数。 防災体制の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>33区域全てに自主防災組織が設立されることをめざします。</p>
<p>1年間に防災訓練等を実施した自主防災組織が、全自主防災組織に占める割合。 防災体制の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度5%程度増加させ、100.0%をめざします。</p>
<p>昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する住宅戸数が、住宅総戸数に占める割合。 災害に強い都市づくりの進捗を測る指標として設定します。</p>	<p>帯広市耐震改修促進計画に基づき、H27までに90.0%をめざし、H28以降も建物の建て替え等がすすむことから90.0%以上をめざします。</p>
<p>昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する特定建築物数（多数の市民が利用する一定規模の建築物）が、特定建築物総数に占める割合。 災害に強い都市づくりの進捗を測る指標として設定します。</p>	<p>帯広市耐震改修促進計画に基づき、H27までに90.0%をめざし、H28以降も建物の建て替え等がすすむことから90.0%以上をめざします。</p>
<p>帯広市における人口1万人当たりの1年間の火災発生件数。 (1年間の市内における火災件数 ÷ 市内の人口 × 10,000人) 火災予防活動の成果を測る指標として設定します。</p>	<p>本市の基準値は一定程度高い水準にあることから、基準値の維持をめざします。</p>
<p>1年間に避難訓練や消火訓練等の防火活動に参加した市民の割合。 (1年間の避難訓練等の参加人数 ÷ 市内の人口) 防火に関する意識の向上を測る指標として設定します。</p>	<p>市民の40.0%が防火活動に参加することをめざします。</p>
<p>心肺停止になった人が、救命措置を施され病院へ搬送後1ヵ月以上生存した割合。 (心肺停止後1ヵ月以上生存した人数 ÷ 心肺停止傷病者数) 救急体制の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>今後、高齢化の進行により数値の低下が見込まれますが、基準値の維持をめざします。</p>
<p>応急手当普及講習受講者のH22からの累計受講者数。 救命率向上の取り組みの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度4,200人程度の受講者を確保し、累計受講者数42,000人をめざします。</p>
<p>市内の1年間の犯罪（刑法犯）発生件数。 防犯の推進を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね20%減の1,540件をめざします。</p>
<p>新設した防犯灯のH22からの累計灯数。 防犯の取り組みの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>宅地造成や既存住宅地の要望を踏まえ計画的に整備をすすめ、675灯をめざします。</p>
<p>市内における1年間の交通事故発生件数。 交通安全の推進を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%減の750件をめざします。</p>
<p>市が実施する交通安全教室に参加した市民の割合。 (1年間の交通安全教室の参加者数 ÷ 市内の人口) 交通安全に関する意識の向上を測る指標として設定します。</p>	<p>市民の20.0%が交通安全教室に参加することをめざします。</p>
<p>市が実施する消費者講座等の1年間の参加人数。 市民の消費生活に対する意識の向上を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%増の3,700人をめざします。</p>
<p>帯広市消費生活アドバイスセンターにおける消費生活相談の解決率。 消費生活相談機能の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去3年間の最高値を上回る99.6%をめざします。</p>
<p>定期検査対象計量器のうち不合格計量器数が占める割合。 適正な取引を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の0.6%減の1.4%をめざします。</p>
<p>5つのがん（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん）の平均受診率。 保健予防の推進を測る指標として設定します。</p>	<p>第四期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、29.0%をめざします。</p>

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	17	麻しんの予防接種率	H19	89.2	95.0	%
2-1-2 医療体制の充実	18	看護師養成学校卒業生の市内就職率	H19	56.0	56.7	%
	19	初期救急医療の対応可能日数	H19	365	365	日
2-2-1 地域福祉の推進	20	地域交流サロンの参加者数	H19	9,318	16,200	人
	21	ボランティアセンター登録者数	H17-19 平均	3,435	3,700	人
2-2-2 高齢者福祉の推進	22	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	H19	92.3	95.0	%
	23	要介護認定者に対する介護サービス利用者の割合	H19	76.24	77.24	%
	24	地域包括支援センター等の相談件数	H20	8,418	13,000	件
	25	認知症サポーター数	H20	873	18,670	人
2-2-3 障害者福祉の推進	26	在宅サービスの利用率	H19	10.5	30.0	%
	27	総合相談窓口の相談件数	H19	13,164	17,500	件
	28	障害者社会参加促進事業の参加者数	H19	398	413	人
	29	グループホーム・ケアホームの定員数	H19	211	277	人
	30	障害者雇用率を達成した企業の割合	H19	43.8	50.0	%
2-2-4 社会保障の推進	31	医療費の地域差指数 (全国平均=1.000)	H18	1.066	1.050	-

指標の説明	目標値設定の考え方
麻しん予防接種の接種率（第1期（1歳）と第2期（6歳）の平均接種率）。 感染症予防対策の推進を測る指標として設定します。	国の「麻しん排除計画」の目標接種率95.0%をめざします。
看護師等の市内養成学校の卒業生のうち、市内医療機関に就職した割合。 地域医療体制の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね1.0%増の56.7%をめざします。
夜間に初期救急患者の診療を行う医療機関（夜間急病センター及び在宅当番医）の1年間における当番日数。 救急医療体制の充実を測る指標として設定します。	年間を通して診療を行うことが必要であることから、基準値の維持（うるう年は366日）をめざします。
地域交流の場である地域交流サロンに参加する高齢者や障害のある人、市民ボランティア等の1年間の参加者数。 地域福祉活動の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね70%増の16,200人をめざします。
ボランティアセンター（帯広市社会福祉協議会内）に登録するボランティア数。 地域福祉活動の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね8%増の3,700人をめざします。
要支援・要介護とならないための予防を目的とした通所型介護予防事業の参加者のうち、運動機能や活動意欲等の評価において、「向上」や「維持」が認められた割合。 介護予防の推進を測る指標として設定します。	基準値を上回る95.0%をめざします。
要支援・要介護認定者のうち、介護サービス利用者の割合。 介護サービスの充実を測る指標として設定します。	基準値の1.00%増の77.24%をめざします。
地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおける1年間の相談件数。 高齢者福祉サービスに関する相談体制の充実を測る指標として設定します。	老年人口（65歳以上人口）の概ね4分の1である13,000人をめざします。
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた人の証であるオレンジリングを交付された人のH22からの累計人数。 高齢者を地域で支える仕組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度の受講者数枠を200人程度拡大し、累計18,670人をめざします。
在宅系の障害福祉サービス利用者が、障害者手帳所持者に占める割合（介護保険制度が適用される65歳以上の障害者を除く）。 障害のある人の在宅サービスの充実を測る指標として設定します。	毎年度1.6%程度増加させ、30.0%をめざします。
障害福祉窓口における1年間の相談件数。 障害のある人の日常生活支援の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね30%増の17,500件をめざします。
障害のある人の自立を促進する社会参加促進事業の1年間の参加者数。 障害のある人の社会参加を測る指標として設定します。	第二期帯広市障害福祉計画に基づき、413人をめざします。
市内に設置されている「グループホーム」、「ケアホーム」の定員数。 障害のある人の地域生活への支援の充実を測る指標として設定します。	第二期帯広市障害福祉計画に基づき、277人をめざします。
厚生労働省が定める障害者雇用率を満たす一般企業が、一般企業総数に占める割合。 障害のある人の地域生活への支援の充実を測る指標として設定します。	一般企業総数の50.0%をめざします。
国民健康保険の被保険者の医療費の全国平均を1.000とし、各市町村の国民健康保険の医療費を指数で示したもの。 国民健康保険の健全な運営を測る指標として設定します。	帯広市の地域差指数は、道内においては低い数値となっていますが、1.000の全国平均に近づくよう1.050をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	32	第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合	H19	12.75	12.75	%
	33	稼働可能な被保護者に対する就労者の占める割合	H19	47.1	67.9	%
	34	年金相談の満足度 (満点=5.00)	H17-19 平均	4.60	4.70	-
2-3-1 子育て支援の充実	35	3歳児のむし歯保有率	H19	27.6	20.0	%
	36	保育所・幼稚園の利用率	H19	55.2	57.5	%
	37	乳児家庭への訪問率	H19	37.6	85.0	%
	38	子ども1人当たりの子育て支援センター等の利用回数	H19	10.2	12.0	回
	39	子育てメール通信の利用率	H20	23.8	60.0	%
	40	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	H18-20 平均	67.3	72.0	%
2-3-2 青少年の健全育成	41	子どもの居場所づくり参加児童数	H19	7,575	31,100	人
	42	巡回指導による不良行為等の被指導者数	H17-19 平均	37	29	人
	43	青少年リーダー養成事業参加者数	H19	208	260	人
	44	児童会館の入館者数	H17-19 平均	10.9	12.0	万人
3-1-1 農林業の振興	45	市内食料自給率	H19	285	335	%
	46	農業産出額	H19	269.9	280.0	億円

指標の説明	目標値設定の考え方
介護認定における要介護1以上の人が、第1号被保険者数(市内65歳以上の人数)に占める割合。 介護保険制度の適切な運営を測る指標として設定します。	高齢化の進行により数値の増加が見込まれますが、基準値の維持をめざします。
18～64歳の被保護者のうち、病気や子育て等の阻害要因を除いた者(稼働可能な被保護者)のうち、就労者が占める割合。 生活保護制度の適正な運用を測る指標として設定します。	北海道のH19平均の67.9%をめざします。
国民年金相談に係る市民アンケート(5点満点(5. 分かりやすい 4. やや分かりやすい 3. 普通 2. やや分かりづらい 1. 分かりづらい))の平均点。 国民年金の制度の周知を測る指標として設定します。	基準値より0.10増の4.70をめざします。
3歳児健康診査時に行う歯科健診において、むし歯を保有している子どもの割合。 おやこの健康支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度0.6%程度低下させ、20.0%をめざします。
0～5歳の子どものうち、認可保育所及びへき地保育所、幼稚園を利用している者(認可外保育所を含まない)の割合。 保育サービスや幼稚園教育の充実を測る指標として設定します。	基準値の2.3%増の57.5%をめざします。
出生数に対して家庭訪問件数の占める割合。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	H22より毎年度0.5%程度増加させ、85.0%をめざします。
子ども(幼稚園と保育所の入園・入所者を除く0～5歳の子ども)1人当たりの子育て支援センター等(保育所開放、子育てサロンを含む)の1年間の利用回数。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	月1回の利用である12.0回をめざします。
子育てメール通信を利用している世帯数が、0～2歳の子どもの数に占める割合。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度3%程度増加させ、60.0%をめざします。
母子家庭における母親の職業訓練に対する支援制度の利用者のうち、就労した割合。 母子家庭の自立支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度0.5%程度上昇させ、72.0%をめざします。
子どもたちが学年の異なる友達や地域の大人たちと交流できる機会である「子どもの居場所」の1年間の参加児童数。 青少年を育む環境の充実を測る指標として設定します。	新規実施校の拡充と既存校の充実により、31,100人をめざします。
青少年センター街頭巡回の実施による1年間の不良行為少年(飲酒・喫煙・薬物乱用等)に対する合計指導者数。 青少年を育む環境の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね20%減の29人をめざします。
青少年リーダー養成事業の1年間の参加人数。 青少年健全育成の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね25%増の260人をめざします。
児童会館の1年間の入館者数。 体験活動施設の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の12.0万人をめざします。
帯広市で消費される食料(カロリーベース)のうち、帯広市で生産される食料の割合。 農林業の振興を測る指標として設定します。	毎年度5%程度増加させ、335%をめざします。
市内の農産物の品目別生産数量に品目別農家庭先価格(農業者段階の農産物価格)を乗じて得た額の合計額。 農林業の振興を測る指標として設定します。	毎年度1億円程度増加させ、280.0億円をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	47	環境に配慮した農業を実践する農家数	H19	147	200	戸
	48	農業体験・学習に参加した市民の数	H19	2,893	3,500	人
	49	耕地防風林苗木植栽数	H19	5,660	7,000	本
3-1-2 工業の振興	50	製造品出荷額等	H19	1,192	1,304	億円
	51	新製品・新技術等の事業化・商品化率	H19	61.5	67.4	%
	52	技術指導相談件数	H19	363	503	件
	53	立地企業件数	-	-	32	件
3-1-3 商業の振興	54	卸・小売業及びサービス業の法人市民税賦課金額	H19	9.8	9.8	億円
	55	商店街の空き店舗率	H20	10.39	10.39	%
3-1-4 中小企業の基盤強化	56	法人市民税の賦課金額	H19	21.5	21.5	億円
	57	法人市民税の賦課法人数	H19	5,067	5,067	社
3-1-5 産業間連携の促進	58	食料品製造業の付加価値生産性	H19	1,002	1,002	万円
	59	十勝ブランド認証機構による認証企業数	H19	21	33	社
	60	大学・試験研究機関の共同研究件数	H19	36	44	件
3-1-6 雇用環境の充実	61	有効求人倍率（十勝管内）	H19	0.51	0.63	-
	62	シルバー人材センター登録会員数	H19	857	880	人

指標の説明	目標値設定の考え方
有機JAS、YES!clean登録、エコファーマー認定や特別栽培等、環境に優しい営農活動に取り組む農家数。 環境と調和した農業生産の推進を測る指標として設定します。	毎年度5戸程度増加させ、200戸をめざします。
市が実施する農業体験や体験学習における1年間の参加者数。 食育の推進や農業理解の促進の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね20%増の3,500人をめざします。
耕地防風林苗木の1年間の植栽数。 耕地防風林は、農地を風害から守り農産物の生産量や品質の向上に役立つことから、農業生産の推進の取り組みの充実を測る指標として設定します。	耕地防風林を植栽する農家を毎年度1戸相当(植栽本数150本程度)増加させ、7,000本をめざします。
1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計額。 工業の振興を測る指標として設定します。	帯広十勝地域産業活性化基本計画に基づき、1,304億円をめざします。
帯広市ものづくり総合支援事業により実施された事業のうち、新製品・新技術・新サービス開発について事業化・商品化された率。 工業の振興の取り組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度3件程度の商品化・事業化をすすめ、67.4%をめざします。
十勝産業振興センター・道立食品加工技術センターにおける1年間の技術指導相談件数。 産業支援機能の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね40%増の503件をめざします。
市内に新設または増設した工場のH22からの累計件数。 企業立地の促進を測る指標として設定します。	帯広十勝地域産業活性化基本計画に基づき、32件をめざします。
市内で卸・小売業及びサービスを営む事業者の法人市民税の賦課金額。 商業の活性化を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が減少傾向となっていますが、基準値の維持をめざします。
帯広市商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織における空き店舗率。 商店街の活性化を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が増加傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
市内で事業を営む事業者の法人市民税の賦課金額の合計。 中小企業の振興を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が減少傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
市内で事業を営む事業者で法人市民税が賦課されている法人数。 中小企業の振興を測る指標として設定します。	数値はほぼ横ばいで推移していますが、経済状況等を考慮し基準値の維持をめざします。
市内の食料品製造業の従業者1人当たりの付加価値額。 地域産業の振興を測る指標として設定します。	数値が下降傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
安心して安全な美味しい十勝産加工食品を認証する十勝ブランド認証機構による基準をクリアした加工食品を製造する企業件数。 産業間連携の促進を測る指標として設定します。	毎年度1社程度増加させ、33社をめざします。
帯広畜産大学、道立十勝圏地域食品加工技術センター、十勝産業振興センターと市内の企業が共同で行っている研究件数。 産学官連携の促進を測る指標として設定します。	毎年度1件程度増加させ、44件をめざします。
帯広職業安定所管内の有効求人倍率。 雇用環境の充実を測る指標として設定します。	過去10年間の最高値0.63をめざします。
シルバー人材センターの登録会員数。 高齢者の就業機会の充実を測る指標として設定します。	過去5年間の最大会員数を上回る880人をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	63	勤労者共済センター会員数	H19	4,636	4,700	人
3-2-1 中心市街地の活性化	64	街なか居住人口	H19	2,851	3,668	人
	65	中心市街地の歩行者通行量(休日)	H19	13,281	28,000	人
3-2-2 観光の振興	66	観光入込客数(延べ人数)	H19	236	272	万人
	67	宿泊客延べ数	H19	83.7	95.2	万人泊
	68	帯広観光コンベンション協会のホームページアクセス件数	H19	11.9	20.3	万件
	69	帯広物産協会の物産取扱額	H19	5.9	7.6	億円
4-1-1 地球環境の保全	70	市内から排出される二酸化炭素(CO ₂)削減量	-	-	24.4	万t-CO ₂
	71	環境にやさしい活動実践校数	H19	10	41	校
	72	二酸化窒素(NO ₂)基準値の達成率	H19	94.1	100.0	%
4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理	73	市民1人1日当たりのごみの排出量	H19	978	702	g
	74	リサイクル率	H19	29.2	40.0	%
	75	ごみステーションの指導率	H18-20 平均	3.8	2.0	%
	76	ごみの適正分別率	H18-20 平均	91.0	91.8	%
4-2-1 公園・緑地の整備	77	市民1人当たりの公園面積	H19	43.7	47.7	m ²
	78	歩いて行ける身近なみどりの充足率	H19	78.3	83.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
勤労者共済センターの市内の会員数。 勤労者福祉の向上を測る指標として設定します。	基準値を上回る4,700人をめざします。
中心市街地140haの居住人口。 中心市街地の活性化を測る指標として設定します。	帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、3,668人をめざします。
中心市街地の主要8か所の休日の歩行者通行量。 中心市街地の活性化を測る指標として設定します。	帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、28,000人をめざします。
1年間の市内の観光入込客数延べ人数。 観光の振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね15%増の272万人をめざします。
1年間の市内の宿泊客延べ数。 観光の振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね14%増の95.2万人泊をめざします。
帯広観光コンベンション協会のホームページにおける観光情報サイトの1年間のアクセス件数。 観光情報発信の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね70%増の20.3万件をめざします。
物産展やアンテナショップにおける帯広物産協会の1年間の物産取扱額。 物産振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね30%増の7.6億円をめざします。
市内の二酸化炭素排出削減量のH22からの累計量。 環境負荷低減の推進を測る指標として設定します。	帯広市環境モデル都市行動計画に基づき、24.4万t-CO ₂ をめざします。
環境にやさしい活動に取り組み、市が「帯広市環境にやさしい活動実践校」として認定した学校数。 環境学習の取り組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度3校程度を新規に認定し、41校（全小・中学校と帯広南商業高等学校）をめざします。
暖房を使用し大気が汚れる冬期（11～3月）における二酸化窒素（NO ₂ ）の基準値（1時間値0.04ppm以下）の達成率。 生活環境の保全を測る指標として設定します。	第二期帯広市環境基本計画に基づき、100.0%をめざします。
市民1人1日当たりのごみ排出量。 ごみの発生抑制の推進を測る指標として設定します。	帯広市一般廃棄物処理基本計画に基づき、702gをめざします。
資源化量（資源ごみ+資源回収+搬入資源）が、ごみの総排出量に占める割合。 再資源化の促進を測る指標として設定します。	帯広市一般廃棄物処理基本計画に基づき、40.0%をめざします。
ごみの排出について指導を要するごみステーションが、ごみステーションの総数に占める割合。 ごみの適正な排出に関する意識の向上を測る指標として設定します。	毎年度0.1%程度低下させ2.0%をめざします。
適切に分別された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の量が、各ごみの合計量に占める割合。 ごみの適正な排出に関する意識の向上を測る指標として設定します。	毎年度0.1%程度増加させ、91.8%をめざします。
都市計画区域内で開設された人口1人当たりの公園・緑地面積。 （（都市計画区域内開設面積+緑地面積（墓園を含む））÷都市計画区域内人口） 公園の適切な配置を測る指標として設定します。	緑の基本計画に基づき、47.7㎡をめざします。
歩いて行ける範囲の公園・緑地が体系的に整備されている状態を表した整備率。 （市街化区域内における供用公園数÷（住区数×1住区の公園標準箇所数）×（平均供用面積÷公園標準面積）×100） 身近なみどりの整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、基準値の概ね5%増の83.0%をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	79	帯広の森に関わるボランティア登録者数	H19	96	200	人
4-2-2 水道水の安定供給	80	水道管路の近代化率	H19	78.9	89.7	%
	81	水道有収率	H19	90.6	90.6	%
4-2-3 下水道の整備	82	汚水整備率	H19	97.9	98.8	%
	83	雨水整備率	H19	65.0	71.3	%
	84	個別排水処理施設整備率	H19	64.8	100.0	%
5-1-1 住環境の充実	85	老朽化した市営住宅等の割合	H19	10.38	1.36	%
	86	高齢者及び身障者に対応した市営住宅等の割合	H19	37.1	65.0	%
	87	未利用地の宅地整備累計面積	-	-	22.0	ha
5-1-2 魅力ある景観の形成	88	まちづくりデザイン賞の応募件数	H17-19 平均	3	6	件
	89	地区計画区域の宅地利用率	H19	78.7	90.0	%
	90	耕地防風林苗木植栽数(再掲3-1-1)	H19	5,660	7,000	本
5-1-3 墓地・火葬場の整備	91	中島霊園の貸出区画数	H19	909	2,630	区画
5-2-1 道路網の整備	92	都市計画道路整備率(市道分)	H19	79.6	88.2	%
	93	特殊舗装の道路延長	H19	314	230	Km
	94	除雪1回当たりの苦情件数	H17-19 平均	275	200	件

指標の説明	目標値設定の考え方
帯広の森の育成管理や森の資源の利活用を行うボランティアの人数。 帯広の森の利活用の充実を測る指標として設定します。	基準値の倍増である200人をめざします。
強度や耐久性に優れたダクタイル鑄鉄管・鋼管が、水道管路総延長に占める割合。 水道水の供給の安全・安定性を測る指標として設定します。	水道管路近代化推進事業計画及び第7次配水管整備事業計画に基づき、89.7%をめざします。
料金徴収の対象となった年間水量（有収水量）が、年間総配水量に占める割合。 水道事業経営の健全性を測る指標として設定します。	基準値が90.0%を超え一定程度高い数値であることから、基準値の維持をめざします。
下水道汚水整備面積が、下水道認可区域面積に占める割合。 快適な生活環境を測る指標として設定します。	土地利用計画及び道路整備計画と整合をはかりながら整備をすすめ、98.8%をめざします。
下水道雨水整備面積が、雨水整備が必要な面積に占める割合。 快適な生活環境を測る指標として設定します。	市街化区域における浸水被害が高いと想定される区域（雨水整備が必要な面積）の解消をはかり、71.3%をめざします。
個別排水処理施設の設置基数が、目標設置基数（500基）に占める割合。 農村地域における快適な生活環境を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、100.0%をめざします。
耐用年限の2分の1を経過し老朽化した簡易耐火構造の平屋建て、2階建て市営住宅が市営住宅総戸数に占める割合。 住環境の充実を測る指標として設定します。	帯広市公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、1.36%をめざします。
高齢者及び身障者に対応した設備が整備された市営住宅が、市営住宅等（特定公共賃貸住宅含む）の総数に占める割合。 高齢者や障害のある人が快適に暮せる住環境の充実を測る指標として設定します。	毎年度2.5%程度増加させ、65.0%をめざします。
道路整備を支援した宅地整備面積のH22からの累計面積。 快適な宅地の整備の充実を測る指標として設定します。	1箇所概ね1.1haの宅地整備を年2件程度整備し、H22からの累計で22.0haをめざします。
帯広の風土と調和した優れたデザインの建造物等や、まちづくりに関する活動を行う団体・個人を募集し表彰する「帯広市まちづくりデザイン賞」の1年間の応募者数（「まち創り部門」と「まち育て部門（活動）」の合計応募数）。 個性豊かな都市景観づくりを測る指標として設定します。	基準値の倍増である6件をめざします。
住環境や街並み保全等を目的として、地域住民が主体となって定める地区計画における計画区域内の宅地利用率。 地区計画区域の宅地利用がすすむことは、良好な景観形成につながることから、景観形成を測る指標として設定します。	大規模区画整理事業の造成が終了するH23までは1.4%、それ以降は毎年度0.7%程度上昇させ、90.0%をめざします。
耕地防風林苗木の1年間の植栽数。 帯広・十勝の美しい農村景観を創り出していることから、景観の形成を測る指標として再掲して設定します。	耕地防風林を植栽する農家を毎年度1戸相当（植栽本数150本程度）増加させ、7,000本をめざします。
中島豊園における累計貸付区画数。 墓地需要の予測とともに墓地環境、市民ニーズを把握し、過大投資や貸出区画の不足が生じないよう、適切な造成計画を推進していくための指標として設定します。	需要に応じた計画的な整備をすすめ、2,630区画をめざします。
都市計画決定された道路延長（市道分）のうち、完全整備された道路延長（市道分）の割合。 道路整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、88.2%をめざします。
特殊舗装（路盤改良を行わない簡易な舗装）の道路延長。 適切な道路の維持・管理を測る指標として設定します。	計画的に特殊舗装の道路延長を減らし、230kmをめざします。
除雪1回あたりの苦情件数。 安全で快適な道路の維持・管理を測る指標として設定します。	基準値の概ね30%減の200件をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
5-2-2 総合的な交通体系の充実	95	道東自動車道の1日当たり利用台数	H19	1,570	2,750	台
	96	とちぎ帯広空港の定期便利用乗降客数	H19	60.2	63.1	万人
	97	バス利用者数(十勝管内)	H20	395.8	395.8	万人
5-2-3 地域情報化の推進	98	インターネットの超高速通信が可能なエリアの割合	H20	19.0	100.0	%
	99	帯広市のホームページアクセス件数	H19	404	450	万件
6-1-1 学校教育の推進	100	標準学力検査の目標基準到達観点数	H19	26	42	観点
	101	小学校図書館の児童1人当たり貸出冊数	H19	9.1	11.8	冊
	102	中学校図書館の生徒1人当たり貸出冊数	H19	1.6	2.4	冊
	103	不登校生徒の復帰率	H19	30.8	65.0	%
	104	学校給食における地場産野菜の導入率	H19	55.7	70.0	%
	105	教職員1人当たりの研修受講回数	H19	2.2	3.0	回
6-1-2 教育環境の充実	106	小・中学校校舎の耐震化率	H19	46.5	100.0	%
	107	特別支援学級の設置数	H19	38	59	学級
	108	学校支援ボランティアを活用した学校数	H19	2	40	校
6-1-3 高等学校教育の推進	109	帯広南商業高等学校の就職率	H19	100.0	100.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
道東自動車道の十勝清水・池田間における1年間の日平均利用台数。 広域道路の利活用を測る指標として設定します。	今後の新たな区間の開通を考慮し、概ね70%増の2,750台をめざします。
とちぎ帯広空港における1年間の定期便の乗降客数。 空港の利活用を測る指標として設定します。	基準値の概ね5%増の63.1万人をめざします。
路線バスの1年間のバス利用者数（定期観光・市町村生活バスを除く）。 バス交通の活性化を測る指標として設定します。	数値の減少が続いていますが、基準値の維持をめざします。
帯広市内の人が住んでいる地域のうち、超高速通信（概ね30Mbps以上）ができる地域の割合。 情報通信基盤の整備の進捗を測る指標として設定します。	民間事業者との連携をはかり、100.0%をめざします。
帯広市ホームページの1年間の総アクセス数。 情報通信の利活用を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の450万件をめざします。
標準学力検査（小学3年生、5年生及び中学2年生が対象）の全42観点のうち、全国平均との比較で「同等以上」の観点数。 小・中学生の学力の育成を測る指標として設定します。	達成率100.0%である42観点をめざします。
小学校の学校図書館における1年間の児童1人当たりの貸出冊数。 児童の豊かな心の育成の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね30%増の11.8冊をめざします。
中学校の学校図書館における1年間の生徒1人当たりの貸出冊数。 生徒の豊かな心の育成の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね50%増の2.4冊をめざします。
中学校における不登校生徒のうち、不登校の状態が改善された率。 生徒の豊かな心の育成を測る指標として設定します。	基準値の34.2%増の65.0%をめざします。
地場産野菜の使用量が、学校給食に使用する野菜の総使用量に占める割合。 食育の推進や健やかな体の育成の取り組みを測る指標として設定します。	帯広市食育推進計画に基づき、70.0%をめざします。
帯広市教育委員会が主催する研修会の教職員1人当たりの1年間の受講回数。 教職員の指導力の充実を測る指標として設定します。	1学期に1度の割合となる3.0回をめざします。
昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する校舎が、全校舎棟数に占める割合。 安心して学べる学校施設整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、100.0%をめざします。
小・中学校における障害種別（知的学級、情緒学級、肢体不自由児学級、言語学級）ごとに開設した特別支援学級数の合計。 特別支援教育の充実を測る指標として設定します。	小学校39学級、中学校20学級、合計59学級をめざします。
学校支援ボランティア事業に向けた組織体制が整っている学校数。 学校・家庭・地域の連携の取り組みの充実を測る指標として設定します。	市内全小・中学校（40校）での実施をめざします。
3年生の就職決定生徒数が、3年生の就職希望生徒数に占める割合。 帯広南商業高等学校における教育の充実を測る指標として設定します。	基準値が100.0%となっていることから、基準値の維持をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	110	帯広南商業高等学校における検定の3種目以上1級取得率	H19	46.7	75.0	%
6-1-4 高等教育の充実	111	新たな大学等の設置数	-	-	1	校
	112	帯広畜産大学の地域貢献推進事業数	H17-19 平均	123	123	事業
6-2-1 学習活動の推進	113	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	H19	22,590	23,000	人
	114	地域について学ぶ講座等への参加者数	H19	4,053	4,000	人
	115	学習成果の活用事例数	H20	1	10	件
	116	地域の指導者の登録者数	H19	138	190	人
	117	市民1人当たりの図書等の貸出点数	H19	5.4	7.0	点
	118	社会教育施設の総利用者数	H19	95.2	95.2	万人
	6-2-2 芸術・文化の振興	119	ホームページで芸術・文化活動を紹介する文化団体数	H19	260	272
120		発表・活動の場への参加団体数	H19	56	65	団体
121		鑑賞事業の入場者数	H19	34,098	38,000	人
122		文化施設の利用者数	H19	54.8	60.0	万人
6-2-3 スポーツの振興	123	スポーツ大会、スポーツ教室・講習会の参加者数	H19	35,677	87,000	人
	124	総合型地域スポーツクラブの設置数	H19	2	8	か所

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>全国商業高等学校協会が主催する簿記、情報処理、英語等8種目の検定のうち、3種目以上1級を取得している3年生の生徒数が、3年生総数に占める割合。 帯広南商業高等学校における教育の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>例年約100名の就職者と約50名の大学等の経済系の進学者がいることから、合計150人が3年生の総数200人に占める割合である75.0%をめざします。</p>
<p>新たな大学等（学部・学科・大学院・共同大学院等）の設置数。 高等教育の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>新たな大学等（学部・学科・大学院・共同大学院等）の設置1校をめざします。</p>
<p>「帯広畜産大学と帯広市との包括的連携協力に関する協定書」による連携協力事業数のほか、帯広畜産大学が行っている1年間の地域貢献推進事業数。 帯広畜産大学との連携強化を測る指標として設定します。</p>	<p>過去3年間の平均値である基準値の維持をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会が主催または共催した講座等の1年間の参加者数。 学習活動機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値を上回る23,000人をめざします。</p>
<p>帯広・十勝の歴史や自然・環境、社会・経済等についての理解促進を主たる目的とした講座への1年間の参加者数。 地域についての理解の促進の取り組みを測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値を概ね維持することをめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会が主催または共催した事業で、当該事業の学習成果を受講者等が自主的活動等に活かした累計事例数。 学習成果の活用の進捗を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1件程度増加させ、10件をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会に登録のある文化、スポーツ、教育等の様々な分野にわたる学習指導者数。 地域での学ぶ機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度5人程度増加させ、190人をめざします。</p>
<p>市民1人1年間当たりの市立図書館の貸出点数（視聴覚資料含む）。 図書館サービスの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>道内10万人以上の都市の上位レベルである7.0点をめざします。</p>
<p>図書館、百年記念館、とかちプラザ、動物園の1年間の総利用者数。 社会教育施設の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値の維持をめざします。</p>
<p>帯広市のホームページで芸術・文化活動を紹介している団体数。 芸術・文化活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1団体程度増加させ、272団体をめざします。</p>
<p>おびひろ市民芸術祭の参加団体数。 芸術・文化活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1団体程度増加させ、65団体をめざします。</p>
<p>帯広市民文化ホールの指定管理者が実施する鑑賞事業の1年間の入場者数。 鑑賞機会の提供の取り組みの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である38,000人をめざします。</p>
<p>帯広市民文化ホール、おびひろグリーンステージ及び帯広市民ギャラリーの1年間の利用者数。 文化施設の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>帯広市民文化ホール及びおびひろグリーンステージは、過去5年間の最高利用者数を維持するとともに、帯広市民ギャラリーの利用者数を加えた60.0万人をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会及びスポーツ施設指定管理者が主催するスポーツ大会、スポーツ教室・講習会の1年間の参加者数。 スポーツ活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>既存施設においては、過去5年間の最高参加者数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における参加者数を加えた87,000人をめざします。</p>
<p>総合型地域スポーツクラブのクラブ数。 身近な地域におけるスポーツ機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>学校型4か所、施設型2か所の設置をすすめ、現在の2か所を含めた全8か所をめざします。</p>

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	125	各種スポーツ大会の観客数	H19	16.0	20.8	万人
	126	スポーツ合宿団体数	H20	150	200	団体
	127	スポーツ施設の利用者数	H19	114.8	128.6	万人
7-1-1 人権尊重と 平和な社会の形成	128	平和啓発事業の参加者数	H19	2,100	2,600	人
	129	要保護児童の相談件数	H19	190	520	件
	130	配偶者等からの暴力に係る相談件数	H19	63	89	件
7-1-2 男女共同参画社会の推進	131	審議会等への女性の参画率	H19	31.5	40.0	%
	132	育児休業制度を規定している事業所の割合	H19	25.2	31.0	%
7-1-3 ユニバーサルデザインの 推進	133	UDに関する講座等への参加者数	H17-19 平均	234	370	人
	134	UDアドバイザーの相談件数	H17-19 平均	57	57	件
	135	住宅1万戸当たりの貸付・補助利用戸数	H19	179	307	戸
	136	都市公園のバリアフリー化率	H19	35.4	50.0	%
7-1-4 アイヌの人たちの誇りの 尊重	137	アイヌ民族文化情報センターの利用者数	H17-19 平均	4,939	5,000	人
	138	生活館の利用者数	H19	22,126	24,500	人
7-2-1 地域コミュニティの形成	139	町内会加入率	H19	69.6	70.7	%
	140	市民1人当たりのコミュニティ施設の利用回数	H19	4.8	5.0	回

指標の説明	目標値設定の考え方
帯広市教育委員会及びスポーツ施設指定管理者が主催するスポーツ鑑賞機会の1年間の観客数。 スポーツを通したにぎわいを測る指標として設定します。	既存施設においては、過去5年間の最高観客数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における観客数を加えた20.8万人をめざします。
本市でスポーツ合宿等を行った1年間の団体数。 スポーツを通したにぎわいと交流を測る指標として設定します。	帯広の森屋内スピードスケート場に係る利用者増をはかり、200団体をめざします。
帯広市教育委員会が所管するスポーツ施設の1年間の利用者数。 スポーツ施設の充実を測る指標として設定します。	既存施設においては、過去5年間の最高利用者数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における利用者数を加えた128.6万人をめざします。
平和啓発事業の1年間の参加者数。 平和に関する意識の向上を測る指標として設定します。	基準値の概ね20%増の2,600人をめざします。
帯広市における要保護児童に係る1年間の相談件数。 児童相談体制の充実を測る指標として設定します。	毎年度30件程度増加させ、520件をめざします。
配偶者等からの暴力に係る1年間の相談件数。 配偶者等からの暴力に係る相談体制の充実を測る指標として設定します。	過去5年間の最高値89件をめざします。
本市の審議会等への女性の参画率。 市の政策や方針決定過程への女性の参画を測る指標として設定します。	国の審議会等における女性委員の登用率（H32までに40%以上をめざす）を踏まえ、40.0%をめざします。
育児休業制度導入事業所が、市が実施する事業所雇用実態調査対象事業所に占める割合。 男女がともに仕事と家庭が両立できる雇用環境の充実を測る指標として設定します。	過去3年間の最高値31.0%をめざします。
市が実施するUD教室や出前講座等への1年間の参加者数。 UDに関する意識の向上を測る指標として設定します。	基準値の概ね60%増の370人をめざします。
UDの住宅設計について、専門的な立場で普及・啓発や指導を行うアドバイザーによる1年間の相談件数。 UDに関する意識の向上を測る指標として設定します。	数値は減少傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
帯広市UD住宅建設資金貸付・住宅改造資金補助制度及び融雪施設設置資金貸付制度を利用した累計住宅戸数が、木造専用住宅戸数に占める1万戸当たりの割合。 UD住宅の普及を測る指標として設定します。	毎年度10戸程度増加させ、307戸をめざします。
都市公園のうち、園路やトイレ、駐車場等の公園施設が、高齢者や障害のある人等の身体的負担を軽減する整備がされている公園数の割合。 誰もが安心して利用できる公共施設の整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、50.0%をめざします。
帯広百年記念館に開設しているアイヌ民族文化情報センターの1年間の利用者数。 アイヌ民族の歴史・文化に関する理解を測る指標として設定します。	基準値を上回る5,000人をめざします。
アイヌの人たちの交流の場である生活館の1年間の利用者数。 アイヌの人たちの生活文化の向上や社会福祉の増進を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の24,500人をめざします。
町内会加入の世帯が全世帯数に占める割合。 コミュニティ意識の向上を測る指標として設定します。	町内会未加入世帯が増加傾向にありますが、毎年度0.1%程度増加させ、70.7%をめざします。
市民1人1年間当たりのコミュニティ施設の利用回数。 (各コミュニティ施設の1年間の利用者数÷市内の人口) コミュニティ活動を測る指標として設定します。	市民1人当たり5.0回の利用をめざします。

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
7-2-2 国内・国際交流の推進	141	姉妹都市や友好都市等の交流人数	H17-19 平均	330	360	人
	142	国際交流ボランティアの登録者数	H19	359	395	人
	143	国際理解推進事業・国際交流事業の参加者数	H17-19 平均	8,465	9,350	人
8-1-1 市民協働の まちづくりの推進	144	市民協働の実践事例数	H19	70	100	事業
	145	市民提案型協働のまちづくり支援事業の応援団体数	H19	10	15	団体
	146	広報おびひろの配布率	H19	97.8	100.0	%
	147	パブリックコメント1件当たりの意見件数	H17-19 平均	10	12	件
8-1-2 自治体経営の推進	148	実質赤字比率	H19	-	-	-
	149	連結実質赤字比率	H19	-	-	-
	150	実質公債費比率	H19	12.5	12.5	%
	151	将来負担比率	H19	121.9	121.9	%
8-1-3 広域行政の推進	152	自治体間連携の取り組み件数	H20	83	91	件
8-2-1 行政サービスの充実	153	諸証明交付時間に対する満足度 (満点=5.0)	H19	3.7	4.0	-
	154	施設予約等のインターネットによる 手続等件数	H19	10,317	26,800	件

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>国内外の姉妹都市・友好都市及び地域間の1年間の合計交流人数。 交流の促進を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%増の360人をめざします。</p>
<p>国際交流ボランティアの登録者数。 市民主体の国際交流の促進を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%増の395人をめざします。</p>
<p>市が実施する国際交流事業の1年間の参加者数。 諸外国文化に関する理解や国際性の醸成を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%増の9,350人をめざします。</p>
<p>市民との協働で取り組んだ1年間の「協働の実践事例」の数。 市民協働のまちづくりの推進を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度3事業程度増加させ、100事業をめざします。</p>
<p>市民団体等が主体的に実施する市民協働の取り組みに対して支援を行う「市民提案型協働のまちづくり支援事業」の1年間の応募団体数。 市民協働のまちづくりの推進を測る指標として設定します。</p>	<p>過去3年間の事業応募数の最高値を超える15団体をめざします。</p>
<p>広報おびひろの配布部数が市内の全世帯数に占める割合。 行政と市民との情報共有を測る指標として設定します。</p>	<p>全世帯配布である100.0%をめざします。</p>
<p>パブリックコメント1件当たりの平均意見件数。 市政への市民の参画を測る指標として設定します。</p>	<p>過去3年間の平均値である基準値の20%増の12件をめざします。</p>
<p>最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字額の本市の財政規模に対する割合（黒字の場合は算定されないため、「-」と表示）。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の維持（赤字が生じないこと）をめざします。</p>
<p>上下水道等の公営企業を含む全会計に生じている赤字額の本市の財政規模に対する割合（黒字の場合は算定されないため、「-」と表示）。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の維持（赤字が生じないこと）をめざします。</p>
<p>借入金（地方債）に対する返済額（公債費）の本市の財政規模に対する割合。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の維持をめざします。</p>
<p>借入金（地方債）等負債額の本市の財政規模に対する割合。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の維持をめざします。</p>
<p>地方自治法に基づく事務の共同処理や相互協力、その他法令に基づく協定、任意の協議会等、自治体間が連携して取り組んでいる件数。 広域的な行政運営の推進を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね10%増の91件をめざします。</p>
<p>戸籍住民課の窓口で実施している諸証明交付時間に係る市民アンケート（5点満点（5. 短い 4. やや短い 3. 普通 2. やや長い 1. 長い））の平均点。 利用しやすい行政サービスの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値を上回る4.0をめざします。</p>
<p>公共施設の予約、図書の貸出予約、大型ごみの受付、電子申請・様式ダウンロード等、インターネットを利用して市民が1年間に手続を行った件数。 行政の情報化の推進を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度10%程度利用を増加させ、26,800件をめざします。</p>

施 策	番号	指 標 名	基準年	基準値	目標値	単位
	155	職員提案制度の実施率	-	-	100.0	%
8-2-2 行政事務の適正な執行	156	建設工事等の一般競争入札実施率	H20	38.0	95.0	%
	157	普通財産の有効利用率	H20	63.0	67.0	%
	158	監査等の実施件数	H19	16	18	件

指標の説明	目標値設定の考え方
事務の改善案を提案した課の数が、全体の課の数に占める割合。職員の事務改善に関する意識の向上を測る指標として設定します。	全ての課において改善提案がなされた状態である100.0%をめざします。
一般競争入札実施件数が、建設工事等の契約件数に占める割合。透明性・公平性の高い契約の実施を測る指標として設定します。	一般競争入札を拡大し、建設工事等契約の発注に係る契約の95.0%をめざします。
契約管財課が所管する普通財産（土地）の貸付面積の割合。適切な公有財産の管理を測る指標として設定します。	毎年度0.4%程度増加させ、67.0%をめざします。
地方自治法に規定する各種監査等の1年間の実施件数。行政事務の適正な執行を測る指標として設定します。	例月現金出納検査等定例的なもののほか、時代に応じた行政監査、財政援助団体監査、出資団体監査等の実施により、18件をめざします。

4 分野計画

8つのまちづくりの目標ごとの主な分野計画は以下のとおりです。

1 安全に暮らせるまち

- 帯広市地域防災計画（H21～）
- 帯広市耐震改修促進計画（H20～27）
- 帯広市消防力の基準（H20～）
- 第8次帯広市交通安全計画（H18～22）

2 健康でやすらぐまち

- けんこう帯広21（H14～23）
- 帯広市地域福祉計画（H22～26）
- 第四期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23）
- 第二期帯広市障害者計画（H22～31）
- 第二期帯広市障害福祉計画（H21～23）
- おびひろ子ども未来プラン（H22～31）

3 活力あふれるまち

- 第5期帯広市農業・農村基本計画（H22～31）
- 帯広市森林整備計画（H21～30）
- 帯広市森林施業計画（H18～22）
- 帯広市酪農・肉用牛生産近代化計画（H18～27）
- 帯広市「食」の安全・安心推進プラン（H16～）
- 帯広市食育推進計画（H19～23）
- 帯広市産業振興ビジョン（H21～30）
- 帯広市中心市街地活性化基本計画（H19～23）

4 自然と共生するまち

- 第二期帯広市環境基本計画（H22～31）
- 帯広市地域省エネルギービジョン（H16～）
- 帯広市新エネルギービジョン（H14～）
- 帯広市環境モデル都市行動計画（H21～25）
- 帯広市一般廃棄物処理基本計画（H22～31）
- 帯広市緑の基本計画（H16～35）
- おびひろ上下水道ビジョン2006（改訂版）（H22～31）

5 快適で住みよいまち

- 帯広市都市計画マスタープラン（H15～35）
- おびひろまち育てプラン（H20～35）
- 帯広市住宅マスタープラン（中間見直し版）（H21～25）
- 帯広市公共賃貸住宅ストック総合活用計画（中間見直し版）（H21～27）
- 帯広市都市景観基本計画（H4～）
- 帯広市中島霊園整備基本計画（H12～54）
- 帯広市総合除雪基本計画（H22～31）
- 帯広圏都市交通マスタープラン（H20～37）
- 帯広市バス交通活性化基本計画（H14～）
- 帯広市地域公共交通総合連携計画（H21～）
- 帯広市地域情報化推進プラン（H22～31）

6 生涯にわたる学びのまち

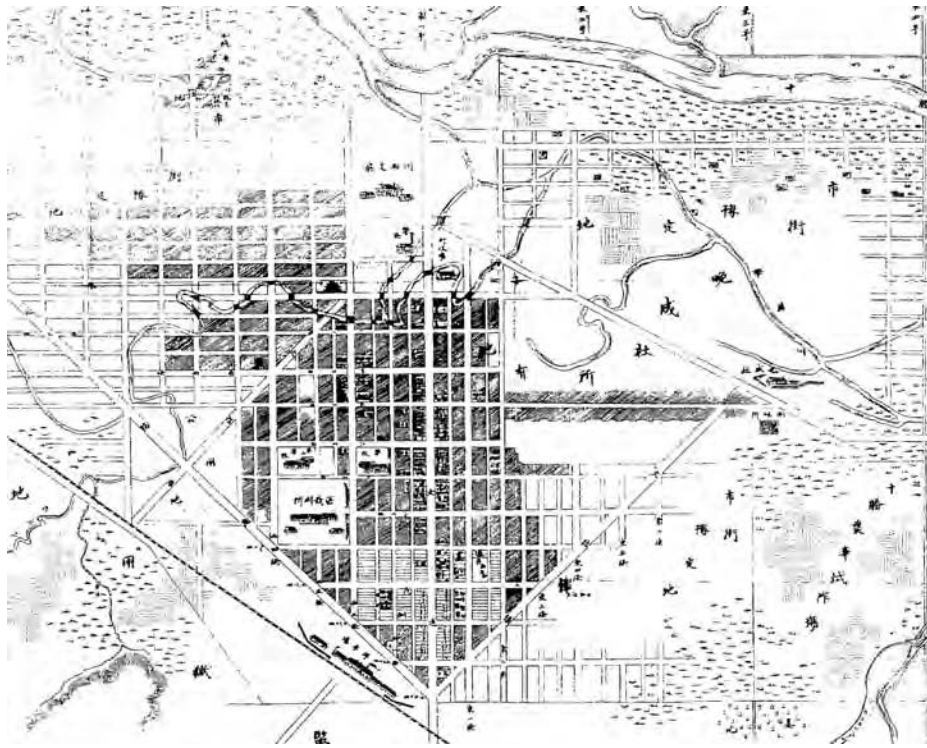
- 帯広市教育基本計画（H22～31）

7 思いやりとふれあいのまち

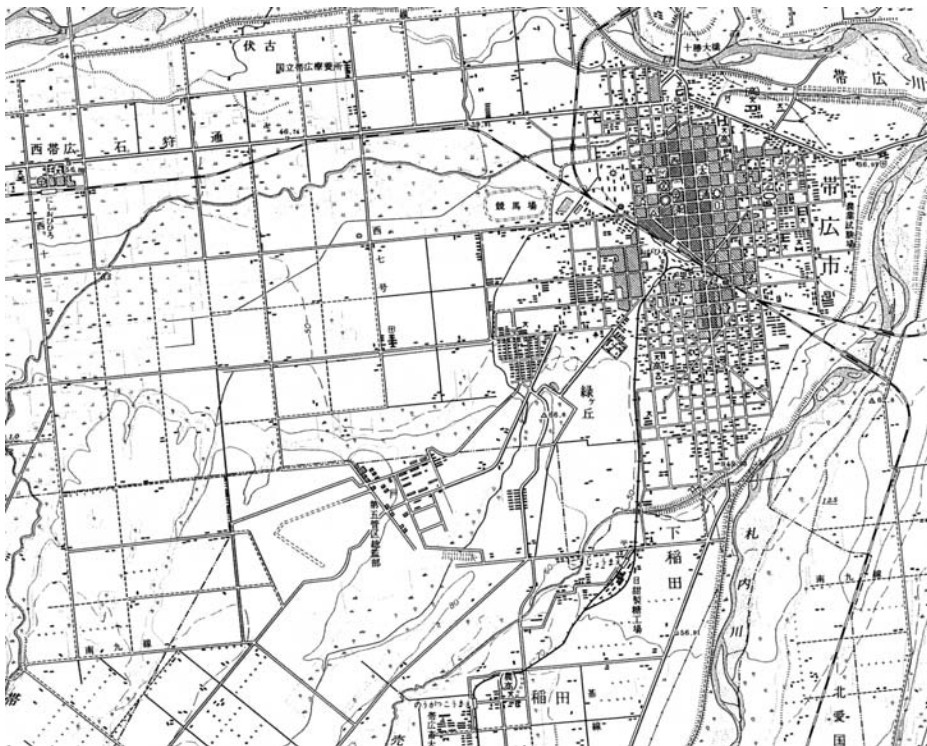
- おびひろ男女共同参画プラン（H22～31）
- 第二期帯広市アイヌ施策推進計画（H22～31）

8 自立と協働のまち

- 新たな行財政改革実施計画（H20～24）
- 帯広市職員定員管理計画（H22～25）
- 帯広市人材育成推進プラン（H20～24）



明治37年頃

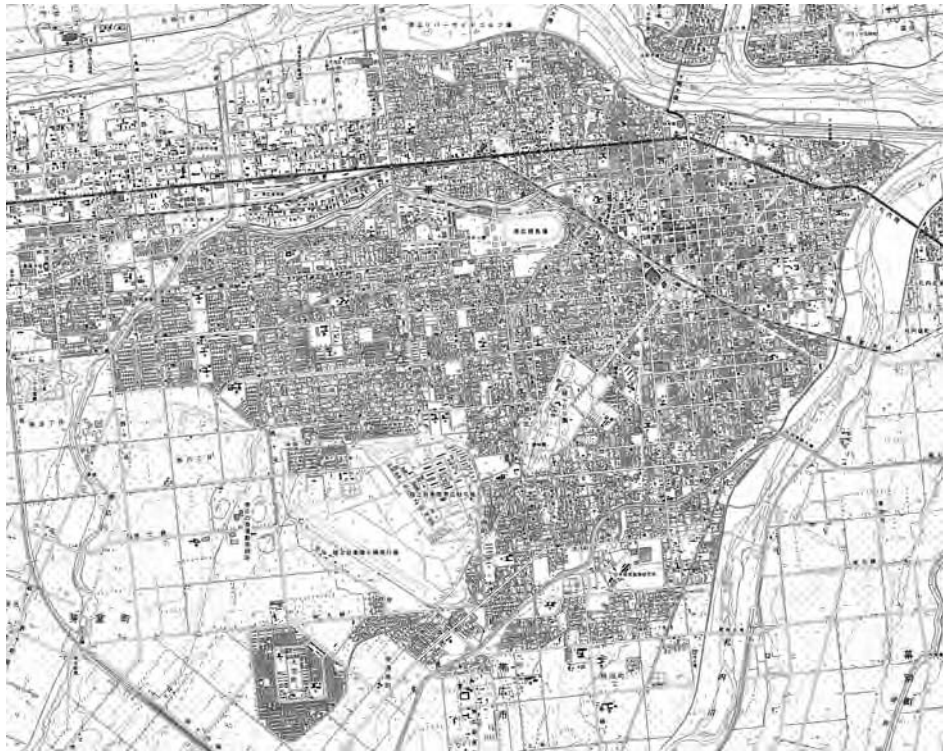


国土地理院発行の地形図(帯広)を使用

昭和34年



昭和56年



国土地理院発行の地形図(帯広北部、帯広南部)を使用

平成19年

第六期帯広市総合計画

(基本構想・基本計画)

平成21年12月25日基本構想議決・策定
平成22年2月19日基本計画策定

発行 平成22年3月

編集 帯広市政策推進部企画課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL 0155-65-4105 FAX 0155-23-0151
E-mail : plan@city.obihoro.hokkaido.jp